

# 昭和三十八年運輸省令第四十一号

船舶安全法施行規則

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、船舶安全法施行規則を次のように定める。

## 目次

第一章 総則（第一条—第四条の二）

第二章 航行上の条件（第五条—第十二条）

第二章の二 安全管理手引書（第十二条の二）

第二章の三 小型兼用船の施設等（第十三条—第十三条の三）

第二章の四 高速船の施設等（第十三条の四・第十三条の五）

第二章の五 結合した二の船舶の施設（第十三条の六）

第二章の六 産業人員等運送船の施設（第十三条の七）

第三章 検査

第一節 通則（第十四条—第十六条）

第二節 検査の執行（第十七条—第二十二条）

第三節 検査の準備（第二十三条—第三十条）

第四節 検査申請の手続（第三十一条・第三十二条）

第五節 船舶検査証書等（第三十三条—第四十六条）

第六節 雜則（第四十六条の二—第四十六条の四）

第三章の一 登録検定機関等

第一節 登録検定機関（第四十七条—第四十七条の十二）

第二節 登録検査確認機関（第四十七条の十三—第四十七条の十五）

第三節 船級協会（第四十七条の十六—第四十七条の十九）

第四節 登録検査機関（第四十七条の二十一—第四十七条の二十三）

第五節 証書発給船級協会（第四十七条の二十四—第四十七条の二十六）

第六節 旅費の額の計算に関する細目（第四十七条の二十七—第四十七条の三十一）

第四章 雜則（第四十八条—第六十六条の二）

第五章 罰則（第六十七条—第六十九条）

附則  
第一章 総則  
(定義)

第一条 この省令において「国際航海」とは、一国と他の国との間の航海をいう。この場合において、一国が国際関係について責任を有する地域又は国際連合が施政権者である地域は、別個の国とみなす。

第二条 この省令において「漁船」とは、次の各号の一に該当する船舶をいう。  
 一 もつばら漁ろう（附属船舶を用いてする漁ろうを含む。以下次号において同じ。）に從事する船舶  
 二 漁ろうに從事する船舶であつて漁獲物の保藏又は製造の設備を有するもの  
 三 もつばら漁ろう場から漁獲物又はその加工品を運搬する船舶

四 もつばら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に從事する船舶又は漁業の取締りに從事する船舶であつて漁ろう設備を有するもの  
 五 この省令において「危険物ばら積船」とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第一号の二のばら積み液体危険物を運送するための構造を有する船舶をい。う。

四 この省令において「特殊船」とは、原子力船（原子力船特殊規則（昭和四十二年運輸省令第八十四号）第二条に規定する原子力船をいう。以下同じ。）、潜水船、水中翼船、エアクッションボート、表面効果翼船（海上衝突予防法施行規則（昭和五十二年運輸省令第十九号）第二十一条の二）

に規定する表面効果翼船をいう。以下同じ。）、海底資源掘削船、半潜水型又は甲板昇降型の船舶及び潜水設備（内部に人員をとう載するものに限る。以下同じ。）を有する船舶その他特殊な構造又は設備を有する船舶で告示で定めるものをいう。

この省令において「小型兼用船」とは、漁船以外の小型船舶のうち漁ろうにも従事するものであつて、漁ろうと漁ろう以外のことと同時にしないものをいう。この場合において、港の区域は、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域とする。ただし、これと異なる区域を告示で定めたときは、その区域とする。

一 千葉県富津岬から神奈川県観音崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

二 静岡県御浜崎から同県清水灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

三 愛知県伊良湖岬灯台から三重県神島灯台から百八十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から同県菅島灯台まで引いた線、同灯台から同県松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

四 三重県菅島から同県安乘崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

五 三重県城山崎から同県御座崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

六 和歌山県駒崎から同県灯明崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

七 和歌山県宮崎ノ鼻から同県田倉崎から二百三十六度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島江崎灯台から三百三十度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

八 兵庫県加古川口左岸突端から同県加島東端まで引いた線、同島東端から香川県小豆島大角鼻灯台まで引いた線、同灯台から同県馬ヶ鼻まで引いた線、愛媛県忽那山から山口県平郡島南東端から百八十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から同県八島洲崎まで引いた線、同島鉢崎から同県祝島鳥帽子鼻まで引いた線、同島西端から同県尾島西端まで引いた線、同島西端から同県野島南端まで引いた線、同島西端から同県三田尻中閑港築地東防波堤南灯台から百三十七度五千二百メートルの地点まで引いた線、同地点から同県丸尾崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

九 削除

十 山口県宇部岬港沖防波堤東灯台から九十度六百メートルの地点から二百五十八度二万メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線、福岡県八幡岬から三百五十九度三十分二千メートルの地点まで引いた線、同地点から同県馬島西端まで引いた線、同島西端から山口県村崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十一 愛媛県女子鼻から同県大崎鼻灯台から二百九十四度四千メートルの地点まで引いた線、同地点から同県嘉島宇和嘉島灯台まで引いた線、同灯台から同県戸島西端まで引いた線、同島西端から同県須下崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十二 大分県臼石鼻から同県関崎灯台から九十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から同県沖無垢島東端まで引いた線、同島東端から同県高甲岩灯台まで引いた線、同灯台から同県先ノ瀬灯台まで引いた線、同灯台から同県鶴御崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十三 鹿児島県小根占崎から同県金比羅ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十四 鹿児島県奄美群島奄美大島神ノ鼻から加計呂麻島カネンテ埼まで引いた線、同島西端から仁屋離西端まで引いた線、江仁屋離西端から奄美大島曾津高崎まで引いた線、同島曾津高崎から枝手久島戸倉崎まで引いた線、同島戸倉崎から奄美大島倉木崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

十五 沖縄県沖縄群島沖縄島金武岬から四十三度五千五百メートルの地点から伊計島灯台から七十三度千九百メートルの地点まで引いた線、同地点から浮原島東端まで引いた線、同島東端から高島灯台から百四十七度二千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から沖縄島知念岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

- 十六 沖縄県沖縄群島沖縄島渡久地港本部防波堤灯台から百五十四度四千メートルの地点から水  
ナ島灯台から二百四十八度二千二百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度二千メート  
ルの地点まで引いた線、同地点から六十八度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 十七 沖縄県沖縄群島沖縄島備瀬埼灯台から九十九度九千二百メートルの地点から古宇利島北端  
まで引いた線、同島北端から百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 十八 沖縄県慶良間列島渡嘉敷島阿波連崎から外地島南端まで引いた線、同島南端から阿嘉島南  
西端まで引いた線、同島南西端から屋嘉比島南端まで引いた線、同島北端から座間味島西端ま  
で引いた線、同島北東端から渡嘉敷島北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 十九 沖縄県宮古列島宮古島南端から来間島南端まで引いた線、同島南西端から下地島南西端ま  
で引いた線、同島北西端から伊良部島北端まで引いた線、同島北端から池間島北西端まで引い  
た線、同島北端から大神島北端まで引いた線、同島東端から宮古島ピンフ岳まで引いた線及び  
陸岸により囲まれた水域
- 二十 沖縄県八重山列島西表島宇奈利崎西端から外離島北西端まで引いた線、同島南端から新島  
南端まで引いた線、同島南西端から三百九度に引いた線、西表島野原崎から石垣島大崎まで引  
いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 二十一 沖縄県八重山列島西表島宇奈利崎西端から外離島北西端まで引いた線、同島北西端から  
西表島八重目崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 二十二 鹿児島県黒之浜港西防波堤灯台から百九十三度二百メートルの地点から同島長島南端ま  
で引いた線、同島南西端から同島御床島西端まで引いた線、同島ビシヤゴ瀬ノ鼻から同島天草  
下島鶴崎まで引いた線、同島シラタケ鼻から長崎県瀬詰崎まで引いた線及び陸岸により囲まれ  
た水域
- 二十三 長崎県三重崎から同島野母崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 二十四 長崎県才ノ鼻から同島崎戸島南西端まで引いた線、同島南西端から同島御床島西端まで  
引いた線、同島大崎から熊本県下須島尾崎まで引いた線、同島ビシヤゴ瀬ノ鼻から同島天草  
下島鶴崎まで引いた線、同島シラタケ鼻から長崎県瀬詰崎まで引いた線及び陸岸により囲まれ  
た水域
- 二十五 長崎県対馬上島鴨居瀬港西防波堤灯台から八十二度千メートルの地点から黒島北端まで  
引いた線、同島南端から下島折瀬鼻まで引いた線、同島綱掛崎から三百七度に引いた線、同島  
郷崎から上島小松崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 二十六 佐賀県賀崎から同県向島北端まで引いた線、同島北端から長崎県黒島北西端まで引い  
た線、同島北西端から同県青島北西端まで引いた線、同島北西端から同県津崎まで引いた線及  
び陸岸により囲まれた水域
- 二十七 福岡県串崎から佐賀県神集島北端まで引いた線、同島北端から同県加部島北端まで引い  
た線、同島北端から同県浦戸岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 二十八 福岡県志賀島大崎から同県西浦岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 二十九 山口県泊崎から百八十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 三十 山口県虎ヶ崎から同県青海島東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 三十一 島根県隱岐諸島中ノ島木路ヶ崎から知夫里島東端まで引いた線、同島帶ヶ崎から西ノ島  
漕廻鼻まで引いた線、同島北東端から中ノ島北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 三十二 島根県地蔵崎から鳥取県日野川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 三十三 京都府鷺崎から同府博奕岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 三十四 福井県小山ノ鼻から同県鋸崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 三十五 福井県岡崎から同県立石岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 三十六 石川県能登小木港大山灯台から富山県小矢部川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により  
囲まれた水域

- 三十七 青森県貝崎から同県明神崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 三十八 北海道大鼻岬から同道葛登支岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 三十九 北海道尻別川口右岸突端から同道弁慶岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 四十 北海道高島岬から百三十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 四十一 北海道末広崎から同道大黒島砂崎まで引いた線、同島南端から同道尻羽崎まで引いた線  
及び陸岸により囲まれた水域
- 四十二 岩手県姉ヶ崎から同島閉伊崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 四十三 岩手県小根ヶ崎から同島館ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 四十四 岩手県七尻崎から同島長崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 四十五 岩手県尾崎から同島馬田岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 四十六 岩手県オオリ崎から同島碁石崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 四十七 宮城県御崎岬から同島陸前大島灯台から百五十度千メートルの地点まで引いた線、  
同島から同島岩井崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 四十八 宮城県白銀崎から同島出島北端まで引いた線、同島四子ノ崎から同島大貝崎まで引いた  
線及び陸岸により囲まれた水域
- 四十九 宮城県宮戸島菅野崎から同県花淵崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 五十 この省令において「沿海区域」とは、次に掲げる水域をいう。
- 一 横太本島（横太本島散江泊地から北知床岬を経て北緯五十度の線に至る区間及び同線以北の  
区域を除く。）、海馬島、国後島、択捉島、色丹島、志発島、北海道、北海道礼文島、同道利尻  
島、同道奥尻島、本州、青森県久六島、島根県隱岐諸島、山口県見島、四国、九州、長崎県五  
島列島、熊本県天草下島、鹿児島県甑島列島、同県宇治群島、同県大隅群島、同県口之島、同  
県中之島、同県平島、同県諏訪瀬島、同県悪石島、同県小宝島、同県宝島及び朝鮮半島の各海  
岸から二十海里以内の水域
- 二 東京都八丈島の海岸から二十海里以内の水域
- 三 東京都都智島、同都父島及び同都母島の各海岸から二十海里以内の水域
- 四 鹿児島県奄美群島、沖縄県伊平屋島、同県沖縄島、同県伊江島、同県粟国島、同県久米島及  
び同県慶良間列島の各海岸から二十海里以内の水域
- 五 沖縄県北大東島及び同県南大東島の各海岸から二十海里以内の水域
- 六 沖縄県沖大東島の海岸から二十海里以内の水域
- 七 沖縄県宮古列島及び同県八重山列島の各海岸から二十海里以内の水域
- 八 千葉県野島崎灯台から北緯三十三度五十分十三秒東經百三十九度四十分四十九秒の地点まで  
引いた線、同地点から北緯三十三度五十分十三秒東經百三十九度三十四分四十九秒の地点まで  
引いた線、同地点から静岡県御前崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 九 東京都式根島南端から三重県沢崎まで引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲ま  
れた水域
- 十 静岡県御前崎灯台から二百三十六度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲ま  
れた水域
- 十一 和歌山県周参見港稻積島灯台から宮崎県一ツ瀬川口右岸突端まで引いた線並びに本州、四  
国及び九州の各海岸から二十海里の線により囲まれた水域
- 十二 東は東経百二十九度五十分、南は北緯二十八度三十分、西は東経百二十八度五十五分、北  
は北緯二十九度十三分の線により囲まれた水域
- 十三 山口県觀音崎から朝鮮半島尚南道蔚崎まで引いた線、長崎県生月島北端から朝鮮半島全  
羅南道古突山半島南東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 十四 石川県滝崎灯台から鳥取県長尾鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域



(1) 長さ五メートル未満の船舶にあつては、当該他の船舶の推進機関の連続最大出力が七・四キロワット以下、長さ五メートル以上の船舶にあつては、当該他の船舶の推進機関の連続最大出力が十五キロワット以下であること。

(2) 第一号イ(1)及び(3)に掲げる要件

ト 特殊船

チ 推進機関を有する他の船舶に押されるものであつて、当該推進機関を有する船舶と堅固に結合して一体となる構造を有するもの

リ 係留船（多数の旅客が利用することとなる用途として告示で定めるものに供する係留船であつて、二層以上の甲板を備えるもの又は当該用途に供する場所が閉鎖されているものに限る。以下同じ。）

災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの

係船中の船舶

六 告示で定める水域のみを航行する船舶

七 前各号に掲げるもののほか、船舶の堪航性及び人命の安全の保持に支障がないものとして告示で定める船舶

(満載喫水線の標示の免除)

第三条 法第三条ただし書の国土交通大臣において特に満載喫水線を標示する必要がないと認める船舶は、次のとおりとする。

一 水中翼船、エアクッション艇その他満載喫水線を標示することがその構造上困難又は不適当である船舶

二 引き船 海難救助、しゆんせつ、測量又は漁業の取締りにのみ使用する船舶その他の旅客又は貨物の運送の用に供しない船舶（漁船を除く。）であつて国際航海に従事しないもの（通常は国際航海に従事しない船舶であつて、臨時に単一の国際航海に従事するものを含む。）

三 小型兼用船であつて次に掲げるもの

イ 漁ろうをしない間の航行区域が平水区域であるもの

四 臨時変更証を受有している船舶であつて次に掲げるもの

イ 第十九条の二第一号又は第二号に該当する船舶

ロ 平水区域を航行区域とする船舶で沿海区域を航行し他の平水区域に回航されるもの

五 臨時航行許可証を受有している船舶

六 試運転を行なう場合の船舶

七 平水区域を航行区域とする旅客船であつて、臨時に短期間沿海区域を航行区域とすることとなるもの（第四号ロに掲げるものを除く。）のうち管海官庁が安全上差し支えないと認めるもの（無線電信等の施設の免除）

第四条 法第四条第一項ただし書の規定により無線電信等を施設することを要しない船舶は、次の各号の一に該当する船舶であつて管海官庁が許可したものとする。

一 臨時に短期間法第四条第一項の規定の適用を受けることとなる船舶

二 発航港から到達港までの距離が短い航路のみを航行する船舶

三 母船の周辺のみを航行する搭載船

四 推進機関及び帆装を有しない船舶であつて次に掲げるもの

イ 危険物ばら積船

ロ 特殊船

ハ 推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されてばら積みの油の運送の用に供するもの

五 潜水船 水中翼船、エアクッション艇その他特殊な構造を有する船舶であつて、無線電信等を施設することがその構造上困難又は不適当なもの

六 無線電信等に代わる有効な通信設備を有する船舶

2 前項の許可を受けようとする船舶所有者は、無線施設免除申請書（第一号様式）に船舶検査証書及び船舶検査手帳を添えて管海官庁に提出しなければならない。

3 第一項の許可は、船舶検査手帳に記入して行う。

(無線電信等の施設の適用除外)

## 第四条の二

法第四条第二項の国土交通省令で定める船舶は、次のとおりとする。

一 臨時航行許可証を受有している船舶

二 試運転を行う場合の船舶

三 湖川港内の水域（告示で定めるものを除く。）のみを航行する船舶

四 推進機関及び帆装を有しない船舶（危険物ばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百五十七条の二の液体油脂ばら積船であつて平水区域のみを航行するものを除く。）、特殊船及び推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されたり又はばら積みの油の運送の用に供するものを除く。）

## 第二章 航行上の条件

## (航行区域)

第五条 法第九条第一項の規定により定める航行区域は、平水区域、沿海区域、近海区域又は遠洋区域の四種とする。

第六条 管海官庁は、本邦外の各港湾又は湖川港内ののみを航行する船舶について、第一条第六項から第八項までの規定にかかわらず、これらの規定に定める区域に準ずる区域を平水区域、沿海区域又は近海区域として航行区域を定めることができる。

第七条 管海官庁は、船舶の大きさ、構造、設備若しくは用途又は航路の状況を考慮して必要があると認める場合は、区域又は期間を限定して航行区域を定めることができる。

(最大二つ載員)

第八条 法第九条第一項の規定により定める最大二つ載員は、漁船以外の船舶にあつては旅客、船員及びその他の乗船者の別に船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）又は小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）の定めるところにより、漁船にあつては船員及びその他の乗船者の別に漁船特殊規程（昭和九年通信省・農林省令）又は小型漁船安全規則（昭和四十九年農林省・運輸省令第一号）の定めるところによる。

第九条 最大二つ載員に関する規定の適用については、一歳未満の者は算入しないものとし、国際航海に従事しない船舶に限り一歳以上十二歳未満の者一人をもつて一人に換算するものとする。

2 最大二つ載員に関する規定の適用については、貨物を旅客室、船員室その他の最大二つ載員を算定した場所に積載した場合は、これをその占める場所に対応する人員とみなす。

(制限気圧)

第十一条 法第九条第一項の規定により定める制限気圧は、船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）の定めるところによる。

(満載喫水線)

第十二条 法第十三条第一項の規定により定める満載喫水線の位置は、満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）又は船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）の定めるところによる。

(その他の航行上の条件)

2 前項の指定は、船舶検査証書に記入して行う。

第二章の二 安全管理手引書

(安全管理手引書)

第十二条の二 船舶所有者は、国際航海に従事する船舶（公用に供する船舶を除く。）であつて次に掲げるもの（第二号から第七号までに掲げる船舶にあつては、総トン数五百トン以上のものに

限る。)ことに、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第九章第一規則第一項に規定する国際安全管理規則(以下この条において「国際安全管理規則」という。)に従つて、当該船舶の航行の安全を確保するため当該船舶及び当該船舶を管理する船舶所有者の事務所において行われるべき安全管理に関する事項について、安全管理手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置かなければならない。

一 旅客船

二 タンカー(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)

第三条第九号に規定するタンカーをいう。以下同じ。)

三 液化ガスばら積船(危険物船舶運送及び貯蔵規則第百四十二条に規定する液化ガスばら積船をいう。以下同じ。)

四 液体化学薬品ばら積船(危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百五十七条に規定する液体化学薬品ばら積船をいう。以下同じ。)

五 国際航海に従事する総トン数五百トン以上の貨物船(船舶区画規程第二条第一項に規定する貨物船をいう。)であつて、次のいずれかに該当する船舶(第五十一条第一項において「バルキヤリア」という。)であつて、次のいずれかに該当する船舶(第五十一条第一項において「バル

クキヤリア」という。)

イ 一層の甲板を備える船舶であつて、貨物区域(船舶防火構造規則(昭和五十五年運輸省令第十一号)第二条第十七号に規定する貨物区域をいう。)にトッピング・サイドタンクを有する船舶

ロ 一層の甲板を備える船舶(船内に一の縦通隔壁を有し、当該縦通隔壁間にある場所が貨物倉である船舶に限る。)であつて、貨物倉の船底部の構造を二重底構造とする船舶

ハ 船舶防火構造規則第二十九条の二の兼用船(前二号に掲げる船舶を除く。)

六 第十三条の四第一項の規定に基づいて管海官庁の指示するところにより法第二条第一項に掲げる事項を施設した船舶(旅客船及び第一条第二項第一号に掲げる船舶を除く。)

七 前各号に掲げる船舶及び第一条第二項第一号に掲げる船舶以外の船舶であつて推進機関を有するもの

八 前項の安全管理手引書は、国際安全管理規則第一項4に規定する安全管理システムに関する事項その他国際安全管理規則において文書化しなければならないこととされている事項が定められたものでなければならぬ。

九 船舶所有者は、第一項の規定の適用のある船舶ごとに、国際安全管理規則第十三項2に規定する適合書類の写し及び同項4に規定する安全管理証書を第一項の安全管理手引書とともに当該船舶内に備え置かなければならない。

第二章の三 小型兼用船の施設等

(小型兼用船の施設等)

第三条 第十三条 小型兼用船に係る命令の規定は、小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

四 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から十二海里以内の水域と定められている小型兼用船の場合において、同令中「第一種小型漁船」とあるのは、「漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里以内の水域と定められている小型兼用船」と、「第二種小型漁船」とあるのは、「漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船」と読み替えるものとする。

五 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

六 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

七 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から十二海里以内の水域と定められている小型兼用船の場合において、同令中「第一種小型漁船」とあるのは、「漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里以内の水域と定められている小型兼用船」と、「第二種小型漁船」とあるのは、「漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船」と読むべきである。

八 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

九 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

十 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

十一 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

十二 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

十三 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

十四 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

十五 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

十六 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

十七 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

十八 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

十九 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

二十 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

二十一 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

二十二 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

二十三 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

二十四 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

二十五 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

二十六 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

二十七 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

二十八 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

二十九 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

三十 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

三十一 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

三十二 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

三十三 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

三十四 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

三十五 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

三十六 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

三十七 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

三十八 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

三十九 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

四十 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

四十一 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

四十二 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

四十三 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

四十四 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

四十五 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

四十六 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

四十七 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

四十八 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

四十九 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

五十 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

五十一 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

五十二 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

五十三 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

五十四 前項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。

五十五 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える間の航行区域が本邦の海岸から百海里を超える水域と定められている小型兼用船のみとする。

4 国際航海に従事する小型兼用船であつて漁ろうをする間にのみ国際航海をするものについては、第一項及び第二項の規定にかかるわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定に国際航海に従事する船舶に係る規定は、適用しない。

第五十三条の三 国際航海に従事する小型兼用船であつて漁ろうをする間にのみ国際航海をするものについては、第六十条の五から第六十条の八までの規定にかかるわらず、国際航海に従事する船舶に係る規定は適用しない。

第五十三条の二 漁ろうをする間にのみ国際航海をするものについては、船舶設備規程第八編の規定にかかるわらず、管海官庁の指示するところによることができる。

第二章の四 高速船の施設等

(高速船の施設)

第三十三条の四 最強速力が次項に掲げる算式により算定した値以上の船舶であつて次の各号に掲げるものに關し施設しなければならない法第二条第一項に掲げる事項及びその標準並びに法第三条の規定による満載喫水線の標示については、それぞれ法第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令及び法第三条の国土交通省令の規定にかかるわらず、管海官庁が千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第十章第一規則に規定する高速船コード(以下「高速船コード」という。)に従つて指示するところによることができる。

一 平水区域及びこれに準ずる本邦外の区域から当該船舶の最強速力の九十パーセントの速力で四時間以内に到達できる区域のみを航行する旅客船(原子力船を除く。)

二 平水区域及びこれに準ずる本邦外の区域から当該船舶の最強速力の九十分の一の速力で八時間以内に到達できる区域のみを航行する総トン数五百トン以上の貨物船(海上における人の安全のための国際条約等による証書に関する省令(昭和四十年運輸省令第三十九号)第一条の二第八項に規定する貨物船であつて原子力船以外のものをいう。)

三 二の第八項に規定する算式は、次に掲げる前項に規定する算式は、次に掲げるものとする。

3 . 7 V<sub>0</sub> . 1667 (メートル毎秒)

V<sub>0</sub>は、計画喫水線における排水容積(立方メートル)

第一項の管海官庁の指示は、船舶設備規程第四条、船舶区画規程第十条の三、船舶復原性規則(昭和三十一年運輸省令第七十六号)第十七条及び第二十三条、船舶救命設備規則(昭和四十年運輸省令第三十六号)第四条、船舶消防設備規則(昭和四十年運輸省令第三十七号)第三条、満載喫水線規則第三十五条、小型船舶安全規則第四条、船舶防火構造規則第五条、船舶機関規則第三条及び船舶構造規則(平成十年運輸省令第十六号)第三条の規定により行うものとする。

(高速船の検査)

第三十三条の五 前条第一項の規定に基づいて管海官庁の指示するところにより法第二条第一項に掲げる事項を施設し、かつ、法第三条の規定による満載喫水線の標示をした船舶について定期検査又は製造検査を受けようとする者は、第三十一条第一項の船舶検査申請書又は同条第三項の製造検査申請書にその旨を記載しなければならない。

管海官庁は、法第九条第一項の規定により前項の船舶に対して交付する船舶検査証書に、当該船舶が前条第一項の規定に基づいて管海官庁の指示するところにより法第二条第一項に掲げる事項を施設し、かつ、法第三条の規定による満載喫水線の標示をしている旨及び当該船舶に係る前条第一項各号に規定する航行上の条件を記入するものとする。



第二項の表第四 号上欄に掲げる 船舶	第二項の表第五 号上欄に掲げる 船舶	第二項の表第六 号上欄に掲げる 船舶	第二項の 表第五号 下欄	第二項の 表第五号 二号	第二項の 船舶検査証書の有効期間が 満了する日
法第十条第一項 ただし書に規定 する船舶	第四項	第二項の 表第六号 下欄	第二項の 表備考第 二号	船舶検査証書の有効期間が 満了する日	時期を繰り上げて受けた第二種中間 検査に合格した日から起算して三月 を経過した日
船舶検査証書の有効期間の 起算日から三十三月を経過 する日から三十九月を経過 する日までの間	船舶検査証書の有効期間の 起算日から二十一月を経過 する日から三十九月を経過 する日までの間	船舶検査証書の有効期間の 起算日から三十九月を経過 する日までの間	船舶検査証書の有効期間が 満了する日	時期を繰り上げて受けた第一種中間 検査に合格した日から起算して三十 九月を経過する日	時期を繰り上げて受けた第一種中間 検査に合格した日から起算して三十 九月を経過する日

(1) 船体の主要部についての曲り直し、補強、取替え、溶接その他の作業で船体の強度、水密性又は防火性に影響を及ぼすおそれのあるもの

(2) 機関の主要部についての削整、補強、溶接その他の作業で機関の性能に影響を及ぼすおそれのあるもの

(3) (1) 又は(2)に規定する物件のほか法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件で船舶に固定して施設されるも又は潜水設備の主要部についての曲り直し、補強、取替え、溶接その他の作業で当該物件の性能又は強度に影響を及ぼすおそれのあるもの

(4) 船舶設備規程第三百二十二条の六に規定する危険場所に布設している電路の変更又は取替え

(5) 複雑又は特殊な技量又は装置を必要とする作業  
ロ 法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件で船舶に固定して施設されるものを性能又は形式が同一のものと取り替える修理（あらかじめ法による検査又は検定を受け、これに合格した物件で当該検査又は検定に合格した後初めて船舶に備え付けられるものと取り替える修理（機関に係る物件についての修理で当該修理により機関の性能に影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）を除く。）  
前項の規定にかかるらず、小型船舶安全規則第一条第一項に規定する小型船舶及び漁船特殊規則（昭和九年通信省・農林省令）第二条に規定する小型漁船（危険物ばら積船及び特殊船を除く。以下この条において「一般小型船」という。）についての法第五条第一項第三号の国土交通省令で定める改造又は修理は、次に掲げる改造又は修理とする。  
一 船舶の長さ、幅又は深さの変更その他船体の主要な構造の変更で船体の強度、水密性又は防火性に影響を及ぼす改造  
二 上甲板下の船体（上甲板のない船舶であつては、げん端下の船体をいう。以下この条において同じ。）の主要部についての曲り直し、補強、取替え、溶接その他の作業で船体の強度、水密性又は防火性に影響を及ぼすおそれのある修理  
三 かじ又は操舵装置についての変更で船舶の操縦性に影響を及ぼす改造  
四 主機を取り替える改造又は修理（あらかじめ法による検査又は検定を受け、これに合格した船外機（海難その他の事由により当該検査又は検定に合格した後初めて船舶に備え付けられるものと取り替えるものとを除く。）をあらかじめ管海官庁の指定した条件に従つて取り替える改造又は修理を除く。）  
五 機関的主要部を取り替える改造又は修理（あらかじめ法による検査又は検定を受け、これに合格した物件（性能が同一のものに限る。）で当該検査又は検定に合格した後初めて船舶に備え付けられるものと取り替えるものとを除く。）  
六 船舶に固定して施設される救命設備・消防設備及び航海用具に係る物件で船舶に固定して施設されるものに関し、検査を受けた事項につき船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれのある変更を生じる改造又は修理  
七 法第四条第一項の規定により施設する無線電信等の取替え

四 國際航海に從事しない総トン数四百トン以上の船舶について、國際防汚方法証書の交付又は裏書を受けようとするとき。  
五 ポイラーの安全弁の封鎖を解放して調整しようとするとき。  
六 揚貨装置につき指定を受けた制限荷重、制限角度又は制限半径の変更を受けようとするとき。  
七 昇降機につき指定を受けた制限荷重又は定員の変更を受けようとするとき。  
八 第十二条の二第一項の規定の適用のある船舶について、同項の安全管理手引書につき当該船舶の航行の確保に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするとき。  
九 船舶復原性規則又は小型船舶安全規則第一百一条の規定の適用を受ける船舶及びこれ以外のタンカー（船舶区画規程第二条第二項のタンカーをいう。）液化ガスばら積船及び液体化学药品ばら積船について、法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件以外の物件の新設、増備、位置の変更、取替え若しくは取りはずしで当該船舶の航行の安全の確保に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするとき。  
十 小型船舶安全規則の適用を受ける船舶（前号の船舶を除く。）について、当該船舶の復原性に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするとき。  
十一 小型船舶安全規則第二条第一項に規定する小型船舶及び漁船特殊規則第二条に規定する小型漁船について、当該船舶の操縦性に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするとき。  
十二 特定の事項について指定を受けた臨時検査を受けるべき時期に至つたとき。  
十三 海難その他の事由により検査を受けた事項につき船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれのある変更が生じたとき。ただし、一般小型船については、次に掲げる場合に著しい影響を及ぼすおそれのある変更が生じたとき。  
イ 上甲板下の船体の主要な構造に重大な損傷が生じたとき。  
ロ クランク軸等主機の主要部又はプロペラ軸に重大な損傷が生じたとき。  
ハ 火災により船舶に重大な損傷が生じたとき。

前項第十二号の指定は、船舶検査手帳に記入して行う。  
第三項第十二号に係る臨時検査は、その時期を繰り上げて受けることができる。  
六 5 4  
一 臨時検査を受けるべき場合に定期検査、第一種中間検査、第二種中間検査（臨時検査を受けるべき事項が第二種中間検査の検査事項のみである場合に限る。）又は第三種中間検査（臨時検査を受けるべき事項が第三種中間検査の検査事項のみである場合に限る。）を受けるときは、臨時検査を受けることを要しない。  
(臨時航行検査)

第十九条の二 臨時航行検査は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。  
一 日本船舶を所有することができない者に譲渡する目的でこれを外国に回航するとき。  
二 船舶を改造し、整備し、若しくは解撤するため、又は法による検査若しくは検定若しくは船舶法（明治三十二年法律第四十六号）による総トン数の測度（小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号）第一条第一項又は第三項の総トン数の測度を含む。以下同じ。）又は小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号。以下「小型船舶登録法」という。）第六条第二項若しくは第九条第二項の総トン数の測度を受けるためこれを改造、整備若しくは解撤する場所又は法による検査若しくは検定、船舶法若しくは小型船舶登録法による総トン数の測度を受ける場所に回航するとき。  
三 その他船舶検査証書を受有しない船舶を、やむを得ない理由によつて臨時に航行の用に供すにあつては、この限りでない。

四 國際航海に從事しない総トン数四百トン以上の船舶について、國際防汚方法証書の交付又は裏書を受けようとするとき。  
五 ポイラーの安全弁の封鎖を解放して調整しようとするとき。  
六 揚貨装置につき指定を受けた制限荷重、制限角度又は制限半径の変更を受けようとするとき。  
七 昇降機につき指定を受けた制限荷重又は定員の変更を受けようとするとき。  
八 第十二条の二第一項の規定の適用のある船舶について、同項の安全管理手引書につき当該船舶の航行の確保に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするとき。  
九 船舶復原性規則又は小型船舶安全規則第一百一条の規定の適用を受ける船舶及びこれ以外のタンカー（船舶区画規程第二条第二項のタンカーをいう。）液化ガスばら積船及び液体化学药品ばら積船について、法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件以外の物件の新設、増備、位置の変更、取替え若しくは取りはずしで当該船舶の航行の安全の確保に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするとき。  
十 小型船舶安全規則の適用を受ける船舶（前号の船舶を除く。）について、当該船舶の復原性に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするとき。  
十一 小型船舶安全規則第二条第一項に規定する小型船舶及び漁船特殊規則第二条に規定する小型漁船について、当該船舶の操縦性に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするとき。  
十二 特定の事項について指定を受けた臨時検査を受けるべき時期に至つたとき。  
十三 海難その他の事由により検査を受けた事項につき船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれのある変更が生じたとき。ただし、一般小型船については、次に掲げる場合に著しい影響を及ぼすおそれのある変更が生じたとき。  
イ 上甲板下の船体の主要な構造に重大な損傷が生じたとき。  
ロ クランク軸等主機の主要部又はプロペラ軸に重大な損傷が生じたとき。  
ハ 火災により船舶に重大な損傷が生じたとき。

前項第十二号の指定は、船舶検査手帳に記入して行う。

第三項第十二号に係る臨時検査は、その時期を繰り上げて受けることができる。

六 5 4  
一 臨時検査を受けるべき場合に定期検査、第一種中間検査、第二種中間検査（臨時検査を受けるべき事項が第二種中間検査の検査事項のみである場合に限る。）又は第三種中間検査（臨時検査を受けるべき事項が第三種中間検査の検査事項のみである場合に限る。）を受けるときは、臨時検査を受けることを要しない。

(臨時航行検査)

第十九条の二 臨時航行検査は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

一 日本船舶を所有することができない者に譲渡する目的でこれを外国に回航するとき。

二 船舶を改造し、整備し、若しくは解撤するため、又は法による検査若しくは検定若しくは船舶法（明治三十二年法律第四十六号）による総トン数の測度（小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号）第一条第一項又は第三項の総トン数の測度を含む。以下同じ。）又は小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号。以下「小型船舶登録法」という。）第六条第二項若しくは第九条第二項の総トン数の測度を受けるためこれを改造、整備若しくは解撤する場所又は法による検査若しくは検定、船舶法若しくは小型船舶登録法による総トン数の測度を受ける場所に回航するとき。

三 その他船舶検査証書を受有しない船舶を、やむを得ない理由によつて臨時に航行の用に供すにあつては、この限りでない。

## (コンテナに関する検査の特例)

**第十九条の三** 次の各号の一に該当するコンテナ(船舶による貨物の運送に使用される底部が方形の器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械荷役、積重ね又は固定の用に供する装具を有するものをいう。以下同じ。)については、前三条の規定にかかわらず、定期検査、中間検査、臨時検査及び臨時航行検査を受けることを要しない。

一 法による検査又は検定を受け、これに合格したコンテナであつて次に掲げる要件に適合するもの

イ 第五十六条の四第二項に規定する安全承認板が取り付けられていること。

ロ 第六十条の四第一項第一号又は第二号に掲げる日を経過していないこと。

ハ 著しい摩損、腐食又はき裂、有害な変形その他の異状が認められないこと。

二 日本船舶を所有することができる者又は日本船舶を所有することができない者が所有しているコンテナであつて、それぞれ告示で定める外国の政府により当該国のコンテナに関する法令に適合していることが認められていることを示す有効な確認物を有し、かつ、前号ハの要件に適合するもの

## (特別検査)

**第二十条** 特別検査は、国土交通大臣が一定の範囲の船舶について事故が著しく生じている等によりその材料、構造、設備又は性能が法第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令に適合していないおそれがあると認める場合に、これらの船舶について特別検査を受けるべき旨を公示して行うものとする。

2 前項の規定による公示は、次に掲げる事項を定めて行うものとする。

## 2.1 検査を受けるべき船舶の範囲

## 2.2 検査を受けるべき事項

## 2.3 検査を受けるべき期間

## 2.4 その他検査に關必要な事項

## 2.5 検査を受けるべき期間

## 2.6 その他検査に關必要な事項

## 2.7 検査を受けるべき期間

## 2.8 その他検査に關必要な事項

## 2.9 検査を受けるべき期間

## 2.10 その他検査に關必要な事項

## 2.11 検査を受けるべき期間

## 2.12 その他検査に關必要な事項

## 2.13 検査を受けるべき期間

## 2.14 その他検査に關必要な事項

## 2.15 検査を受けるべき期間

## 2.16 その他検査に關必要な事項

## 2.17 検査を受けるべき期間

## 2.18 その他検査に關必要な事項

## 2.19 検査を受けるべき期間

## 2.20 その他検査に關必要な事項

## 2.21 検査を受けるべき期間

## 2.22 検査を受けるべき期間

## 2.23 検査を受けるべき期間

## 2.24 検査を受けるべき期間

**第二十一条** 法第六条第一項の製造検査を受けることを要しない船舶は、次のとおりとする。

## 1.1 平水区域のみを航行する船舶であつて旅客船、危険物ばら積船及び特殊船以外のもの

## 1.2 推進機関及び帆装を有しない船舶(危険物ばら積船、特殊船、推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されて人又はばら積みの油の運送の用に供するもの及び係留船を除く。)

## 1.3 外国国籍を取得する目的で製造に着手した後日本の国籍を取得する目的で製造することとなつた船舶であつて管海官庁が法第六条第一項の製造検査を行なうことが困難であると認めるもの

## (予備検査を受けることができる物件)

## 1.4 別表第一製造に係る予備検査の項に掲げる物件はその改造、修理又は整備について予備検査を受けることができる。

## (検査の準備)

## 1.5 検査の準備

## 1.6 検査の準備

## 1.7 検査の準備

## 1.8 検査の準備

## 1.9 検査の準備

## 1.10 検査の準備

1.11	一 船体にあつては次に掲げる準備
1.12	1.1 船底外板、かじ等の船体外部に係る事項の告示で定める外観検査の準備
1.13	1.2 タンク、貨物区画等の船体内部に係る事項の告示で定める外観検査の準備
1.14	1.3 告示で定める板厚計測の準備
1.15	1.4 材料試験の準備(初めて検査を受ける場合に限る。)
1.16	1.5 非破壊検査の準備
1.17	1.6 圧力試験及び荷重試験の準備
1.18	1.7 水密戸、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.19	1.8 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.20	1.9 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.21	1.10 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.22	1.11 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.23	1.12 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.24	1.13 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.25	1.14 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.26	1.15 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.27	1.16 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.28	1.17 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.29	1.18 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.30	1.19 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.31	1.20 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.32	1.21 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.33	1.22 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.34	1.23 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.35	1.24 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.36	1.25 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.37	1.26 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.38	1.27 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.39	1.28 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.40	1.29 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.41	1.30 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.42	1.31 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.43	1.32 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.44	1.33 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.45	1.34 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.46	1.35 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.47	1.36 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.48	1.37 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.49	1.38 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.50	1.39 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.51	1.40 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.52	1.41 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.53	1.42 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.54	1.43 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.55	1.44 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.56	1.45 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.57	1.46 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.58	1.47 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.59	1.48 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.60	1.49 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.61	1.50 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.62	1.51 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.63	1.52 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.64	1.53 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.65	1.54 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.66	1.55 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.67	1.56 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.68	1.57 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.69	1.58 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.70	1.59 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.71	1.60 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.72	1.61 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.73	1.62 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.74	1.63 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.75	1.64 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.76	1.65 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.77	1.66 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.78	1.67 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.79	1.68 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.80	1.69 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.81	1.70 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.82	1.71 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.83	1.72 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.84	1.73 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.85	1.74 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.86	1.75 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.87	1.76 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.88	1.77 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.89	1.78 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.90	1.79 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.91	1.80 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.92	1.81 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.93	1.82 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.94	1.83 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.95	1.84 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.96	1.85 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.97	1.86 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.98	1.87 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.99	1.88 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.100	1.89 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.101	1.90 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.102	1.91 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.103	1.92 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.104	1.93 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.105	1.94 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.106	1.95 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.107	1.96 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.108	1.97 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.109	1.98 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.110	1.99 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.111	1.100 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.112	1.101 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.113	1.102 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.114	1.103 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.115	1.104 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.116	1.105 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.117	1.106 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.118	1.107 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.119	1.108 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.120	1.109 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.121	1.110 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.122	1.111 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.123	1.112 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.124	1.113 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.125	1.114 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.126	1.115 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.127	1.116 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.128	1.117 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.129	1.118 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.130	1.119 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.131	1.120 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.132	1.121 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.133	1.122 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.134	1.123 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.135	1.124 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.136	1.125 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.137	1.126 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.138	1.127 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.139	1.128 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.140	1.129 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.141	1.130 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.142	1.131 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.143	1.132 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.144	1.133 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.145	1.134 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.146	1.135 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.147	1.136 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.148	1.137 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.149	1.138 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.150	1.139 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.151	1.140 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.152	1.141 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.153	1.142 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.154	1.143 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.155	1.144 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.156	1.145 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.157	1.146 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.158	1.147 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.159	1.148 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.160	1.149 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.161	1.150 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.162	1.151 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.163	1.152 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.164	1.153 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.165	1.154 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.166	1.155 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.167	1.156 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.168	1.157 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.169	1.158 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.170	1.159 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.171	1.160 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.172	1.161 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.173	1.162 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.174	1.163 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.175	1.164 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.176	1.165 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.177	1.166 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.178	1.167 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.179	1.168 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.180	1.169 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.181	1.170 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.182	1.171 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.183	1.172 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.184	1.173 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.185	1.174 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.186	1.175 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.187	1.176 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.188	1.177 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.189	1.178 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.190	1.179 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.191	1.180 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.192	1.181 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.193	1.182 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.194	1.183 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.195	1.184 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備
1.196	1.185 ハンドル、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備</td

- ハロ 口 材料試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
- 荷重試験（初めて検査を受ける場合に限る。）及び効力試験の準備
- 焼却設備にあつては次に掲げる準備
- 告示で定める解放検査の準備
- 材料試験及び温度試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
- 圧力試験の準備
- 効力試験の準備
- コンテナ設備（コンテナ及びコンテナを固定するための設備をいう。以下同じ。）にあつては次に掲げる準備
- イ 材料試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
- ロ 荷重試験の準備
- 十三 満載喫水線にあつては告示で定める標示の検査の準備
- （中間検査）
- 第二十五条** 第一種中間検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。
- 一 船体にあつては次に掲げる準備
- ロイ 前条第一号イに掲げる準備
- 二 機関にあつては次に掲げる準備
- イ 主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備
- 三 排水設備にあつては次に掲げる準備
- ロイ 前条第三号イに掲げる準備
- 四 操だ、係船及び揚錨<sup>フック</sup>の設備にあつては次に掲げる準備
- ロイ 前条第三号ハに掲げる準備
- 五 救命及び消防の設備にあつては次に掲げる準備
- ロイ 前条第五号口に掲げる準備
- 六 航海用具にあつては前条第六号に掲げる準備
- 七 危険物の積付設備にあつては前項第七号に掲げる準備
- 八 電気設備にあつては次に掲げる準備
- 九 焼却設備にあつては前条第十一号ニに掲げる準備
- 十 満載喫水線にあつては前条第十三号に掲げる準備
- 一一 第二種中間検査を受ける場合の準備は次のとおりとする。
- 一 機関にあつては前項第二号ロに掲げる準備（同号イに係るものを除く。）
- 二 排水設備にあつては前項第三号ロに掲げる準備（同号イに係るものを除く。）
- 三 操だ、係船及び揚錨<sup>フック</sup>の設備にあつては前項第四号ロに掲げる準備
- 四 救命及び消防の設備にあつては前項第九号ロに掲げる準備
- 五 燃却設備にあつては前項第九号に掲げる準備
- 六 航海用具にあつては前項第六号に掲げる準備
- 七 危険物の積付設備にあつては前項第七号に掲げる準備
- 八 電気設備にあつては次に掲げる準備
- 九 焼却設備にあつては次に掲げる準備
- 一〇 前項第八号ロに掲げる準備
- 一一 ロイ 前項第八号イに掲げる準備
- 一二 ハロ 口 材料試験及び荷重試験の準備
- 荷重試験（初めて検査を受ける場合に限る。）及び効力試験の準備
- 焼却設備にあつては次に掲げる準備
- 告示で定める解放検査の準備
- 材料試験及び温度試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
- 圧力試験の準備
- 効力試験の準備
- コンテナ設備（コンテナ及びコンテナを固定するための設備をいう。以下同じ。）にあつては次に掲げる準備
- イ 材料試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
- ロ 荷重試験の準備
- 十三 満載喫水線にあつては告示で定める標示の検査の準備
- （中間検査）
- 第二十六条** 第二項第三号に掲げる準備（同号ロに掲げる準備にあつては同号イに係るものに限る。）
- 一 船体にあつては第一項第一号イに掲げる準備
- 二 機関にあつては第一項第三号に掲げる準備（同号ロに掲げる準備にあつては同号イに係るものに限る。）
- 三 排水設備にあつては第一項第三号に掲げる準備（同号ロに掲げる準備にあつては同号イに係るものに限る。）
- 四 操だ、係船及び揚錨<sup>フック</sup>の設備にあつては第一項第四号イに掲げる準備
- 五 燃却設備にあつては第一項第九号に掲げる準備
- 六 船体内外部に係る事項の告示で定める外観検査の準備
- イ 材料試験、非破壊検査、圧力試験及び荷重試験の準備
- 二 機関にあつては材料試験、非破壊検査、溶接施工試験、釣合い試験、歯当たり試験、わせ試験、圧力試験、効力試験、蓄氣試験、逃気試験及び陸上試運転の準備
- 三 排水設備にあつては圧力試験及び効力試験の準備
- 第二十七条** 特別検査を受ける場合の準備は、第二十条第一項の規定による公示により定められた（特別検査）
- （製造検査）
- 第二十八条** 製造検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。
- 一 船体にあつては次に掲げる準備
- イ 船体内外部に係る事項の告示で定める外観検査の準備
- 二 機関にあつては材料試験、非破壊検査、溶接施工試験、釣合い試験、歯当たり試験、わせ試験、圧力試験、効力試験、蓄氣試験、逃気試験及び陸上試運転の準備
- 三 排水設備にあつては圧力試験及び効力試験の準備
- 第二十九条** 別表第一製造に係る予備検査の項に掲げる物件について予備検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。
- 一 船体に係る物件にあつては材料試験、非破壊検査、圧力試験及び荷重試験の準備
- 二 機関に係る物件にあつては材料試験、非破壊検査、溶接施工試験、釣合い試験、歯当たり試験、わせ試験、圧力試験、効力試験、蓄氣試験、逃気試験及び陸上試運転の準備
- 三 操だ、係船及び揚錨<sup>フック</sup>の設備に係る物件にあつては材料試験、圧力試験及び効力試験の準備
- 四 救命及び消防の設備に係る物件にあつては材料試験、圧力試験及び効力試験の準備
- 五 航海用具に係る物件にあつては材料試験、圧力試験及び効力試験の準備
- 六 荷役その他の作業の設備に係る物件にあつては荷重試験、圧力試験及び効力試験の準備
- 七 電気設備に係る物件にあつては材料試験、防水試験、防爆試験及び完成試験の準備
- 八 昇降機にあつては材料試験、荷重試験及び効力試験の準備
- 九 焼却炉に係る物件にあつては材料試験、温度試験、圧力試験及び効力試験の準備
- コンテナにあつては材料試験及び荷重試験の準備

2 別表第一改造、修理又は整備に係る予備検査の項に掲げる物件について予備検査を受ける場合の準備は、第二十四条第一号又は第二号に掲げる準備のうち当該物件に係るものとする。  
(特殊な設備又は構造に係る準備等)

**第三十条** 管海官庁は、潜水設備その他の特殊な設備又は構造を有する船舶の定期検査、中間検査、臨時検査、臨時航行検査、特別検査、製造検査又は予備検査の準備について、第二十四条から前条までの規定にかかわらず必要と認める準備を指示することができる。

2 管海官庁は、定期検査、中間検査、製造検査又は予備検査の準備の一部を免除することができ  
る。

#### 第四節 検査申請の手続

##### (検査申請書)

**第三十一条** 定期検査、中間検査、臨時検査又は特別検査を受けようとする者は、船舶検査申請書

(第四号様式) を管海官庁に提出しなければならない。

2 臨時航行検査を受けようとする者は、臨時航行検査申請書(第五号様式)を管海官庁に提出し

なければならない。

3 製造検査を受けようとする者は、製造検査申請書(第六号様式)を管海官庁に提出しなければ

ならない。

4 予備検査を受けようとする者は、予備検査申請書(第七号様式)を管海官庁に提出しなければ

ならない。

(書類の提出)

第三十二条 検査申請者は、次に掲げる書類を管海官庁に提出しなければならない。

1 定期検査を初めて受ける場合に提出する書類

イ 製造仕様書並びに法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置を示す図面

ロ 満載喫水線(木材満載喫水線及び区画溝載喫水線を除く。)に関する検査を受ける船舶にあつては、次の図面

船体線図

(2) 最上層の全通甲板までの各喫水に対する全排水量及び每一センチメートル排水量を示す

曲線図

ハ 木材満載喫水線に関する検査を受ける船舶にあつては、甲板積木材貨物の積付けに必要な

装置の構造及び配置を示す図面

二 区画溝載喫水線に関する検査を受ける船舶にあつては、次の書類

(1) 損傷時の復原性の計算表

(2) 非対称の浸水による大角度の横傾斜を修正する装置の配置図

ホ 損傷時の復原性に関する検査を受ける船舶(ニに規定する船舶を除く。)にあつては、次の書類

(1) 損傷時の復原性の計算表

(2) 非対称の浸水による大角度の横傾斜を修正する装置の配置図

ト 揚貨装置に関する検査を受ける船舶にあつては、その強力計算書(力線図を含む。)

チ 潜水設備に関する検査を受ける船舶にあつては、次の書類  
潜水設備の強度計算書及び浮力計算書

ハ 潜水設備の給気装置、排気装置及び電気設備を示す書類

リ 潜水設備の使用方法を示す書類

昇降設備に関する検査を受ける船舶にあつては、次の書類

昇降設備の強力計算書

リ 潜水設備の強度計算書

昇降設備の使用材料を示す書類

リ 昇降設備の強度計算書



5 燃却設備に係る法第五条の検査（法第八条の船舶にあつては、特別検査に限る。）を受けようとする者は、燃却設備検査記録簿を管海官庁に提示しなければならない。

6 管海官庁は、検査のため必要があると認める場合において第一項に規定する書類のほか必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

#### 第五節 船舶検査証書等

##### （船舶検査証書の様式）

第三十三条 船舶検査証書の様式は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

##### 二 小型船舶（第十四条各号に掲げるものを除く。） 第九号様式

##### （船舶検査証書の交付申請）

第三十四条 法第八条の船舶であつて第四十八条の五に規定する検査を要しないものに係る船舶検査証書の交付（小型船舶にあつては、船舶検査証書及び船舶検査済票の交付。次項において同じ。）を受けようとする者は、船舶検査証書交付申請書（第十号様式）を管海官庁に提出しなければならない。

2 船舶検査証書交付申請書には、次に掲げる書類（初めて船舶検査証書の交付を受けた場合については、第三号に掲げる書類及び船級協会の検査に関する事項を記録した書類）を添付しなければならない。

##### 一 船舶検査証書

##### 二 船舶検査手帳

##### 三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

3 管海官庁は、船舶検査証書を初めて交付するときは、当該船舶検査証書と併せて船舶検査手帳を交付するものとする。

（法第十条第一項ただし書の国土交通省令で定める船舶）

第三十五条 法第十条第一項ただし書の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶以外の船舶とする。

##### 一 危険物ばら積船

##### 二 特殊船

##### 三 ボイラ（船舶機関規則第四十二条のボイラに限る。）を有する船舶

##### （船舶検査証書の有効期間）

第三十六条 船舶検査証書の有効期間は、交付の日から定期検査（法第八条の船舶にあつては、船級協会が同条の規定により行う定期検査に相当する検査。以下この条、第四十六条の二第一項及び第四十六条の三第一項において「定期検査等」という。）に合格した日から起算して五年（法第十条第一項ただし書に規定する船舶にあつては、六年。以下この条において同じ。）を経過するまでの間とする。ただし、法第十条第四項各号に掲げる場合又は船舶が船舶検査証書の有効期間が満了する日以降に定期検査等に合格した場合（改造又は修理のため当該船舶を長期間航行の用に供することができない場合その他管海官庁がやむを得ないと認める場合を除く。）（原子力船に係る場合を除く。）は、交付の日から当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの間とする。

2 従前の船舶検査証書の有効期間の満了前に、定期検査等を受け、当該定期検査等に係る船舶検査証書の交付を受けた場合は、従前の船舶検査証書の有効期間は、満了したものとみなす。ただし、当該船舶の船舶検査証書の有効期間は、満了したものとみなす。ただし、当該船舶の区分の変更が臨時的なものである場合は、この限りでない。（船舶検査証書の返付）

##### 第三十七条 管海官庁は、船舶が中間検査、臨時検査又は特別検査に合格した場合は、第三十二条

第一項の規定により提出された船舶検査証書を当該検査申請者に返付するものとする。

（船舶検査証書の書換え）

第三十八条 船舶所有者は、船舶検査証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、書換申請書（第十二号様式）に船舶検査証書及び船舶検査手帳を添えて管海官庁に提出し、船舶検査証書の書換えを受けなければならない。

2 管海官庁は、第一項の規定による船舶検査証書の書換えの申請があつた場合において、その変更が臨時的なものであるときは、書換えに代えて臨時変更証（第十三号様式）を交付するものとする。

3 臨時変更証に書換えに代えて記載された事項に対応する船舶検査証書の記載事項は、当該臨時変更証の有効期間中は、当該臨時変更証に記載されたとおり書き換えられたものとみなす。（船舶検査証書の再交付）

第三十九条 船舶所有者は、船舶検査証書又は臨時変更証を滅失し、又はき損した場合は、船舶検査証書等再交付申請書（第十四号様式）に船舶検査証書（き損した場合に限る。）及び船舶検査手帳を添えて、管海官庁に提出し、その再交付を受けることができる。

2 船舶検査証書又は臨時変更証を失つたことにより再交付を受けた場合は、その失つた船舶検査証書又は臨時変更証は、無効とする。（船舶検査証書等の備付け）

第四十条 船長は、船舶検査証書及び臨時変更証を船内に備えておかなければならぬ。（船舶検査証書の返納）

第四十一条 船舶所有者は、次に掲げる場合は、すみやかに、船舶検査証書（第四号の場合においては、発見した船舶検査証書）を管海官庁に返納しなければならない。

1 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。

2 船舶が法第二条第一項の規定の適用を受けないこととなつたとき。

3 船舶検査証書の有効期間が満了したとき。

4 第三十九条第一項の規定により船舶検査証書の再交付を受けた後、失つた船舶検査証書を見ついたとき。

2 船舶所有者は、次に掲げる場合は、すみやかに、臨時変更証（第三号の場合においては、発見した臨時変更証）を管海官庁に返納しなければならない。

1 前項第一号又は第二号に該当するとき。

2 臨時変更証の有効期間が満了したとき。

3 第三十九条第一項の規定により臨時変更証の再交付を受けた後、失つた船舶検査証書を見ついたとき。

##### （船舶検査済票）

第四十二条 船舶検査済票の様式は、第十五号様式とする。

2 小型船舶の所有者は、船舶検査済票を滅失し、又はき損した場合は、船舶検査証書等再交付申請書に船舶検査証書及び船舶検査手帳を添えて、管海官庁に提出し、その再交付を受けることができる。

3 小型船舶の所有者は、船舶検査済票を両船側の船外から見やすい場所にはりつけておかなければならぬ。ただし、両船側にはりつけることが困難な船舶については、管海官庁が適当と認められる場所にはりつけることをもつて足りる。

4 小型船舶の所有者は、次に掲げる場合は、前項の規定によりはりつけられている船舶検査済票（第三号の場合においては、き損した船舶検査済票）を取り除かなければならない。

1 小型船舶が法第二条第一項の規定の適用を受けないこととなつたとき。

2 船舶検査証書の有効期間が満了したとき。

3 船舶検査済票をき損した場合において、第二項の規定により、船舶検査済票の再交付を受けたとき。

（臨時航行許可証）

第四十三条 臨時航行許可証の様式は、第十六号様式とする。



4 前項の規定により船舶検査証書及び船舶検査手帳の返付を受けた者は、当該船舶検査証書の有効期間の満了前に受けた定期検査に係る船舶検査証書の交付を受けようとするときは、従前の船舶検査証書及び船舶検査手帳を管海官庁に提出しなければならない。

(国際航海に從事する旅客船の中間検査の時期の延期)

**第四十六条の四** 次の表の上欄に掲げる事由により中間検査を受けることができなかつた船舶(原子力船を除く。以下この条において同じ。)について、管海官庁は、申請により、同表の下欄に掲げる範囲内においてその指定する日まで当該船舶の中間検査の時期の延期をすることができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した日を中間検査を受ける予定の外国の他の港に向か航行中となること。

一 第十八条第二項の表第一号上欄に掲げる船舶(次号の船舶を除く。)が、同号下欄に掲げる時期及び同条第三項に規定する時期を経過する時において、外国の港から本邦の港又は中間検査を受ける予定の外国の他の港に向か航行中となること。
二 第十八条第二項の表第一号上欄に掲げる船舶(航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものに限る。)が、同号下欄に掲げる時期及び同条第三項に規定する時期を経過する時において、航海中となること。

2 第四十六条の二(第四項から第六項までの規定は、中間検査の時期の延期について準用する。この場合において、第四項中「前二項」とあるのは、「第四十六条の四第一項」と、「有効期間延長申請書(第二十一号の四様式)」とあるのは、「中間検査期日指定申請書(第二十一号の五様式)」と、同条第五項及び第六項中「船舶検査証書及び船舶検査手帳」とあるのは、「船舶検査手帳」と読み替えるものとする。

第三章の二 登録検定機関等	第一節 登録検定機関の登録の申請	（登録検定機関の登録の申請）
	2 第四十七条 法第二十五条の四十六(法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。)の規定により法第六条ノ五第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。	第四十七条 法第二十五条の四十七 第二十五条の四十九第四項において準用する法第二十五条の四十九第四項に規定する登録の届出書には、同項の者が法第二十五条の四十九第四項において準用する法第二十五条の三十第五項に該当しない者であることを信じさせるに足る書類を添付しなければならない。
	3 第四十七条の五 登録検定機関は、法第二十五条の五十の規定による届出をしようとするときは、役員の選任の届出等	3 第四十七条の五 登録検定機関は、法第二十五条の四十九第四項において準用する法第二十五条の三十第三項後段の規定による届出をしようとするときは、その日から十五日以内に、その旨並びにその理由及び年月日を国土交通大臣に届け出なければならない。
	4 第四十七条の六 登録検定機関は、役員を選任したときは、その日から十五日以内に、選任した役員の氏名及び住所を記載した届出書に、その者の経歴を記載した書類を添えて、国土交通大臣に届け出なければならない。	4 第四十七条の六 登録検定機関は、法第二十五条の五十一第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る検定業務規程を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
	5 第四十七条の七 法第二十五条の五十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものと	5 第四十七条の七 法第二十五条の五十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものと

- 一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
  - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)
  - ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
  - 二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し(外国人にあつては、これに準ずるもの)及び履歴書
  - 三 検定に用いる法別表第一に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別を記載した書類
  - 四 検定を行う者の氏名及び経歴を記載した書類
  - 五 検定を行なう者が、法第二十五条の四十七第一項第二号に該当する者であることを証する書類
  - 六 登録を受けようとする者が、法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(登録検定機関登録簿の登録事項)

**第四十七条の二** 法第二十五条の四十七第三項第四号(法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める事項は、次に掲るものとする。

一 登録を受けた者が検定業務を開始しようとする年月日(検定員の選任の届出等)

二 登録を受けた者が検定業務を開始しようとする年月日(検定員の選任の届出等)

三 検定業務の実施方法に関する事項

四 検定業務の実施方法に関する事項

五 検定業務の実施方法に関する事項

六 検定に関する料金及び旅費に関する事項

- 一 検定の申請に関する事項
- 二 検定業務の実施方法に関する事項
- 三 検定業務の実施方法に関する事項
- 四 検定業務の実施方法に関する事項
- 五 検定業務の実施方法に関する事項
- 六 検定業務の実施方法に関する事項

- 七 檢定業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 檢定業務に関する公正の確保に関する事項
- 九 その他検定業務の実施に関する必要な事項
- (業務の休廃止の許可の申請)
- 第四十七条の八** 登録検定機関は、法第二十五条の五十二の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 休止し、又は廃止しようとする検定業務
  - 二 檢定業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
  - 三 檢定業務の全部又は一部を休止しようとする期間
  - 四 檢定業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由
  - 五 (電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
- 第四十七条の九** 法第二十五条の五十三第二項第三号に規定する国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。(電磁的記録に記録された事項を記載した申請書)
- 第四十七条の十** 法第二十五条の五十三第二項第四号に規定する国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録検定機関が定めるものとする。
- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
  - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくることができるものをもつて調製するファイルに情報を記録したものを受け付ける方法
  - 三 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。
- (帳簿の記載等)
- 第四十七条の十一** 法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 船舶又は物件の型式承認番号、名称及び型式
  - 二 檢定を行った船舶又は物件の数量
  - 三 申請者の氏名又は名称及び住所
  - 四 檢定を行つた年月日及び場所
  - 五 檢定を行つた事業所の名称
  - 六 檢定の結果
  - 七 その他検定の実施状況に関する事項
- 2 法第二十五条の五十九の帳簿は、検定業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。(帳簿の提出)
- 第四十七条の十二** 登録検定機関は、法第二十五条の五十二の規定による許可を受け、検定業務を行つた場合その他の該業務を行わないこととなつた場合には、遅滞なく、法第二十五条の五十九の帳簿を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 第二節 登録検査確認機関**
- (登録検査確認機関の登録の申請)
- 第四十七条の十三** 法第二十五条の六十七(法第二十五条の六十八において準用する法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。)の規定により法第六条ノ六の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 登録を受けようとする者が法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 登録を受けようとする者が検査及び確認を行おうとする事業所の名称及び所在地
  - 三 登録を受けようとする者が検査業務を開始しようとする年月日
- 第三節 船級協会**
- (船級協会の登録の申請)
- 第四十七条の十六** 法第二十五条の六十九(法第二十五条の七十において準用する法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。)の規定により法第八条の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 登録を受けようとする者が検査を行おうとする事業所の名称及び所在地
  - 三 登録を受けようとする者が検査業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 登録を受けようとする者が法人にあつては、その住民票の写し(外国人にあつては、このこれらに準ずるもの)
  - 二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し(外国人にあつては、これに準ずるもの)
  - 三 登録を受けようとする者が検査及び確認業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し(外国人にあつては、これに準ずるもの)
  - 二 登録を受けようとする者が法人にあつては、その登記事項証明書(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、この役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類)
  - 三 檢査及び確認に用いる法別表第三に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別を記載した書類
  - 四 検査及び確認を行う者の氏名及び経歴を記載した書類
  - 五 檢査及び確認を行う者が、法第二十五条の六十八において準用する法第二十五条の四十七第一項第二号に該当する者であることを証する書類
  - 六 登録を受けようとする者が、法第二十五条の六十八において準用する法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類(帳簿の記載等)
- 第四十七条の十四** 法第二十五条の六十八において準用する法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 船名
  - 二 船舶番号
  - 三 総トン数
  - 四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所
  - 五 檢査及び確認を行つた年月日及び場所
  - 六 檢査及び確認を行つた事業所の名称
  - 七 檢査及び確認の結果
  - 八 その他検査及び確認の実施状況に関する事項
- 2 法第二十五条の六十八において準用する法第二十五条の五十九の帳簿は、検査及び確認業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。(準用)
- 第四十七条の十五** 前節(第四十七条及び第四十七条の十一を除く。)の規定は、法第六条ノ六の規定による登録、登録検査確認機関並びに登録検査確認機関が行う検査及び確認について準用する。この場合において、第四十七条の三の見出し、同条第一項及び第四十七条の七第五号中「検定員」とあるのは「検査確認員」と読み替えるものとする。

- |     |                                                                                                                                                                |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三   | 検査に用いる法別表第四に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所持人                                                                                                                    |
| 四   | 有又は借り入れの別を記載した書類                                                                                                                                               |
| 五   | 一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類<br>(帳簿の記載等)                                                                                                           |
| 六   | 登録を受けようとする者が、法第二十五条の七十において準用する法第二十五条の四十七第一項第一号(帳簿の記載等)に該当する者であることを証する書類                                                                                        |
| 七   | 第四十七条の十七 法第二十五条の七十において準用する法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。                                                                                                 |
| 一   | 船名                                                                                                                                                             |
| 二   | 船舶番号                                                                                                                                                           |
| 三   | 総トン数                                                                                                                                                           |
| 四   | 船舶所有者の氏名又は名称及び住所                                                                                                                                               |
| 五   | 検査の種類                                                                                                                                                          |
| 六   | 検査を行つた年月日及び場所                                                                                                                                                  |
| 七   | 検査を行つた事業所の名称                                                                                                                                                   |
| 八   | 検査の結果                                                                                                                                                          |
| 九   | その他検査の実施状況に関する事項<br>(報告書の提出等)                                                                                                                                  |
| 一   | 船舶番号                                                                                                                                                           |
| 二   | 船舶所有者の氏名又は名称及び住所                                                                                                                                               |
| 三   | 総トン数                                                                                                                                                           |
| 四   | 船舶所有者の氏名又は名称及び住所                                                                                                                                               |
| 五   | 検査の種類                                                                                                                                                          |
| 六   | 検査を行つた年月日及び場所                                                                                                                                                  |
| 七   | 検査を行つた事業所の名称                                                                                                                                                   |
| 八   | 検査の結果                                                                                                                                                          |
| 九   | 船舶検査証書に記載された条件を変更する必要があると認めるときは、変更すべき内容及びその理由                                                                                                                  |
| 三   | 船舶協会は、法第八条の規定により検査を行つた場合において、船舶検査証書に記載された条件を変更する必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、船舶検査証書の書換えを受けるべき旨の通知をしなければならない。                                                          |
| 四   | 船舶協会は、船級の登録を受けた船舶(旅客船を除く。)について法第八条の規定による検査を行い合格しないものと認めた場合であつて、当該船舶が千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締約国である外国にあるときは、当該国への政府に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。 |
| 五   | 管海官庁は、第一項の規定により提出された報告書の審査に当たり必要があると認めるときは、船級協会に対し、検査依頼者から提出された図面その他必要な書類の提出を求めることがある。                                                                         |
| 六   | 国土交通大臣は、船舶検査の行つた法第八条の規定による検査が適当でないと認める場合は、検査のやり直しその他の処分を命ずることができる。                                                                                             |
| 六   | 登録を受けようとする者が、法第二十五条の七十において準用する法第二十五条の四十六(法第二十八条第七項において準用する法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。)の規定により法第二十八条第五項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。       |
| 一   | 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名                                                                                                                      |
| 二   | 登録を受けようとする者が検査を行おうとする事業所の名称及び所在地                                                                                                                               |
| 三   | 登録を受けようとする者が行う法別表第五の上欄に掲げる検査の区分                                                                                                                                |
| 四   | 登録を受けようとする者が検査業務を開始しようとする年月日                                                                                                                                   |
| 二   | 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。                                                                                                                                  |
| 一   | 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類                                                                                                                           |
| 二   | イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)                                                                                                           |
| 二   | ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類                                                                                                                                          |
| 四   | 二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し(外国人にあつては、これに準ずるもの)及び履歴書                                                                                                       |
| 三   | 三 検査に用いる法別表第五の下欄に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類                                                                                                  |
| 四   | 四 検査を行う者の氏名及び経歴を記載した書類                                                                                                                                         |
| 五   | 五 検査を行つた年月日及び場所                                                                                                                                                |
| 六   | 六 登録を受けようとする者が、法第二十八条第七項において準用する法第二十五条の四十七第一号に該当する者であることを証する書類                                                                                                 |
| 七   | 七 登録を受けようとする者が、法第二十八条第七項において準用する法第二十五条の四十七第一号に該当する者であることを証する書類                                                                                                 |
| 八   | 八 検査業務の実施方法に関する事項                                                                                                                                              |
| 九   | 九 専任の管理責任者の選任その他の検査業務の信頼性を確保するための措置に関する事項                                                                                                                      |
| 十   | 十 検査員の選任に関する事項                                                                                                                                                 |
| 十一  | 十一 検査に関する料金及び旅費に関する事項                                                                                                                                          |
| 十二  | 十二 次条の表の上欄に掲げる検査及び測定のうち、当該登録検査機関が行うもの                                                                                                                          |
| 十三  | 十三 検査業務の実施方法に関する事項                                                                                                                                             |
| 十四  | 十四 検査合格証明書の交付及び再交付並びに証印に関する事項                                                                                                                                  |
| 十五  | 十五 専任の管理責任者の選任その他の検査業務の信頼性を確保するための措置に関する事項                                                                                                                     |
| 十六  | 十六 検査員の選任に関する事項                                                                                                                                                |
| 十七  | 十七 検査に関する料金及び旅費に関する事項                                                                                                                                          |
| 十八  | 十八 検査業務に関する秘密の保持に関する事項                                                                                                                                         |
| 十九  | 十九 検査業務に関する公正の確保に関する事項                                                                                                                                         |
| 二十  | 二十 その他検査業務の実施に関する必要な事項                                                                                                                                         |
| 二十一 | 二十一 第四十七条の二十一 法第二十八条第七項において準用する法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる検査及び測定の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるるものとする。                                                            |
| 二十二 | 二十二 第四十七条の二十二 法第二十八条第七項において準用する法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる検査及び測定の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる                                                                   |

船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成十一年運輸省令第三十二号)附則第三十二条	三項の測定	一 ばら積み固体貨物の種類
二 申請者の氏名又は名称及び住所	二 申請者の氏名又は名称及び住所	二 申請者の氏名又は名称及び住所
三 測定を行つた年月日及び場所	三 測定を行つた年月日及び場所	三 測定を行つた年月日及び場所
四 測定を行つた事業所の名称	四 測定を行つた事業所の名称	四 測定を行つた事業所の名称
五 測定の結果	五 測定の結果	五 測定の結果
六 船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成十一年運輸省令第三十二号)附則第三条第六項に規定するばら積み固体貨物密度測定表の番号、交付の年月日及び再交付の年月日	七 その他測定の実施状況に関する事項	六 船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成十一年運輸省令第三十二号)附則第三条第六項に規定するばら積み固体貨物密度測定表の番号、交付の年月日及び再交付の年月日
ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。	（準用）	ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。
第四項中「検定員」とあるのは「検査員」と読み替えるものとする。	（第五節 証書発給船級協会の登録の申請）	第四項中「検定員」とあるのは「検査員」と読み替えるものとする。
第四十七条の二十四 法第二十九条ノ三第三項において準用する法第二十五条の四十六（法第二十九条第三項において準用する法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。）の規定により法第二十九条ノ三第三項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。	第一節（第四十七条、第四十七条の七及び第四十七条の十一を除く。）	第一節（第四十七条、第四十七条の七及び第四十七条の十一を除く。）
一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名又は名称及び所在地	第四十七条の二十三 法第二十九条ノ三第三項において準用する法第二十五条の四十六（法第二十九条第三項において準用する法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。）の規定により法第二十九条ノ三第三項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。	第四十七条の二十三 法第二十九条ノ三第三項において準用する法第二十五条の四十六（法第二十九条第三項において準用する法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。）の規定により法第二十九条ノ三第三項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
二 登録を受けようとする者が証書の発給業務を開始しようとする年月日	二 登録を受けようとする者が証書の発給業務を開始しようとする年月日	二 登録を受けようとする者が証書の発給業務を開始しようとする年月日
三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類	一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類	一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類	ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類	ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあつては、これらに準ずるもの）及び履歴書	二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあつては、これらに準ずるもの）及び履歴書	二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあつては、これらに準ずるもの）及び履歴書
三 証書の発給に用いる法別表第六に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別を記載した書類	三 証書の発給に用いる法別表第六に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別を記載した書類	三 証書の発給に用いる法別表第六に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別を記載した書類
四 証書の発給を行う者の氏名及び経歴を記載した書類	四 証書の発給を行う者の氏名及び経歴を記載した書類	四 証書の発給を行う者の氏名及び経歴を記載した書類
五 証書の発給を行う者が、法第二十九条ノ三第三項において準用する法第二十五条の四十七第七項第二号に該当することを証する書類	五 証書の発給を行う者が、法第二十九条ノ三第三項において準用する法第二十五条の四十七第七項第二号に該当することを証する書類	五 証書の発給を行う者が、法第二十九条ノ三第三項において準用する法第二十五条の四十七第七項第二号に該当することを証する書類
六 登録を受けようとする者が、法第二十九条ノ三第三項において準用する法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類（帳簿の記載等）	六 登録を受けようとする者が、法第二十九条ノ三第三項において準用する法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類（帳簿の記載等）	六 登録を受けようとする者が、法第二十九条ノ三第三項において準用する法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類（帳簿の記載等）
七 第四十七条の二十五 法第二十九条ノ三第三項において準用する法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	七 第四十七条の二十五 法第二十九条ノ三第三項において準用する法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	七 第四十七条の二十五 法第二十九条ノ三第三項において準用する法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

六 証書の発給を行つた年月日及び証書の有効期間

七 証書の発給を行つた事業所の名称

八 その他証書の発給の実施状況に関する事項

2 法第二十九条ノ三第三項において準用する法第二十五条の五十九の帳簿は、証書の発給業務を行ふ事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

(準用)

**第四十七条の二十六** 第一節(第四十七条及び第四十七条の十一を除く。)の規定は、法第二十九条ノ三第二項の規定による登録、同項の登録を受けた船級協会(以下この条において「証書発給船級協会」という。)及び証書発給船級協会が行う証書の発給について準用する。この場合において、第四十七条の三の見出し、同条第一項及び第四項並びに第四十七条の七第五号中「検定員」とあるのは、「証書発給員」と読み替えるものとする。

**第六節 旅費の額の計算に關し必要な細目**

(在勤官署の所在地)

**第四十七条の二十七** 船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三号)第四条の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する者の

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

(支度料の不算入)

**第四十七条の二十八** 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額の計算に算入しない。

(検査の日数)

**第四十七条の二十九** 検査を実施する日数は五日として旅費相当額を計算する。

(旅行雑費の額)

**第四十七条の三十** 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

(調整)

**第四十七条の三十一** 国土交通大臣が旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

#### 第四章 雜則

(機構の事務所の管轄区域)

**第四十八条** 小型船舶検査機構(以下「機構」という。)は、法第七条ノ二第一項の規定により小型船舶検査事務を行うこととなつた場合においては、その事務を行う事務所ごとに管轄区域を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該管轄区域を告示する。

(機構の小型船舶検査事務等の管海官庁への引継ぎ)

**第四十八条の三** 国土交通大臣は、法第七条ノ二第二項の規定により管海官庁が小型船舶検査事務を行つこととするときは、次に掲げる事項を告示する。

二 小型船舶検査事務を開始する日

2 その所在地が前項第一号に掲げる管海官庁の管轄区域内に存する小型船舶に係る小型船舶検査事務に関する申請等は、同項第二号に掲げる日以後においては、当該管海官庁に対してもするものとする。

3 機構は、第一項第一号に掲げる管海官庁の管轄区域において同項第二号に掲げる日前に受け付けた小型船舶検査事務に関する申請に係る申請書及び手数料を、当該申請に係る小型船舶検査事務を同日前に開始していなければ、速やかに申請者に返還しなければならない。

4 機構は、第一項第一号に掲げる管海官庁が第二項の規定による申請に係る小型船舶検査事務を処理するため必要とする書類を当該管海官庁に対して送付しなければならない。

(管海官庁の小型船舶検査事務等の機構への引継ぎ)

**第四十八条の四** 国土交通大臣は、法第七条ノ二第二項の規定により管海官庁が行つている小型船舶検査事務を行わないこととするときは、次に掲げる事項を告示する。

2 前項第一号に掲げる日以後においては、前項第一号に掲げる管海官庁の管轄区域内に存する小型船舶に係る小型船舶検査事務に関する申請等は、機構に対してするものとする。

2 前項第一号に掲げる管海官庁は、同項第二号に掲げる日以後において、前条第四項の規定により送付された書類を機構に返還しなければならない。

4 第一項第一号に掲げる管海官庁は、同項第二号に掲げる日以後において、法第七条ノ二第二項の規定により行つた小型船舶検査事務の記録事項を記載した書類を機構に送付しなければならない。

2 前項第一号に掲げる日以後においては、前項第一号に掲げる管海官庁の管轄区域内に存する小型船舶に係る小型船舶検査事務に関する申請等は、機構に対してするものとする。

2 前項第一号に掲げる管海官庁は、同項第二号に掲げる日以後において、前条第四項の規定により送付された書類を機構に返還しなければならない。

**第四十九条** 法第十三条第一項の規定により再検査を申請しようとする者は、検査に對する不服の事項及びその理由を記載した再検査申請書を當該検査を行なつた管海官庁を經由して国土交通大臣に提出しなければならない。

(再検査)

**第四十八条の五** 法第八条の国土交通省令で定める検査は、危険物船舶運送及び貯蔵規則第四十五条に規定する防災等の措置に関する検査とする。

**第五十条** 法第十三条第一項の規定により再検査を申請しようとする船舶乗組員は、次に掲げる事項を記載した申立書に申立事項に対する船長の意見書を添えて、管海官庁に提出しなければならない。

1 申立てをしようとする船舶乗組員の職務及び氏名

2 重大な欠陥があると思われる事項及びその現状

3 申立てをするに至つた経過

(報告等)

**第五十条の二** 船長又は船舶所有者は、船舶に事故が発生し、又は欠陥が発見された場合であつて当該船舶の堪能性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、速やかに管海官庁(当該船舶が千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締約国である外國にある場合にあつては、管海官庁、当該国の中政府及び当該国最寄りの日本の領事官)に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、事故に関する管海官庁又は日本の領事官に対する報告については、当該管海官庁又は当該日本の領事官に対し、船員法(昭和二十二年法律第百号)第十九条の規定に基づく報告を行つた場合は、それぞれこれを省略することができる。

2 管海官庁は、前項の報告を受けた場合は、その事実について調査を行うことができる。

(資料の供与等)

**第五十一条** 船舶所有者は、次の表の上欄に掲げる船舶について、同表の下欄に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、同表第二号の旅客船のうち、小型船舶であつて管海官庁が当該船舶の操縦性能を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

1 船舶復原性規則又は小型船舶安全規則

2 旅客船(推進機関及び帆装を有しない船舶を除く。)

1 船舶の規定の適用を受ける船舶  
2 旅客船(推進機関及び帆装を有しない船舶を除く。)  
3 資料  
当該船舶の操縦性能をわかりやすく記載した資料



の各号に該当することを証する書類（貨物を當該コンテナに収納した者が作成したもののもつて足りる。）を當該船舶の船舶所有者又は船長に提出しなければならない。ただし、當該船舶所有者又は船長の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 当該コンテナが第十九条の三第一号又は第二号に該当するものであること。

二 当該コンテナの総質量（當該コンテナに収納された貨物の総質量に當該コンテナの質量を加えたものをいう。）が指定を受けた最大総質量（最大積載質量（コンテナに収納される貨物の総質量のうち許容される最大のものをいう。以下同じ。）に當該コンテナの質量を加えたものをいう。以下同じ。）を超えていないこと（貨物を収納している場合に限る。）。

第五十五条の三 船舶には、船舶の構造（構造に変更があつた場合には、當該変更前の構造を含む。）を示す図面を備えなければならない。

（制限荷重等の指定）

第五十六条 管海官庁は、法第五条の検査を受け、これに合格した揚貨装置（はじめて荷重試験を行つたものに限る。）について、デリック装置にあつては制限荷重及び制限角度を、ジブクレー（ンにあつては制限荷重及び制限半径を、その他の揚貨装置にあつては制限荷重を指定し、揚貨装置制限荷重等指定書（第二十二号様式）を交付する。

2 法第八条の船舶の揚貨装置について同条の船級協会が指定した制限荷重、制限角度及び制限半径並びにその交付した揚貨装置の制限荷重等に関する証明書は、管海官庁の指定した制限荷重、制限角度及び制限半径並びにその交付した揚貨装置制限荷重等指定書とみなす。

第五十六条の二 管海官庁は、法第五条の検査を受け、これに合格した昇降機（はじめて荷重試験を行つたものに限る。）について、制限荷重及び定員（エスカレーターにあつては、制限荷重。以下同じ。）を指定し、昇降機制限荷重等指定書（第二十二号の二様式）を交付する。

2 前項の定員は、荷重試験を行つた場合の制限荷重を七十五キログラムで除して得た最大整数に等しいものとする。

3 法第八条の船舶の昇降機について同条の船級協会が指定した制限荷重及び定員並びにその交付した昇降機の制限荷重及び定員に関する証明書は、管海官庁の指定した制限荷重及び定員並びにその交付した昇降機制限荷重等指定書とみなす。

第五十六条の三 管海官庁は、法第五条の検査を受け、これに合格した焼却炉（初めて温度試験を行つたものに限る。）について、制限温度を指定し、焼却炉制限温度指定書（第二十二号の三様式）を交付する。

2 法第八条の船舶の焼却炉について船級協会が指定した制限温度及びその交付した焼却炉の制限温度に関する証明書は、管海官庁の指定した制限温度及びその交付した焼却炉制限温度指定書とみなす。

第五十六条の四 管海官庁は、法による検査を受け、これに合格したコンテナ（はじめて材料試験及び荷重試験を行つたものに限る。）又は法による検定を受け、これに合格したコンテナについて、最大総質量、最大積重ね質量（コンテナの上部に他のコンテナを積み重ねることにより、当該コンテナに負荷される質量のうち許容される最大のものをいう。以下同じ。）及び横手方向ラッキング試験荷重値（扉を有するコンテナにあつては、一の扉を取り外した状態における最大積重ね質量及び横手方向ラッキング試験荷重値を含む。第三項において同じ。）、端壁強度並びに側壁強度を指定する。

2 前項のコンテナには、管海官庁の証印（第二十二号の四様式）を受けた安全承認板（第二十二号の五様式）を取り付けておかなければならぬ。

3 法第八条の船舶の設備として船級協会が検査を行つたコンテナについて船級協会が指定した最大総質量、最大積重ね質量及び横手方向ラッキング試験荷重値、端壁強度並びに側壁強度を指定する。

第五十七条 船舶所有者は、揚貨装置（揚貨装置に装着して使用するチャーベー、リング、フック、シャツクル、スイベル、リギングスクリュー、滑車、鋼索及び鋼索以外の索をいう。以下同じ。）（揚貨装置の制限荷重の決定）

について、次の各号に掲げる事項を確認し、制限荷重を定めた後でなければ、これを制限荷重の指定を受けた揚貨装置に装着して使用してはならない。溶接又は鍛接により修繕した揚貨装置についても同様とする。

一 破壊強度に対する安全係数が次表に定める数値以上であること。ただし、鋼索の破壊強度は、切斷試験を行うことにより確認されたものでなければならない。

二 切断試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

三 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

四 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

五 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

六 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

七 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

八 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

九 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

十 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

十一 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

十二 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

十三 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

十四 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

十五 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

十六 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

十七 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

十八 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

十九 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

二十 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

二十一 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

二十二 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

二十三 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

二十四 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

二十五 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

二十六 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

二十七 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

二十八 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

二十九 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

三十 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

三十一 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

三十二 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

三十三 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

三十四 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

三十五 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

三十六 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

三十七 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

三十八 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

三十九 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

四十 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

四十一 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

四十二 鋼索の破壊強度は、切斷試験を行つことにより確認されたものでなければならない。

- 二 磨損又は腐しよくの量が原寸法の十パーセント以上に達したもの  
 三 き裂を生じたもの  
 四 シープが円滑に回転しない滑車  
 五 より戻しが著るしい鋼索又は一ピッチの間において素線が全素線の十パーセント以上切断した鋼索  
 六 スライスがすべてのストランドを三回以上編み込んだ後各ストランドの素線の半数を切り残し、更に二回以上編み込むか又はこれと同等以上の効力を有する他の方法により作られた鋼索以外の鋼索  
 七 第五十七条第一項の規定により確認をし、又は焼鉈をした後はじめて使用した日から起算して六月（その径が十二・五ミリメートルをこえるものにあつては、十二月）を経過したれん鉄製の鎖、フック、シャツクリ又はスイベル  
**第五十九条の二** 第十九条の三第一号又は第二号に該当するコンテナ以外のコンテナ（貨物を収納したものに限る。）を積載した車両は、船舶により運送してはならない。  
 3 2 コンテナには、当該コンテナの最大積載質量を超える総質量の貨物を収納してはならない。  
**第六十条** 船舶所有者は、揚貨装置について、第五十七条第一項の規定により確認をした後十二月以内ごとに、及びその使用前に、第五十九条第六項各号に掲げる揚貨装置でないかどうかの点検を行なわなければならない。  
 3 1 コンテナには、当該コンテナの最大積載質量（船上において扉を開くことが想定されるコンテナにあつては、一の扉を取り外した状態における最大積載質量）を超える質量を負荷していられないことを確認しなければならない。  
 3 2 コンテナには、当該コンテナの最大積載質量を超える総質量の貨物を収納してはならない。  
**第六十一条** 船舶所有者は、揚貨装置について、第五十七条第一項の規定により確認をした後十二月以内ごとに、及びその使用前に、第五十九条第六項各号に掲げる揚貨装置でないかどうかの点検を行なわなければならない。  
 3 1 コンテナには、当該コンテナの最大積載質量を超える総質量の貨物を収納してはならない。  
**第六十条の二** 船舶所有者は、第五十六条の二第一項の規定により制限荷重及び定員を指定された昇降機について、定期検査又は第一種中間検査に合格した後六月以内ごとに、異状がないかどうかの点検を行なわなければならない。  
**第六十条の三** 船舶所有者は、第五十六条の三の規定により制限温度を指定された焼却炉について、定期検査又は第一種中間検査に合格した後十一月以内ごとに、当該焼却炉の安全性を保持するための点検を行なわなければならない。  
 (コンテナの点検)  
**第六十条の四** 安全承認板の取り付けられたコンテナの所有者（コンテナの所有者との契約により当該コンテナの保守及びこの条の規定による点検を行うことを受託した者がある場合は、その者。以下同じ。）（告示で定める外国に住所を有するコンテナの所有者を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる日以前に、当該コンテナの安全性を保持するための点検（以下「保守点検」という。）を行わなければならない。  
 1 製造日以後最初に行う保守点検にあつては、製造日から起算して五年を経過した日  
 2 前号に規定する保守点検以外の保守点検にあつては、前回の保守点検を行つた日から起算して二年六月を経過した日  
 3 コンテナ（第五項の規定により「J ACEP」の文字が標示されたコンテナを除く。次項において同じ。）の所有者は、前項の規定により保守点検を行つた場合は、安全承認板上又はその付近の見やすい箇所に、保守点検を行つた日から起算して二年六月を経過した日の属する月を標示しておかなければならぬ。  
 4 コンテナの所有者は、前項の規定により方法を定めたとき、又は、当該方法を変更しようとするときは、管海官庁の承認を受けなければならない。  
 5 コンテナの所有者は、安全承認板の取り付けられたコンテナの保守点検計画が適正であり、かつ、当該計画に従つて保守点検を確實に行う能力を有すると管海官庁が認めた場合は、当該コンテナに「J ACEP」の文字を標示することができます。

6 前項の規定により「J ACEP」の文字を標示する場合は、安全承認板上又はその付近の見やすい箇所に標示しなければならない。  
 (無線設備の保守等)

**第六十条の五** 船舶所有者は、次の各号に掲げる船舶（法第四条第一項ただし書及び第二項並びに第三十二条ノ二の規定により無線電信等を施設することを要しない船舶を除く。）に備える無線設備（無線電信等並びに救命設備（浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置に限る。）及び航海用具（ナブティックス受信機、高機能グローブ呼出受信機、VHFデジタル選択呼出装置、VHFデジタル選択呼出聽守装置、無線電話遭難周波数で送信及び受信をするための設備、無線電話遭難周波数聽守受信機、デジタル選択呼出装置、デジタル選択呼出聽守装置に限る。）について、それぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 國際航海に從事する船舶（総トン数三〇〇トン未満の船舶であつて旅客船以外のもの及び総トン数三〇〇トン以上の漁船（第一条第二項第一号の船舶に限る。）を除く。以下「國際航海旅客船等」という。）であつてA4水域又はA3水域を航行するもの。設備の二重化（予備の無線設備を備えることをいう。以下同じ。）、陸上保守（無線設備の有効性を保持するため、当該設備の修理を行う能力を有する者（船員を除く。）が定期的に点検及び修理を行うことをいう。以下同じ。）又は船上保守（無線設備の有効性を保持するため、当該設備の修理を行なうことができる資格を有する船員が保守及び修理を行うことをいう。以下同じ。）のうちいずれか二の措置
- 二 A2水域又はA1水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（國際航海に從事しない船舶であつて旅客船以外のものを除く。）及び國際航海旅客船等以外の船舶であつてA4水域又はA3水域を航行するもの。設備の二重化（予備の二重化（陸上保守又は船上保守のうちいずれか一の措置）。船舶所有者は、前項の規定により講じる措置及びその実施方法について記載した書類を作成し、かつ、管海官庁の承認を受け、これを当該船舶の船長に供与しなければならない。当該措置及びその実施方法を変更しようとするときも、同様とする。）
- 二の措置
- 一 船長は、前項の書類を船内に備えておかなければならぬ。
- 前三項の規定は、次の各号に掲げる船舶については適用しない。
- 一 國際航海に從事しない船舶（A2水域又はA1水域のみ（湖川を含む。）を航行するものに限る。）であつて沿海区域を航行区域とするもの（航行区域が平水区域から当該船舶の最強速度で二時間以内に往復できる区域に限定されていない旅客船（管海官庁が差し支えないと認めるもの）を除く。）又は平水区域を航行区域とするもの
- 二 前号に掲げる船舶以外の総トン数二〇トン未満の船舶（旅客船を除く。）
- 三 その他管海官庁が航海の態様等を考慮して差し支えないと認める船舶
- 5 第六十条の六 前条の設備の二重化は、船舶の航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる予備の無線設備を備えることにより行われるものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。
- 一 A4水域を航行する船舶
- | 区分       | 予備の無線設備                                                                  |
|----------|--------------------------------------------------------------------------|
| 国際航海旅客船等 | I HF無線電話、HFデジタル選択呼出装置、HFデジタル選択呼出聽守装置、MF無線電話、MFデジタル選択呼出装置及びMFデジタル選択呼出聽守装置 |

		備考
	一 國際航海旅客船等以外の船舶	一 國際航海旅客船等以外の船舶であつて総トン数一〇〇トン未満のものには、VHF無線設備を備えることを要しない。
	二 短期間のみA4水域を航行する國際航海旅客船等に備えるべき予備の無線設備(VHF無線設備を除く。)については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット等データ通信設備に代えることができる。	二 短期間のみA4水域を航行する國際航海旅客船等に備えるべき予備の無線設備(VHF無線設備を除く。)については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット等データ通信設備に代えることができる。
	三 短期間のみA4水域を航行する國際航海旅客船等以外の船舶に備えるべき予備の無線設備(VHF無線設備を除く。)については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット等データ通信設備又はインマルサット等無線電話に代えることができる。	三 短期間のみA4水域を航行する國際航海旅客船等以外の船舶に備えるべき予備の無線設備(VHF無線設備を除く。)については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット等データ通信設備又はインマルサット等無線電話に代えることができる。
	A3水域、A2水域又はA1水域(湖川を含む。)を航行する船舶(A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む。)を航行するものを除く。)	A3水域、A2水域又はA1水域(湖川を含む。)を航行する船舶(A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む。)を航行するものを除く。)
区分	国際航海旅客船等	予備の無線設備
	船舶	(1) HF無線電話、HFデジタル選択呼出装置、HFデジタル選択呼出聽守装置、MF無線電話、MFデジタル選択呼出装置及びMFデジタル選択呼出聽守装置
	国際航海旅客船等以外の船舶	(2) インマルサット等データ通信設備
		(3) VHF無線設備
区分	イ 総トン数一〇〇トン未満の船舶	イ (1) 又は(2)のいずれかの無線設備
	ロ 二時間限定沿海船等(船舶設備規程第二条第三項の二時間限定沿海船等をいう。)	(1) HF無線電話、HFデジタル選択呼出装置及びHFデジタル選択呼出聽守装置
	二時間限定沿海船等(船舶設備規程第二条第三項の二時間限定沿海船等をいう。)	(2) インマルサット等データ通信設備
	A2水域又はA1水域(湖川を含む。)を航行する船舶(A1水域のみ(湖川を含む。)を航行するものを除く。)	(3) インマルサット等無線電話
区分	すべての船舶	予備の無線設備
		(1) HF無線電話、HFデジタル選択呼出装置及びHFデジタル選択呼出聽守装置
		(2) インマルサット等データ通信設備
		(3) インマルサット等無線電話
		(4) MF無線電話及びMFデジタル選択呼出装置
備考		下「VHF無線設備」という。)
		ロ VHF無線電話及びVHFデジタル選択呼出装置(以降VHF無線電話、HFデジタル選択呼出装置及びHFデジタル選択呼出聽守装置)

一、国際航海旅客船等以外の船舶であつて次に掲げるものにあつては、イに掲げる予備の無線設備に代えて一般通信用無線電信等（船舶設備規程第三百十一條の二十二第一項第三号の一般通信用無線電信等をいう。以下同じ。）（インマルサット等データ通信設備及びインマルサット等無線電話を除く。）又はMF無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。）を備えることができる。

四		イ 総トン数一〇〇トン未満の船舶
		ロ 近海区域を航行区域とする旅客船以外の船舶であつて管海官庁が差し支えないと認めるもの
		二　国際航海旅客船等以外の船舶であつて総トン数一〇〇トン未満のものには、VHF無線設備を備えることを要しない。
A	1 水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶	
区分		予備の無線設備
備考		VHF無線設備
すべての船舶		

2 前項各号の規定により備える予備のHFデジタル選択呼出装置又はMFデジタル選択呼出装置がそれぞれその機能等について告示で定める要件に適合する場合には、それぞれ予備のHFデジタル選択呼出装置を備えることを要しない。

**第六十条の七** 第六十条の五の陸上保守は、次の各号の一に該当する方法により行われるものでなければならない。  
一 無線設備の有効性を保持するための修理を行う能力を有する者に船舶の寄港地において定期的に巡回するもの。

的な点検及び修理を行うことを委託する方法  
二 船舶の就航航路に応じて無線設備の有効性、定期的持続するための点検及び修理に必要な予備の部品、測定器具及び工具を備えた設備の有効性、定期的持続するための点検及び修理を行う方法  
三 前二号の方針以外の方針であつて無線設備の有効性を保持するための定期的な点検及び修理

（船上保守）  
第六十一条の八 第六十一条の五の船上保守は、手引書、予備の部品、測定器具及び工具であつて船上に於ける船舶の運航、安全航行の不當性を除くもの又其他の船舶にて供用を行ふものとして管海官庁が適当と認めるもの

において行う無線設備の保守及び修理に必要となるものを備え、かつ、資格を有する船員により行われるものでなければならない。

**第六十一条** 船舶所有者は、揚貨装置及び揚貨器具について、荷役設備検査記録簿（第二十四号様式）を作成し、これを船内に保管しておかなければならぬ。  
2 船舶所有者は、荷役設備検査記録簿に第五十六条第一項の揚貨装置制限荷重等指定書及び第五十六条第一項の揚貨装置制限荷重等指定書により定めたところによつて、該装置の運営を停止する場合、船舶所有者は、該装置の運営を停止する旨を該記録簿に記載する。

十七条第一項の揚貨裝具試験簿を消滅しておかなければならぬ  
船舶所有者は、揚貨裝具について、定期的に洗浄を行なつた場合又は焼鈍を行なつた場合船舶所有者は、その旨を荷役設備検査記録簿に記入しておかなければならぬ。  
**第六十一条の二** 船舶所有者は、昇降設備について、昇降設備検査記録簿（第二十四号の二兼式）

2 船舶所有者は、昇降設備検査記録簿に第五十六条の二第一項の昇降機制限荷重等指定書を添付しておかなければならぬ。

船舶所有者は、昇降設備について、第六十条の二の規定により点検を行つた場合は、その旨を記入しておかなればならぬ。

- 第六十一条の三** 船舶所有者は、焼却設備について焼却設備検査記録簿（第二十四号の二様式）を作成し、これを船内に保管しておかなければならぬ。ただし、木船その他特殊作成し、これを船内に保管しておかなければならぬ。
- 2** 船舶所有者は、焼却設備検査記録簿に第五十六条の三の焼却炉制限温度指定書を添付しておかなければならない。
- 3** 船舶所有者は、焼却設備について、第六十条の三の規定により点検を行つた場合は、その旨を記載した書類をコンテナに作成し、保存しておかなければならぬ。
- 2** 管海官庁は、コンテナの安全性を確保するため必要があると認めるときは、前項に規定する書類の提出を求めることができる。
- （救命信号）**
- 第六十三条** 救命施設、海上救助隊並びに捜索及び救助業務に従事している航空機（以下この条において「航空機」という。）と遭難船舶又は遭難者との間の通信に使用する信号並びに航空機が船舶を誘導するために使用する信号の方針並びにその意味は、告示で定める。
- 第六十二条** コンテナの所有者は、保守点検を行つたコンテナについて、保守点検に関する事項を記載した書類をコンテナごとに作成し、保存しておかなければならぬ。
- 2** 管海官庁は、コンテナの安全性能を確保するため必要があると認めるときは、前項に規定する書類の提出を求めることができる。
- （救命信号）**
- 第六十三条** 救命施設、海上救助隊並びに捜索及び救助業務に従事している航空機（以下この条において「航空機」という。）と遭難船舶又は遭難者との間の通信に使用する信号並びに航空機が船舶を誘導するために使用する信号の方針並びにその意味は、告示で定める。
- 第六十四条** 水先人用はしごは、必要やむを得ない場合のほか、水先人及び関係職員の乗下船以外には使用してはならない。
- （防汚方法）**
- 第六十五条** 防汚方法は、告示で定めるスズの含有率を超える有機スズ化合物又はシブトリルを使用したものであつてはならない。
- 2** 国際航海に従事する総トン数四百トン未満の船舶（長さ（満載喫水線規則第四条の船の長さをいう。）二十四メートル未満のものを除く。）の船舶所有者は、当該防汚方法に關する宣言書（第二十号規程の四様式）及び防汚方法として使用された塗料の領收書その他當該船舶が前項の規定に適合するものであることを証明する書類を船内に備え置かなければならない。
- （船橋からの視界）**
- 第六十五条の二** 推進機関を有する船舶と当該船舶に押される船舶（推進機関及び帆装を有しないものであつて、第二条第二項第三号ロからチまでに掲げるものを除く。次条において同じ。）とが結合して一体となつて航行の用に供される場合には、当該推進機関を有する船舶の船舶所有者は、船橋において、船舶設備規程第百五十五条の二十三の三第一項の告示で定める要件に適合する視界を確保しなければならない。ただし、これらの船舶が結合して一体となつたときの全長が五十五メートル未満である場合には、この限りでない。（えい航索の設置）
- 第六十五条の三** 推進機関を有する船舶と当該船舶に押される船舶とが結合して一体となつて平水区域を超えて航行の用に供される場合には、当該推進機関を有する船舶の船舶所有者は、船内に、当該船舶に押される船舶をえい航するため必要となる船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第一百三十条の告示で定める長さ及び強度のえい航索を備えなければならない。（国際海事機関船舶識別番号）
- 第六十五条の四** 国際航海に従事する総トン数百トン以上の旅客船及び国際航海に従事する総トン数三百トン以上の船舶（旅客船、推進機関を有しない船舶及び第一条第二項第一号又は第二号の船舶（同項第二号の船舶については自ら漁ろうに従事する船舶に限る。）を除く。）には、次に掲げる場所にそれぞれ一箇所以上国際海事機関船舶識別番号を標示しなければならない。ただし、第一号中船体の水平面上であつて船舶の上空から見やすい場所については、旅客船に限る。
- 2** 船尾外部、船体中央部の両舷、船樓の両側面若しくは船樓の正面のいずれかであつて船外から見やすい場所又は船体の水平面上であつて船舶の上空から見やすい場所
- 2** ロールオフ貨物区域（同令第二条第十七号の二のロールオン・ロールオフ貨物区域をいう。）の横置隔壁、ハッチ又はタンカーのボンブ室内のいずれかの場所であつて容易に近接することができる場所

- 2** 前項の標示は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。ただし、木船その他特殊な材料を使用する船舶にあつては、管海官庁が適当と認める方法によることができる。
- 1** 外板に点刻する等恒久的な方法で標示するものであること。
- 2** 識別しやすいものであること。
- 3** 前項第一号に掲げる場所に標示する国際海事機関船舶識別番号の一文字の大きさは、縦二百ミリメートル以上であること。
- 4** 前項第二号に掲げる場所に標示する国際海事機関船舶識別番号の一文字の大きさは、縦百ミリメートル以上であること。
- （読替え）**
- 第六十五条の五** 機構が小型船舶検査事務を行ふ場合にあつては、第四条、第七条、第十二条、第十三条第三項、第十三条の二第一項、第十三条の五、第十四条の二、第十六条、第十八条、第十九条、第二十五条第五項、第二十六条、第二十条から第三十二条まで、第三十四条第一項及び第三項、第三十六条第一項、第三十七条（第四十六条第七項において準用する場合を含む。）、第三十八条、第三十九条第一項（第四十三条第二項及び第四十六条第七項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一項（第四十三条规定において準用する場合を含む。）及び第二項、第四十二条、第四十三条の二第一項、第四十五条、第四十六条の二第二項、第三項及び第四項（第四十六条の四第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の三第二項から第四項まで、第四項及び第四項、第六十条の六、第六十条の七、第九号様式、第十号様式、第十三号様式、第十六号様式から第十八号様式まで、第二十二号様式及び第二十四号様式中「管海官庁」とあるのは、「機構」と読み替えて、これらの規定及び様式を適用する。
- 2** 登録検定機関がコンテナの検定事務を行ふ場合にあつては、第五十六条の四第一項及び第三項中「管海官庁」とあるのは、「登録検定機関」と、同条第二項中「管海官庁の証印（第二十二号の四様式）」とあるのは、「登録検定機関の証印」と読み替えて、この規定を適用する。（準備検査）
- 第六十五条の六** 船舶又は船舶に備え付けようとする別表第一製造に係る予備検査の項に掲げる物件（本邦にある船舶又は物件を除く。）の製造者（改造又は修理を行う者を含む。以下この条において同じ。）又は所有者は、当該船舶又は当該物件を備え付けようとする船舶について法第二条第一項の規定の適用を受けることが定まつていない間においても、当該船舶又は物件に係る定期検査又は予備検査の合理的な実施のため、あらかじめ、これらの検査に準じた検査を受けることができる。
- 2** 前項の規定による検査（以下「準備検査」という。）は、総トン数二十トン以上の船舶又はこれららの船舶に備え付けようとする物件にあつては管海官庁が、総トン数二十トン未満の船舶又はこれらの船舶に備え付けようとする船舶又は物件の製造者又は所有者の氏名又は名称及び住所において同じ。又は所有者は、当該船舶又は当該物件を備え付けようとする船舶について法第二条第一項の規定の適用を受けることが定まつていない間においても、当該船舶又は物件に係る定期検査又は予備検査の合理的な実施のため、あらかじめ、これらの検査に準じた検査を受けることができる。
- 3** 准備検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を管海官庁又は機構に提出するものとする。
- 1** 検査を受けようとする船舶の船名及び長さ又は物件の名称及び数
- 2** 檢査を受けようとする船舶又は物件の製造者又は所有者の氏名又は名称及び住所
- 3** 檢査を受けようとする期日及び場所
- 4** その他必要な事項
- 4** 管海官庁又は機構は、準備検査を行つたときは、検査の結果を通知する書面を交付するものとする。
- 1** 準備検査を受けた船舶若しくは準備検査を受けた物件を備え付けている船舶（準備検査を受けたものを除く。）又は準備検査を受けた物件についてそれぞれ定期検査又は予備検査を受ける場合の準備は、第二十三条、第二十四条及び第二十九条の規定にかかるらず、前項の書面の内容及び当該船舶又は物件の状態を考慮して管海官庁又は機構が指示する準備で足りるものとする。

(手数料)  
**第六十六条**

法第五条又は法第六条の検査を受けようとする者は、別表第一に定める額（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）以下この項において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第一の二に定める額（手数料を納めなければならぬ）。

2 第十二条の二第一項の規定の適用のある船舶（法第八条の船舶を除く。）の定期検査、中間検査（第三種中間検査を除く。以下この項において同じ。）又は臨時検査（安全管理手引書に係るものに限る。以下この項において同じ。）の手数料の額は、前項、第四項から第六項まで及び第八項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 定期検査 前項、第四項、第五項又は第八項の規定による手数料の額に十一万四千七百円を

加算した額

二 中間検査 第一項、第四項又は第六項の規定による手数料の額に二万五千百円（臨時検査を受けるべき場合に受ける中間検査にあつては、十一万四千七百円）を加算した額

三 臨時検査 十一万五千六百円

3 コンテナに関し法第五条の検査において材料試験又は荷重試験を受ける場合における当該検査の手数料の額は、第一項及び第七項の規定にかかるわらず、これらの規定による手数料の額にコンテナ一個につき三万二千九百円（フラットラック型のものにあつては、二万三千五百円）を加算した額とする。

4 整備済證明書の交付を受けている船舶の定期検査又は中間検査（当該整備済證明書の交付に係る確認が行われた後三十日以内に最初に受けるものに限る。）の手数料の額は、第一項及び第七項の規定にかかるわらず、定期検査にあつては九千八百円、中間検査にあつては五千六百円とする。

5 檢定合格証明書の交付を受けている船舶又は法第九条第五項の標示を付されている船舶の最初に行う定期検査の手数料の額は、第一項及び第七項の規定にかかるわらず、九千八百円とする。

6 確認済證明書の交付を受けている小型船舶の中間検査（当該確認済證明書の交付に係る確認が行われた後三十日以内に受けるものに限る。）の手数料の額は、第一項及び次項の規定にかかるわらず、五千六百円とする。

7 法第八条の船舶の法第五条の検査（特別検査を除く。）の手数料の額は、第一項の規定にかかるわらず、八千円（小型船舶の定期検査にあつては、九千八百円）とする。

8 準備検査を受けた船舶の定期検査又は準備検査を受けた物件の予備検査（当該準備検査を受けた日から起算して後一年以内に最初に受けるものに限る。）の手数料の額は、第一項の規定にかかるわらず、別表第一に定める定期検査又は製造に係る予備検査の手数料の額の二分の一の額とする。

9 外国において法第五条の検査を受ける場合における当該検査の手数料の額は、前各項の規定にかかるわらず、これらの規定による手数料の額に十一万三千七百円（初めて航行の用に供するときに行う定期検査を受ける場合（法第八条の船舶について受ける場合を除く。）は、製造検査に合格した船舶にあつては二十一万三千五百円、その他の船舶にあつては四十八万五千二百円）を加算した額とする。

10 外国において製造検査を受ける場合における当該製造検査の手数料の額は、第一項の規定にかかるわらず、別表第二に定める手数料の額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第二の二に定める手数料の額）（準備検査を受けた物件の予備検査（当該準備検査を受けた日から起算

して後一年以内に最初に受けるものに限る。）を受ける場合は別表第二に定める額（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第二の二に定める額）の二分の一の額）に、一件の申請につき、十一万三千七百円を加算した額とする。

12 第十八条第二項の表第五号上欄に掲げる船舶の第二種中間検査の手数料の額は、第一項の規定にかかるわらず、一万八千八百円とする。

13 次に掲げる交付、再交付又は書換えを受けようとする者は、別表第三に定める額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付、再交付又は書換えの申請をする場合にあつては、別表第三の二に定める額）の手数料を納めなければならない。

一 船舶検査証書若しくは船舶検査手帳の書換え又は船舶検査証書の再交付

二 臨時変更証の再交付

三 船舶検査手帳の再交付

四 臨時航行許可証の再交付

五 製造検査合格証明書の交付

六 予備検査合格証明書の交付

七 予備検査合格証明書の再交付

八 小型船舶以外の船舶に係る船舶検査手帳の再交付

九 小型船舶に係る船舶検査手帳の再交付

十 第三十四条第一項の船舶に係る船舶検査証書（小型船舶にあつては、船舶検査証書及び船舶検査済票）の交付

十一 臨時航行許可証の交付

十二 外国において予備検査合格証明書の交付を受ける場合における当該交付の手数料の額は、前項の規定にかかるわらず、一通につき千四百五十円とする。

14 15 準備検査を受けようとする者は、船舶の検査を受ける場合は別表第四に定める額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第四の二に定める額）の手数料を、物件の検査を受ける場合は別表第一に定める製造に係る予備検査の手数料の額（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第一の二に定める製造に係る予備検査の手数料の額）に相当する額の手数料を、納めなければならない。

16 前各項の規定による手数料は、機構又は登録検定機関に納める場合を除き、手数料納付書（第二十五号様式）に収入印紙を貼つて納めるものとする。

（総トン数）

三 第六十六条の二

この省令を適用する場合における総トン数は、別に定める場合を除くほか、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数とする。

一 トン数法第八条第一項の国際トン数証書又は同条第七項の国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶（第一条第二項第一号又は第二号の船舶（同号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）トン数法第四条第一項の国際総トン数

二 前号に掲げる日本船舶以外の日本船舶 トン数法第五条第一項の総トン数

三 日本船舶以外の船舶であつて、我が国が締結した国際協定等によりその受有するトン数の測度に関する証書に記載されたトン数がトン数法第五条第一項の総トン数と同一の効力を有することとされているもの（千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約に基づいて交付された国際トン数証書に相当する書面その他の国際総トン数を記載した書面を受有する船舶（第一条第二項第一号又は第二号の船舶（同号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）を除く。）トン数法第五条第一項の総トン数と同一の効力を有することとされられた総トン数

四 日本船舶以外の船舶で前号に掲げる船舶以外のもの トン数法第四条第一項の国際総トン数

第五章 罰則

**第六十七条** 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十七条第一項の規定に違反した者

二 第五十九条（第三項を除く。）の規定に違反した者

三 第五十九条の二の規定に違反した者

四 第六十八条（第三項を除く。）の規定に違反した者

五 第四十二条第三項の規定に違反した者

六 第四十六条第四項の規定に違反した者

七 第六十条の四第一項の規定に違反した者

八 第六十一条の規定に違反した者

九 第六十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務に関し、第六十七条又は前条（第一号及び第三号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

**附 則** 抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十三年四月十日から施行する。

**附 則** （昭和四三年六月二六日運輸省令第二六号）

（施行期日）

この省令は、昭和四十三年八月十五日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定及び附

則第五項の規定は、昭和四十四年十月一日から施行する。

**附 則** （昭和四四年八月一〇日運輸省令第三八号）

（施行期日）

この省令は、昭和四十四年六月十六日から施行する。

**附 則** （昭和四五年七月二四日運輸省令第六五号）

（施行期日）

この省令は、昭和四十五年八月十五日から施行する。

**附 則** （昭和四六年六月一〇日運輸省令第三三号）

（施行期日）

この省令は、昭和四十六年六月十六日から施行する。

**附 則** （昭和四六年一月一一日運輸省令第二号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** （昭和四六年六月三〇日運輸省令第四三号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の改正規定は昭和四十六年九月一日か

ら、第五十九条の二の次に一条を加える改正規定は同年十二月一日から施行する。

**附 則** （昭和四六年六月三〇日運輸省令第四三号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中船舶安全法施行規則第五十九条の三の

次に二条を加える改正規定は、昭和四八年四月一日から施行する。

**附 則** （昭和四八年一二月一四日運輸省令第四八号）

（施行期日）

この省令は、船舶安全法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十号）の施行の日（昭

和四八年十二月十四日）から施行する。

**附 則** （昭和四九年五月一〇日運輸省令第二二号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** （昭和四九年五月十五日運輸省令第二二号）

（施行期日）

この省令は、昭和四九年五月十五日から施行する。

**附 則** （昭和四九年五月二十五日運輸省令第二二号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** （昭和四九年五月二十五日運輸省令第二二号）

（施行期日）

この省令は、船舶装置制限荷重等指定書とみなす。

**附 則** （昭和四九年五月二十五日運輸省令第二二号）

（施行期日）

この省令は、昭和四十年五月一十六日から施行する。

**附 則** （昭和四一年五月一〇日運輸省令第二二号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

- 2 この省令による改正前の船舶安全法施行規則（以下「旧規則」という。）第十九条第一項第五号の規定によりされた指定は、この省令による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新規則」という。）第十九条第二項第八号の規定によりされた指定とみなす。
- 3 旧規則の規定による船舶検査証書、船舶検査手帳、製造検査合格証明書その他の書類は、新規則の相当規定による船舶検査証書、船舶検査手帳、製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書その他の書類とみなす。
- 4 新規則第四十二条第三項の規定は、小型船舶がこの省令の施行の日以後最初に受けた定期検査の時期までは、適用しない。
- 5 旧規則の規定による申請は、新規則の相当規定によりされた申請とみなす。
- 6 旧規則の規定による申請に關し納付された手数料は、新規則の相当規定による申請に關する手数料として納付されたものとみなす。
- 7 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （第五号様式から第二十一号様式の改正規定中第五号様式から第十四号様式まで及び第六号様式から第二十一号様式までは、省略し、海運局及び沖縄総合事務局並びにこの省令による改正後の船舶安全法施行規則第一条第九項に規定する海運局の支局及び沖縄総合事務局の事務所において縦覧に供する。）
- 附 則（昭和四九年七月二十五日運輸省令第三二号）
- 1 この省令は、昭和四十九年八月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。
- 附 則（昭和四九年八月二日運輸省令第三四号）
- 1 この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、第一條の規定中船舶安全法施行規則第四十七条の前に四条を加える改正規定（第四十六条の二を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 2 船舶安全法の一部を改正する法律（昭和四八年法律第八十号。以下「改正法」という。）による改正前の船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定を受ける船舶に該当する小型船舶（改正法による改正後の船舶安全法第七条ノ一第一項に規定する小型船舶をいう。以下同じ。）のうち第一條の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新規則」という。）第十四条に規定する小型船舶に該当するもの以外のものに係る検査であつてこの省令の施行前に申請されたものについては、なお従前の例により管海官庁がこれをに行う。
- 3 この省令の施行前に申請された定期検査、中間検査、製造検査又は予備検査の準備については、新規則第二十四条、第二十五条第三項、第二十八条又は第二十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この省令の施行前に申請された予備検査に係る予備検査合格証明書の交付については、新規則第四十五条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 5 この省令の施行前に建造され、又は建造に着手された船舶については、新規則第五十三条の二の規定は、当該船舶がこの省令の施行後最初に受けた定期検査又は第一種中間検査の時期までは、適用しない。
- 6 この省令の施行前に建造され、又は建造に着手された船舶にこの省令の施行の際現に備え付けられている揚貨装置（この省令の施行の際建造又は改造中の船舶に備え付けられる予定のものを含む。）に備え付けられた昇降設備（昭和五十三年三月三十一日に現に建造又は改造中の船舶にあつては、備え付けられる予定のものを含む。）については、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新規則」という。）第六十一条の二及び第二条の規定による改正後の船舶設備規程（以下「新規程」という。）第七編第一章の規定は、適用しない。
- 7 前項に規定する揚貨装置については、新規則第五十六条から第六十一条までの規定及び船舶設備規程第一百六十九条の六から第一百六十九条の十二までの規定は、当該揚貨装置を備え付けている船舶が昭和五十年九月一日以後最初に受けた定期検査又は中間検査の時期までは、適用しない。
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。
- 附 則（昭和四九年一月八日運輸省令第四四号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、昭和四九年一月八日から施行する。
- 附 則（昭和五〇年一月一八日運輸省令第四七号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、昭和五〇年六月七日から施行する。
- 附 則（昭和五一年三月二七日運輸省令第八号）
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。
- 附 則（昭和五一年六月七日運輸省令第一五号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五一年三月二七日運輸省令第八号）
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、公布の日から施行する。
- この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。
- 附 則（昭和五一年七月一六日運輸省令第二〇号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五二年七月一六日運輸省令第二六号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、昭和五十二年九月六日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中船舶安全法施行規則第十九条の改正規定（一般小型船に係る部分に限る。）、第二条中船舶設備規程第七編の次に一編を加える改正規定（第三百十一条の七に係る部分を除く。）及び第十二条の次に一表を加える改正規定、第三条の規定並びに附則第四項の規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 昭和五十三年三月三十一日までに船舶（建造に着手されたものを含む。）に備え付けられた昇降設備（昭和五十三年三月三十一日に現に建造又は改造中の船舶にあつては、備え付けられる予定のものを含む。）については、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新規則」という。）第六十一条の二及び第二条の規定による改正後の船舶設備規程（以下「新規程」という。）第七編第一章の規定は、適用しない。
- 4 施行日前に製造され、又は製造に着手されたコンテナ（以下「現存コンテナ」という。）については、新規則及び新規程は、昭和六十年一月一日までは、適用しない。
- 5 前項の規定にかかわらず、現存コンテナは、船舶安全法による検査又は検定を受けることができる。
- 6 現存コンテナの所有者は、昭和五十七年九月五日までの間、現存コンテナ認定申請書（別記様式）に当該現存コンテナが次の各号の一に該当することを説明する書類を添えて管海官庁に提出し、その旨の認定を受けることができる。
- 一 当該現存コンテナと同型式のコンテナが、二年以上安全に海上輸送又は陸上輸送に使用されてきているものであること。
- 二 当該現存コンテナが、新規程第七編第二章の規定（新規程第三百十一条の十八のうち端壁試験及び側壁試験に係るもの）を除く。に適合しているものであること。

7 前項の規定によりコンテナについて認定を受けようとする者は、八千円の手数料を收めなければならない。この場合において、手数料は、申請書に收入印紙をはつて納めるものとする。

8 附則第六項の規定による認定を受けた現存コンテナの所有者は、保守点検の方法について管海官庁の承認を受け、当該方法による保守点検を行つた当該現存コンテナに管海官庁の証印（新規則第二十二号の四様式）を受けた安全承認板（新規則第二十二号の五様式）を昭和六十年一月一日までに取り付けておかなければならない。

9 附則第五項又は第六項の規定により検査若しくは検定を受け、これに合格し、又は認定を受け、安全承認板の取り付けられた現存コンテナについては、附則第四項の規定にかかわらず、当該現存コンテナを船舶安全法による検査又は検定に合格したものとみなして、かつ、附則第五項又は前項の規定により安全承認板が取り付けられた日に新規則第六十条の四第一項の規定により製造日以後最初の保守点検を行つたものとみなして、新規則及び新規程の規定（認定を受け、安全承認板の取り付けられた現存コンテナにあつては、新規則第六十条の四第三項前段の規定を除く。）を適用する。この場合において、新規則第六十条の四第一項第二号中「保守点検にあつては、前回の保守点検を行つた日から起算して二年六月を経過した日」とあるのは「保守点検のうち、二回目の保守点検にあつては昭和六十二年一月一日、三回目以後の保守点検にあつては昭和五十七年一月一日までに安全承認板の取り付けられるコンテナ（現存コンテナを除く。）について、新規則第六十条の四第一項第一号中「製造日から起算して五年を経過した日」とあるのは「二回目の保守点検にあつては昭和六十二年一月一日」とする。

10 別記様式（附則第六項関係）

昭和五十七年一月一日までに安全承認板の取り付けられたコンテナ（現存コンテナを除く。）について、新規則第六十条の四第一項第一号中「製造日から起算して二年六月を経過した日」とあるのは「二回目の保守点検にあつては昭和六十二年一月一日」とする。

昭和五十七年一月一日までに安全承認板の取り付けられたコンテナ（現存コンテナを除く。）について、新規則第六十条の四第一項第一号中「製造日から起算して五年を経過した日」とあるのは「二回目の保守点検にあつては昭和六十二年一月一日」とする。

別記様式（附則第六項関係）	
現存コンテナ認定申請書	
附	明
印	押
申請者の氏名又は 社名並びに住所	
昭和 年 月 日	
号の認定を受 けたいので、同項の規定により申請します。	
下記のシナリオについて、船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令（昭和五十二年運輸省令第25号）附則第六項第 コシナの型式又は種類	
半	
製造された事業場の名称及び場所	
製造番号及び製造年月	
備 考	
収入 印 紙	

（注）製造番号には、一連番号及び個数を記すこと。

附 則（昭和五三年六月二三日運輸省令第三二一号）抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年六月二六日運輸省令第三三三号）  
(施行期日)

この省令は、昭和五十三年七月五日から施行する。

附 則（昭和五三年七月一〇日運輸省令第四三二号）抄  
(施行期日)

この省令は、昭和五十三年八月十五日から施行し、第三条の規定による改正後の小型船舶検査機構の財務及び会計に関する省令第二条第二項の規定は、昭和五十三年度に相当する小型船舶検査機構の事業年度の予算から適用する。

（経過措置）  
1 この省令は、昭和五十三年八月十五日から施行し、第三条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新規則」という。）により新たに船舶安全法（以下「法」という。）第一条第一項の規定の適用を受けることとなるもののうち、長さ八メートル以上のものにあつては昭和五十四年三月三十一日までの間、長さ八メートル未満のものにあつては昭和五十五年三月三十一日までの間は、同項の規定により施設し、及び法第五条の規定による検査を受けることを要しない。ただし、法第九条第一項の規定により船舶検査証書の交付を受けた後においては、この限りでない。

2 この省令の施行前に建造され、又は建造に着手された帆船であつて、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新規則」という。）により新たに船舶安全法（以下「法」という。）第一条第一項の規定の適用を受けることとなるもののうち、長さ八メートル以上のものにあつては昭和五十四年三月三十一日までの間、長さ八メートル未満のものにあつては昭和五十五年三月三十一日までの間は、同項の規定により施設し、及び法第五条の規定による検査を受けることを要しない。ただし、法第九条第一項の規定により船舶検査証書の交付を受けた後においては、この限りでない。

3 この省令の施行の際現に小型遊漁兼用船に該当することとなる船舶については、この省令の施行後に最初に受ける定期検査又は中間検査の時期までは、当該船舶が受有している船舶検査証書中の欄は0人と、船員の欄は旅客の最大とう載人員と船員の最大とう載人員とを合計した人員と、それぞれ書き換えられたものとみなす。ただし、当該船舶が漁ろうをしない間は、この限りでない。

4 この省令の施行の際現に小型遊漁兼用船に該当することとなる船舶については、この省令の施行区域又は従業制限の欄の記載事項は、沿海区域と、最大とう載人員の欄の記載事項は、旅客の欄は0人と、船員の欄は旅客の最大とう載人員と船員の最大とう載人員とを合計した人員と、それぞれ書き換えられたものとみなす。ただし、当該船舶が漁ろうをしない間は、この限りでない。

（施行期日）  
1 この省令は、昭和五十三年十二月一日から施行する。  
（経過規定）  
2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお從前の例による。  
附 則（昭和五三年一月二二日運輸省令第六一号）  
（施行期日）  
1 この省令は、昭和五十四年十月二十日から施行する。  
2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則（昭和五五年五月六日運輸省令第一二号）抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十五年五月二十五日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中目次の改正規定（「第七編 昇降設備／第八編 コンテナ設備」）を改める部

分に限る。、第七編の編名を改める改正規定、第七編中第三百三十二条の前に章名を付する改正規定、第八編の編名を削る改正規定、第三百十一条の次に章名を付する改正規定及び第七編に一章を加える改正規定、第十一条中目次の改正規定及び第十一章を第十二章とし、第十章の次に一章を加える改正規定、第十二条中別表第一の改正規定、

改める部分に限る。）並びに第十三条中別表の改正規定

コンテナ	コンテナ
フラットラック型のもの	フラットラック型のもの
その他の型のもの	その他の型のもの
9 8, 0 0 0	1個につき 1 個 1 5, 0 0 0
6 8, 0 0 0	1,1, 0 0 0 円
8, 0 0 0	
リ 1個につき 2, 2, 8 2 0 0	

「を改める部分に限る。」並びに附則第二条第十四項及び附則第十二条第三項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年一〇月二〇日運輸省令第三一号）抄

（施行期日）

（（省略）の省令は、昭和五十五年十一月一日から施行する。

この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に建造され、又は建造に着手された船舶に現に備え付けられている焼却設備及び油だき加熱機（施行日に現に建造又は改造中の船舶にあつては、備え付けられる予定のものを含む。以下「現存焼却設備等」という。）については、これらを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則第六十一条の三、第二条の規定による改正後の船舶設備規程第七編第二章及び第三条の規定による改正後の船舶消防設備規則第四十五条の二（第六十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(施行期日) 附則(昭和五六年三月一九日運輸省令第六号)

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(総道指置) 直行角二、二日青二糸の三女斗二間(二は、なら毛角)の列二二。

附則（昭和五六年三月三〇日運輸省令第二二号）抄

(施行期日)

この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施

行の日  
（昭和五十六年四月一日から施行する。）

附則（昭和五六年四月二五日運輸省令第一八号）抄

(經過措置) 日本二十二年三月一日於舊金山

この省令の施行の日（以下「施行日」という。）に現に船舶検査証書を受有する船舶について

は、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新施行規則」という。）第十八条

第一項及び第二項、第二十四条並びに第五十一条第一項及び第二項の規定は、当該船舶について

規定する小型船の規則第十四条に規定する小型船に該当するもの以外のものもこの系規定する小型船の規則第十四条に規定する小型船に該当するもの以外のものもこの系

4 中間検査を受けるべき時期において船齢（新施行規則第一条第十一項の船齢をいう。以下同じ。）が十年以上であるタンカー（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条第六項のタンカーをいう。以下同じ。）であつて施行日に現に旧施行規則第三十五条第一項の規定により船舶検査証書の有効期間を延長しているものについては、新施行規則第十八条第五項の規定により中間検査の時期を延期しているものについては、新施行規則第十八条第五項の規定（ただし書を除く。）は、適用しない。

5 旧施行規則の規定による船舶検査証書及び船舶検査手帳は、新施行規則の相当規定による船舶検査証書及び船舶検査手帳とみなす。

6 船舶検査証書の有効期間が満了する際船齢が十年以上であるタンカーであつて施行日に現に旧施行規則第三十五条第一項の規定により船舶検査証書の有効期間を延長しているものについては、新施行規則第三十五条第一項の規定（ただし書を除く。）は、適用しない。

7 施行日前に申請した第二種中間検査に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 （昭和五六年一月一〇日運輸省令第五〇号）

（施行期日）  
1 この省令は、昭和五十六年十二月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令による改正前の船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令附則第九項の規定により適用することとされた船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第六十条の四第二項の規定によりされた標示は、この省令による改正後の船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令附則第九項の規定により適用することとされた船舶安全法施行規則第六十条の四第二項の規定によりされた標示とみなす。

（施行期日）  
第一条 この省令は、船舶のトン数の測度に関する法律（以下「法」という。）の施行の日（昭和五十七年七月十八日）から施行する。

附 則 （昭和五七年四月六日運輸省令第八号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 略

二 第一条中運輸省組織規程第三十五条の改正規定、第二条中海運局支局等組織規程の題名の改正規定、「第一章 海運局支局」を削る改正規定、同令第二章の改正規定、同令別表第一の改正規定（同表九州海運局福岡支局の項に係る部分を除く。）、同令別表第二の改正規定（第二条の二関係」を「第二条の二、第二条の三関係」に改める部分及び同表九州海運局福岡支局の項に係る部分を除く。）、同令別表第三の改正規定（同横須賀同」を「同三崎同」に改める部分に限る。）、同令別表第四及び別表第五の改正規定並びに附則第四条 昭和五十八年一月一日  
附 則 （昭和五八年三月八日運輸省令第七号）抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、昭和五十八年三月十五日から施行する。  
附 則 （昭和五八年四月九日運輸省令第二〇号）抄  
(施行期日)

(船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第二十一条** 前条の規定による改正前の船舶安全法施行規則の規定による船舶検査手帳は、施行日以後最初に受ける船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第五条の定期検査又は中間検査の時期までは、前条の規定による改正後の船舶安全法施行規則の規定による船舶検査手帳とみなす。

**附 則** (昭和五八年五月二八日運輸省令第二六号)

この省令は、昭和五十八年六月一日から施行する。

**附 則** (昭和五八年八月二四日運輸省令第四二号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、昭和五十八年十月二日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二

条中船舶安全法施行規則第一条、第六十六条、別表第一及び第五号様式別表の改正規定並びに第三条及び第四条の規定は、昭和五十八年八月二十五日から施行する。

(船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

5 附則第二項に規定するタンカーについては、この省令による改正後の船舶安全法施行規則（次

項において「新規則」という。）第十九条第三項第八号及び第五十二条第二項の規定は、適用しない。

6 附則第三項に規定するタンカーについては、施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される時までは、新規則第十九条第三項第八号及び第五十二条第二項の規定は、適用しない。

**附 則** (昭和五八年一二月二一日運輸省令第五〇号)

(施行期日)

1 この省令は、昭和五十九年一月一日から施行する。ただし、第一条中船舶安全法施行規則第十

九条の三、第三十二条第一項、第二十二号の四様式及び第二十二号の五様式の改正規定並びに第三

三条中船舶設備規程第三条及び第一百六十九条の二十六の改正規定並びに同令第十三号表の改正規

定（床）を「床（タンクコンテナの床を除く。）」に改める部分以外の部分に限る。）は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に製造され、又は製造に着手されたコンテナについては、第一条の規定によ

る改正後の船舶安全法施行規則第五十八条の四の規定は、昭和六十四年一月一日までは、適用し

ない。

**附 則** (昭和五九年三月一九日運輸省令第四号)

(施行期日)

1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

**附 則** (昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

**附 則** (昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、昭和五十九年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	新潟運輸局長
東北運輸局長	関東運輸局長
北海運輸局長	中部運輸局長
東海海運局長	中国運輸局長
中国海運局長	四国運輸局長
四国海運局長	九州運輸局長
近畿海運局長	神戸海運監理部長
神戸海運局長	北海道運輸局長
札幌陸運局長	中部運輸局長
名古屋陸運局長	東北運輸局長
仙台陸運局長	新潟運輸局長
新潟陸運局長	関東運輸局長
東京陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長
<b>第三条</b> この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対してした申請等とみなす。	新潟運輸局長
<b>附 則</b> (昭和五九年八月三〇日運輸省令第二九号) 抄	(施行期日)
<b>第一条</b> この省令は、昭和五十九年九月一日（以下「施行日」という。）から施行する。	(施行期日)
<b>第六条</b> 現存船であつて、第五条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新船舶安全法施行規則」という。）第二条第二項第三号への規定により、新たに船舶安全法（以下「法」といいう。）第一条第一項の規定の適用を受けることとなるものは、昭和六十年八月三十一日までの間は、同項の規定により施設し、及び法第五条の規定による検査を受けることを要しない。ただし、法第九条第一項の規定により船舶検査証書の交付を受けた後においては、この限りでない。	(施行期日)
3 現存船の小型船舶であつて新船舶安全法施行規則第十四条の規定により管海官庁が検査を行うこととなるものに係る検査は、昭和六十年八月三十一日までの間は、なお従前の例により小型船舶検査機構が行うことができる。	(施行期日)
2 現存船の小型船舶であつて新船舶安全法施行規則第三十四条の規定により船舶検査証書の有効期間が四年となるものに係る船舶検査証書の有効期間については、新船舶安全法施行規則第三十六条第二項の規定にかかるらず、昭和六十年八月三十一日までの間は、なお従前の例による。ただし、施行日以後昭和六十年八月三十一日までの間ににおいて、管海官庁において検査を受けた場合は、この限りでない。	(施行期日)
<b>附 則</b> (昭和六〇年三月三〇日運輸省令第一一号) 抄	1 この省令は、公布の日から施行する。
1 この省令は、公布の日から施行する。	(施行期日)
<b>附 則</b> (昭和六〇年一二月二四日運輸省令第三九号) 抄	(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。	(施行期日)
(船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置)	新潟運輸局長



			(施行期日)
<b>第一条</b>	この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十八号。以下「改正法」という。)附則第一条第四号に定める日(昭和六十二年四月六日。以下「施行日」という。)から施行する。	1	附則 (昭和六二年三月二十五日運輸省令第二五号) 抄 (施行期日) この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
2	この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。	2	附則 (昭和六二年八月八日運輸省令第五一号) 抄 (施行期日) この省令は、昭和六十二年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一条 中小型船舶安全規則第五十七条の次に一条を加える改正規定、第二条中船舶安全法施行規則別表第一の改正規定及び第三条の規定は、公布の日から施行する。
3	この省令は、船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十二年十月一日)から施行する。	3	附則 (平成元年七月二十五日運輸省令第二六号) 抄 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。
4	この省令の施行前に指定検定機関又は小型船舶検査機構に対してした検定又は検定合格証明書の交付若しくは再交付の申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。	4	附則 (昭和六三年二月一二日運輸省令第二号) 抄 (施行期日) この省令は、昭和六十三年二月十五日(以下「施行日」という。)から施行する。
5	この省令は、船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置	5	附則 (平成二年三月二九日運輸省令第七号) 抄 (施行期日) この省令は、平成二年四月二十九日(以下「施行日」という。)から施行する。
6	第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶であつて、施行日以後に第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則第二条第二項第三号トに掲げる船舶(以下この条において「係留船」という。)として船舶安全法(以下「法」という。)第二条第一項の規定の適用を受けることとなるもの(施行日以後係留船に変更するものを除く。以下「現存係留船」という。)については、昭和六十四年十二月三十一日までの間は、同項の規定により施設し、及び法第五条の規定による検査を受けることを要しない。ただし、法第九条第一項の規定により船舶検査証書の交付を受けた後においては、この限りでない。	6	附則 (平成二年五月二一日運輸省令第一〇号) (施行期日) この省令は、平成二年五月二一日(同日前に改正法第一条の規定による改正後の船舶安全法(以下「新安全法」という。)第四条第一項の規定による無線電信又は無線電話を施設し、及びこれに係る新安全法第五条第一項の規定による最初の検査に合格した船舶については、当該検査に合格した日)までの間は、この省令による改正後の船舶安全法施行規則第六十条の五の規定は、適用しない。
7	附則 (昭和六三年七月二十五日運輸省令第二五号) (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。	7	附則 (平成三年八月二八日運輸省令第二六号) (施行期日) この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。
8	経過措置	8	附則 (平成二年三月二九日運輸省令第二八号) 抄 (施行期日) この省令であつてこの省令の施行後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改後は、前項の規定は、適用しない。
9	この省令は、平成元年十月二十一日(以下「施行日」という。)から施行する。	9	附則 (平成元年一〇月二一日運輸省令第二八号) 抄 (施行期日) この省令は、平成元年十月二十一日(以下「施行日」という。)から施行する。
10	この省令は、公布の日から施行する。	10	附則 (平成元年五月二一日運輸省令第一〇号) (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。
11	この省令は、平成元年十月二十一日(以下「施行日」という。)から施行する。	11	附則 (平成二年五月二一日運輸省令第一〇号) (施行期日) この省令は、平成二年五月二一日(同日前に改正法第一条の規定による改正後の船舶安全法(以下「新安全法」という。)第四条第一項の規定による無線電信又は無線電話を施設し、及びこれに係る新安全法第五条第一項の規定による最初の検査に合格した船舶については、当該検査に合格した日)までの間は、この省令による改正後の船舶安全法施行規則第六十条の五の規定は、適用しない。
12	この省令は、昭和六十三年三月三一日(同日前に改正法第一条の規定による改正後の船舶安全法(以下「新安全法」という。)第四条第一項の規定による無線電信又は無線電話を施設し、及びこれに係る新安全法第五条第一項の規定による最初の検査に合格した船舶については、当該検査に合格した日)までの間は、この省令による改正前の船舶安全法施行規則(以下「旧施行規則」という。)第四条第一項第三号、第四号及び第六号から第九号までの「に掲げる船舶」の規定による改正前の漁船特殊規則の一部を改正する省令(平成三年農林省令第一号)の規定による改正前の漁船特殊規則(昭和九年通信省・農林省令)第一条各号の一に掲げる漁船	12	附則 (平成元年五月二六日運輸省令第一四号) (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。
13	この省令は、昭和六十三年三月三一日(同日前に改正法第一条の規定による改正後の船舶安全法(以下「新安全法」という。)第四条第一項の規定による無線電信又は無線電話を施設し、及びこれに係る新安全法第五条第一項の規定による最初の検査に合格した船舶については、当該検査に合格した日)までの間は、この省令による改正前の船舶安全法施行規則(以下「旧施行規則」という。)第四条第一項第三号、第四号及び第六号から第九号までの「に掲げる船舶」の規定による改正前の漁船特殊規則の一部を改正する省令(平成三年農林省令第一号)の規定による改正前の漁船特殊規則(昭和九年通信省・農林省令)第一条各号の一に掲げる漁船	13	附則 (平成元年五月二六日運輸省令第一四号) (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

三 前二号に掲げる船舶に相当するものとして管海官庁が認めるもの  
2 この省令による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新施行規則」という。）第四条第二項及び第三項の規定は、前項第一号に掲げる旧施行規則第四条第一項第三号、第六号、第七号及び第九号の船舶の許可について準用する。この場合において、新施行規則第四条第二項中「前項」とあるのは、「前項第三号、第六号、第七号及び第九号」と、「無線施設免除申請書（第一号様式）」とあるのは、「現存船舶無線施設免除申請書（別記様式）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第一項第三号、第六号、第七号及び第九号」と読み替えて適用する。

### 別記様式（附則第3条関係）

別記様式（附則第3条関係）（平成3年運輸省令第24号、一部改正）

#### 現存船舶無線施設免除申請書

般

年月日

申請者の氏名又は名称及び住所

下記の船舶について無線電信又は無線電話の施設の免除を受けたいので、船舶安全法施行規則の一部を改正する省令（平成3年運輸省令第26号）附則第3条第2項の規定により申請します。

船種及び船名	船舶登録又は船舶検査済票の番号
総トン数	用途
航行しようとする航路及び期間	
申請の理由	
備考	

（注）不要の文字は、抹消すること。

附 則（平成三年一〇月一日運輸省令第三三三号）抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成四年一月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中船舶設備規程第百四十六条の十の三の次に次の見出し及び二条を加える改正規定（第百四十六条の十の五に係る部分に限る。）及び同令第百八十七條の改正規定、第三条中船舶安全法施行規則別表第一及び別表第二の改正規定並びに第八条中船舶等型式承認規則別表第一及び別表第二の改正規定は公布の日から施行する。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 改正法附則第二条第一項の規定の適用を受ける船舶の臨時検査に係る無線電信又は無線電話についての改造については、同項に規定する間は、第三条の規定による改正後の船舶安全施行規則（以下「新規則」という。）第十九条第一項第一号ホの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に交付を受けている船舶検査手帳は、新第四条設備を施設し、及びこれに係る当初検査に合格するまでの間は、新規則第四十六条第一項の規定による船舶検査手帳とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第九条 施行日前にした行為及び附則第三条第一項の規定により従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成四年一月一八日運輸省令第三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成四年二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 現存船（附則第三条第二項の適用がある船舶であつて管海官庁が必要と認めるものを除く。）については、第五条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新施行規則」という。）第五十二条第一項の規定（船舶区画規程第二百二条の二に規定する船舶（同令第二百二条の三に規定する船舶を除く。）に係る部分に限る。）は、適用しない。

2 船舶安全法第八条第一項の船舶の復原性に関する管海官庁の検査については、当該船舶が施行日以後最初に行われる当該事項に関する同項の認定を受けた船級協会の検査を受けるまでの間は、新施行規則第四十七条の二（復原性に関する検査に限る。）の規定は、適用しない。

#### 附 則（平成四年一月二七日運輸省令第五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成四年二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中船舶安全法施行規則別表第一及び別表第二の改正規定、第三条中船舶消防設備規則第十七条第二項、第二十条、第二十二条、第二十三条、第四十八条第五項、第六十九条第一項及び第七十条の改正規定、第四条の規定並びに第五条中小型船舶安全規則第六十五条第二項、第六十六条、第六十九条及び第七十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成六年三月二九日運輸省令第九号）抄

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

#### 附 則（平成六年三月三〇日運輸省令第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成六年五月一九日運輸省令第一九号）抄





その他の船灯

白色底びき網漁業灯、紅色底びき網漁業灯、  
かけまわし漁法灯、きんちやく網漁業灯又は  
信号灯

施行日前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

**附 則** (平成一一年一月二七日運輸省令第二号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十一年二月一日から施行する。

1 (経過措置) この省令は、平成十一年二月一日から施行する。

2 平成十一年二月一日前に建造契約が結ばれたタンカー（建造契約がないタンカーにあつては、平成十一年八月一日前に建造に着手されたもの）であつて平成十四年二月一日前に船舶所有者に對し引き渡されたもの（次に掲げる要件のいずれにも適合する改造を行うものを除く。）の仮想状態におけるタンカーの復原性書類の提出及び資料の供与等については、この省令による改正後の船舶復原性規則第七章並びに船舶安全法施行規則第三十二条第一項及び第五十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 次に掲げる改造のいずれかに該当すること。  
イ 船舶の主要寸法又は積載容量の変更を伴う改造  
ロ 船舶の種類を変更する改造  
ハ 船舶の耐用年数を延長させる改造

二 その他イ、ロ及びハに定める改造と同等以上と国土交通大臣が認める改造  
一 改造に関する契約が平成十一年二月一日後に結ばれたこと（改造に関する契約がないタンカ  
に改造が完了したこと。

**附 則** (平成一一年六月二二日運輸省令第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一  
附 則 (平成一一年九月三〇日運輸省令第四三号)  
この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一一年六月二二日運輸省令第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年八月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一  
附 則 (平成一一年九月三〇日運輸省令第四三号)  
この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一一年六月三〇日運輸省令第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一一年三月二二日運輸省令第九号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

**附 則** (平成一二年三月二十四日運輸省令第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一二年三月二八日運輸省令第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

**附 則** (平成一二年三月二十四日運輸省令第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 前項の申請に係る地方運輸局長の行つた検査は、運輸大臣が行つたものとみなす。

附 則 (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則** (平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号)

(施行期日)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一四年二月一日国土交通省令第六号) 抄

(施行期日)

この省令は、小型船舶の登録等に關する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

**附 則** (平成一四年三月二八日国土交通省令第二九号) 抄

(施行期日)

この省令の施行前にした行為並びに附則第二条から前条までの規定によりなお従前の例に

する。

**附 則** (平成一四年三月二八日国土交通省令第二九号) 抄

(施行期日)

この省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、な

る日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

**附 則** (平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号)

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

**附 則** (平成一四年七月二六日国土交通省令第九一号) 抄  
(施行期日)

1 この省令は平成十四年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年三月二〇日国土交通省令第二七九号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、船舶職員法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十五年六月一日)から施行する。

**附 則** (平成一五年五月三〇日国土交通省令第七二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年六月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年七月一日国土交通省令第七九号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年八月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この省令は、平成十五年八月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(施行期日)

第二条 この省令の施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)であつて第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則(以下「新規則」という。)第二条第一項第三号ハ及びホの規定により、新たに船舶安全法(以下「法」という。)第二条第一項の規定の適用を受けることとなるものは、平成三十年七月三十一日までの間は、同項の規定により施設し、及び法第五条の規定による検査を受けることを要しない。ただし、法第九条第一項の規定により船舶検査証書の交付を受けた後においては、この限りでない。

2 推進機関を有する船舶と該船舶に押される船舶(推進機関及び帆装を有しないものに限る。)とが結合し一体となつて航行の用に供されるものであつて、そのいづれか一方が現存船であるものについては、平成三十年七月三十一日までの間は、新規則第十三条の六の規定は適用しない。ただし、法第九条第一項の規定により船舶検査証書の交付を受けた後においては、この限りではない。

3 現存船については、新規則第六十五条の二及び第六十五条の三の規定は、平成三十年七月三十一日までの間は、適用しない。

**附 則** (平成一五年七月一〇日国土交通省令第八二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に現存船(施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶をい

う。以下同じ。)に使用されている有機スズ化合物を含む防汚方法については、これを引き続き当該現存船に使用し、かつ、適切な被覆により有機スズ化合物が水中に浸出しないようにするための措置が講じられている場合に限り、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則(以下「新規則」という。)第六十五条第一項及び第三条の規定による改正後の船舶構造規則(以下「新構造規則」という。)第六十四条に掲げる基準に適合しているものとみなす。

2 この省令の施行の際現に現存船に使用されている防汚方法(前項に規定する防汚方法を除く。)については、これを引き続き当該現存船に使用する場合に限り、平成十九年十二月三十一日までの間は、新規則第六十五条第一項及び新構造規則第六十四条の規定は適用しない。

**附 則** (平成一五年九月二九日国土交通省令第九六号)

(施行期日)  
第一条 この省令は、海上衝突予防法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十三号)の施行の日(平成十五年十一月二十九日)から施行する。

(船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条の規定による改正前の船舶安全法施行規則の規定による船舶検査手帳は、施行日以後最初に受ける船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第五条の定期検査、中間検査又は臨時検査の時期までは、前条の規定による改正後の船舶安全法施行規則の規定による船舶検査手帳とみなす。

**附 則** (平成一五年一二月二二日国土交通省令第一一八号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第二条中船舶安全法施行規則第十二条の二及び第五十一条の改正規定は、平成十七年一月一日から施行する。

**附 則** (平成一六年三月二六日国土交通省令第二九号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

**附 則** (平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年三月三一日以前に建造され、又は建造に着手された船舶の資料については、第二条による改正後の船舶安全法施行規則第五十一条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

(船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成十六年十二月三十一日以前に建造され、又は建造に着手された船舶の資料については、第二条による改正後の船舶安全法施行規則第五十一条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

**附 則** (平成一六年四月二六日国土交通省令第六一号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一条の規定(船舶安全法施行規則第一条第十四項の改正規定、同令第四十六条第四項の次に二項を加える改正規定(第五項に係る部分に限る。)及び同令第六十五条の五を第六十五条の六とし、第六十五条の四を第六十五条の五とし、第六十五条の三の次に一条を加える改正規定を除く。)、附則第二条第二項及び第三項の規定並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一条の規定(船舶安全法施行規則第一条第十四項の改正規定、同令第四十六条第四項の次に二項を加える改正規定(第五項に係る部分に限る。)及び同令第六十五条の五を第六十五条の六とし、第六十五条の四を第六十五条の五とし、第六十五条の三の次に一条を加える改正規定を除く。)、附則第二条第二項及び第三項の規定並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正前の船舶安全法施行規則の規定により交付を受けている船舶検査手帳は、新施行規則第四十六条第一項の規定による船舶検査手帳とみなす。

3 新施行規則第三十二条第一項第一号カの履歴記録対象船舶であつて公布の日において現に船舶検査手帳を受有しているものの船舶所有者は、施行日までに、新施行規則第四十六条第六項に規定する書換申請書に当該船舶検査手帳を添えて管海官庁に提出し、船舶検査手帳の書換えを受けなければならぬ。

2 第一条の規定による改正前の船舶安全法施行規則の規定により交付を受けている船舶検査手帳は、新施行規則第四十六条第一項の規定による船舶検査手帳とみなす。

**附 則** (平成一六年一〇月二八日国土交通省令第九三号) 抄



(船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 現存コンテナに係る最大積重ね荷重又はラッピング試験荷重値については、第二条の規定による改正後の船舶安全法施行規則(次項において「新規則」という。)第五十六条の四第一項及び第三項並びに第五十九条の二(第三項の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる)の規定による。

2 この省令の施行の際現に現存コンテナに取り付けられている安全承認板については、新規則第二十一号の五様式にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

**附 則** (平成二十四年六月二九日国土交通省令第六五号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**第一条** この省令は、平成二十四年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (平成二十四年九月一四日国土交通省令第七五号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年九月十九日から施行する。

**第一条** この省令は、平成二十四年九月十九日から施行する。

**附 則** (平成二十四年一二月二八日国土交通省令第九一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

**第一条** この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

**附 則** (平成二十五年六月二八日国土交通省令第五六号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

**第一条** この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

**附 則** (平成二六年三月三一日国土交通省令第三七号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

**第一条** この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二六年六月二日国土交通省令第五三号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十六年六月三〇日国土交通省令第五九号)抄

**第一条** この省令は、平成二十六年六月三〇日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (平成二七年一二月二二日国土交通省令第八五号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十七年一二月二二日(以下「施行日」という。)から施行する。

**第一条** この省令は、平成二十七年一二月二二日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (平成二八年六月二四日国土交通省令第五二号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十八年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**第一条** この省令は、平成二十八年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (平成二八年七月一一日国土交通省令第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十八年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**第一条** この省令は、平成二十八年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (平成二八年一二月二六日国土交通省令第八四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十九年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**第一条** この省令は、平成二十九年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (経過措置)

2 現存船については、この省令による改正後の船舶設備規程(第百十五条の七第二項、第百十五条の二十三の三第三項及び第一百四十六条の二十三の規定を除く。)、船舶復原性規則、危険物船舶運送及び貯蔵規則(第二百四十六条第五項及び第三百十三条第五項の規定を除く。)、船舶安全法施行規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則及び船舶機関規則(第六十九条の二の規定を除く。)の規定にかかるわらず、当該船舶について平成三十年一月一日以後最初に行われる定期検査、

第一種中間検査又は第二種中間検査(船舶安全法施行規則第二十五条第三項に規定する準備を行なうものに限る。)の時期までは、なお従前の例によることができる。

3 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前二項の規定にかかるわらず、管海官庁の指示するところによる。

**附 則** (令和元年一二月一六日国土交通省令第四六号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和二年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**第一条** この省令は、令和二年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

**第一条** この省令は、令和三年一月一日から施行する。

**附 則** (令和三年一一月一九日国土交通省令第七一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和三年十一月二十日)から施行する。

**第一条** この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和三年十一月二十日)から施行する。

**附 則** (令和四年四月一一日国土交通省令第四一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和五年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**第一条** この省令は、令和五年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (令和四年四月一一日国土交通省令第四二号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和五年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**第一条** この省令は、令和五年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (令和四年四月一一日国土交通省令第四三号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和五年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**第一条** この省令は、令和五年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (令和四年四月一一日国土交通省令第四四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和五年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**第一条** この省令は、令和五年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (令和四年四月一一日国土交通省令第四五号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和五年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**第一条** この省令は、令和五年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (令和四年四月一一日国土交通省令第四六号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和五年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**第一条** この省令は、令和五年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (令和四年四月一一日国土交通省令第四七号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和五年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**第一条** この省令は、令和五年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (令和四年四月一一日国土交通省令第四八号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和五年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**第一条** この省令は、令和五年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (経過措置)

2 現存船については、この省令による改正後の船舶設備規程(第百十五条の七第二項、第百十五

条の二十三の三第三項及び第一百四十六条の二十三の規定を除く。)、船舶復原性規則、危険物船舶

運送及び貯蔵規則(第二百四十六条第五項及び第三百十三条第五項の規定を除く。)、船舶安全法

施行規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則及び船舶機関規則(第六十九条の二の規定を除く。)の規定にかかるわらず、当該船舶について平成三十年一月一日以後最初に行われる定期検査、

第一種中間検査又は第二種中間検査(船舶安全法施行規則第二十五条第三項に規定する準備を行なうものに限る。)の時期までは、なお従前の例によることができる。

3 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前二項の規定にかかるわらず、管海官庁の指示するところによる。

**附 則** (令和元年一二月一六日国土交通省令第四六号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和二年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

		査 檢 期 定	
		(円) 金額	船舶の長さ(メートル)
旅客船以外の	旅客船	旅客船	船舶の長さ(メートル)
0 0 9 , 9	0 0 9 , 4 1		満未 3
0 , 5 1	0 0 5 , 2 2		満未 5 上以 3
6 , 2 2	0 0 8 , 2 3		満未 0 1 上以 5
0 , 9 2	0 0 1 , 5 4		満未 0 2 上以 0 1
7 , 1 4	0 0 7 , 1 6		満未 0 3 上以 0 2
8 , 8 5	0 0 5 , 6 8		満未 0 4 上以 0 3
0 , 1 8	0 0 2 , 8 1 1		満未 0 5 上以 0 4
9 , 0 1 1	0 0 2 , 2 6 1		満未 5 6 上以 0 5
4 , 5 4 1	0 0 2 , 5 1 2		満未 0 8 上以 5 6
9 , 0 8 1	0 0 4 , 9 6 2		満未 0 0 1 上以 0 8
8 , 2 2 2	0 0 9 , 0 3 3	満未 0 2 1	上以 0 0 1
4 , 9 6 2	0 0 0 , 3 0 4	満未 5 4 1	上以 0 2 1
6 , 8 1 3	0 0 2 , 5 7 4	満未 0 8 1	上以 5 4 1
8 , 0 5 3	0 0 1 , 4 2 5		上以 0 8 1

全法施行規則第十九条第三項第三号の二に該当することとなつた日又は当該特定防汚方法の使用が開始された日から起算して五年を経過する日のいすれか早い日までの間は、新規則第六十五条第一項及び新構造規則第六十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和五年一〇月二日国土交通省令第八二号) 抄

1 1 この省令は、令和五年十二月一日から施行する。

附 則 (令和五年一二月二八日国土交通省令第九七号) 抄

第一条 この省令は、令和六年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に第四条の規定による改正前の船舶安全法施行規則第六十条の五及び第六十条の六の規定により備え付けている浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、HF直接印刷電信及びMF直接印刷電信については、これらを引き続き備え付ける場合に限り、第四条の規定による改正後の船舶安全法施行規則第六十条の五及び第六十条の六の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和六年六月二八日国土交通省令第七一号)

(施行期日) 1 (経過措置) 1 この省令は、令和六年七月一日(次項において「施行日」という。)から施行する。

2 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶であつて同日以後主要な変更又は改造を行うものについては、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則及び第三条の規定による小型船舶安全規則の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

別表第一(第二条、第六十五条の6、第六十六条関係)

間 中 種 三 第		査 檢 間 中 種 二 第		査 檢 間 中 種 一 第	
船舶の長さ(メートル)	金額(円)	船舶の長さ(メートル)	金額(円)	船舶の長さ(メートル)	金額(円)
船舶の長さ(メートル)	旅客船以外の	船舶の長さ(メートル)	旅客船	船舶の長さ(メートル)	船舶の長さ(メートル)
満未 0 3	0 0 5 , 7 1	満未 0 3	0 0 1 , 5	0 0 9 , 8	満未 3
4 上以 0 3	0 0 0 , 1 2	満未 0 4 上以 0 3	0 0 2 , 8	0 0 4 , 3 1	満未 5 上以 3 0 0
5 上以 0 4	0 0 5 , 9 2	満未 0 5 上以 0 4	0 0 9 , 4 1	0 0 4 , 2 2	満未 0 1 上以 5 0 0
6 上以 0 5	0 0 7 , 1 4	満未 5 6 上以 0 5	0 0 2 , 9 1	0 0 5 , 9 2	満未 0 2 上以 0 1 0 0
8 上以 5 6	0 0 7 , 4 5	満未 0 8 上以 5 6	0 0 0 , 8 2	0 0 0 , 3 4	満未 0 3 上以 0 2 0 0
1 上以 0 8	0 0 9 , 7 6	満未 0 0 1 上以 0 8	0 0 8 , 0 4	0 0 7 , 1 6	満未 0 4 上以 0 3 0 0
満 2 以 1 0 上 0 未 1 0	4 8 0 4 0 ,	満 2 以 1 0 上 0 未 1 0	0 0 4 , 7 5 0 0 4 , 0 8	0 0 9 , 5 8 0 0 9 , 9 1 1	満未 0 5 上以 0 4 0 0 満未 5 6 上以 0 5 0 0
満 4 以 1 5 上 2 未 1 0	0 , 1 6 0 0 1	満 4 以 1 5 上 2 未 1 0	0 0 8 , 5 0 1 0 0 9 , 1 3 1	0 0 1 , 8 5 1 0 0 0 , 9 9 1	満未 0 8 上以 5 6 0 0 満未 0 0 1 上以 0 8 0 0
満 8 以 1 0 上 4 未 1 5	0 , 1 3 2 0 1	満 8 以 1 0 上 4 未 1 5	0 0 0 , 4 6 1 0 0 6 , 8 9 1	0 0 4 , 4 4 2 0 0 1 , 8 9 2	満未 0 2 1 上以 0 0 1 0 0 満未 5 4 1 上以 0 2 1 0 0
以 1 上 8 0	0 , 1 5 3 0 3	以上 8 0	0 0 1 , 2 3 2 0 0 6 , 8 5 2	0 0 6 , 3 5 3 0 0 9 , 9 8 3	満未 0 8 1 上以 5 4 1 0 0 上以 0 8 1 0 0

		査検別特は又査検行航時臨、査検時臨			査検	
査検造製		船体	(円)	船舶の長さ(メートル)	金額(円)	
金額(円)	船舶の長さ(メートル)	臨検回数 1回につき				
0 0 6 , 7 1	満未 0 1	0 4 , 0	5 未満	0 0 7 , 6 1		
0 0 3 , 0 2	満未 0 2 上以 0 1	0 9	0 0 9 , 9 1	満未 0		
0 0 4 , 3 2	満未 0 3 上以 0 2	0 5 , 0	満 1 5 0 以上	0 0 7 , 7 2	満未 0	
0 0 1 , 8 5	満未 0 4 上以 0 3	6	未上 0 以上	0 0 7 , 3 4	満未 5	
0 0 8 , 0 4 1	満未 0 5 上以 0 4	0 6 , 0	未上 1 未満 2 0	0 0 4 , 0 5	満未 0	
0 0 3 , 1 4 2	満未 0 6 上以 0 5	6	0 以	0 0 9 , 2 6	満未 0 0	
0 0 8 , 0 2 3	満未 0 8 上以 5 6	0 8 , 0	未上 2 満 5 0	5 8 , 0 3 , 0		
0 0 4 , 8 3 4	満未 0 0 1 上以 0 8	3	0 以			
0 0 1 , 7 1 6	満未 0 2 1 上以 0 0 1	0 1 , 4	0 5 0 0 未満	0 9 , 0 5 , 0		
0 0 6 , 5 3 9	満未 5 4 1 上以 0 2 1	2	以上	0 , 1 5 1 , 0 3		
1 9 1 , 0 5 , 0 , 1	満 8 以 1 0 上 4 未 1 5	0	1			
9 5 1 , 0 9 , 0 , 3	以 1 上 8 0	0 2 , 2	1 0 0 以上	0 , 1 2 2 , 0 2		

のる付備船の未トメ三長  
もけえに船満ル〇さ

機外内船	関機燃内		関機気蒸	
ロ出連ワ力統ツト(最大)	き 1 (円)につ	ロ出連ワ力統ツト(最大)	き 1 (円)につ	ロ出連ワ力統ツト(最大)
満 1 8 未	0 0 1 , 6 1	満未 8 1	0 0 3 , 5 2	満未 6 3 7
	0 0 4 , 8 1	満未 7 3 上以 8 1	0 0 5 , 1 3	満未 4 8 1 上以 6 3 7
7 1 未 8 満以上 3	0 0 9 , 4 2	満未 6 3 7 上以 7 3	0 0 9 , 3 4	満未 8 6 3 上以 4 8 1
	0 0 1 , 2 3	満未 4 8 1 上以 6 3 7	0 0 7 , 3 5	満未 5 5 3 7 上以 8 6 3
	0 0 9 , 5 4	満未 8 6 3 上以 4 8 1	0 0 1 , 2 7	満未 9 3 8 , 1 上以 5 5 3 7
3 3 7 6 以未上 7 満 7	0 0 5 , 8 5	満未 5 5 3 7 上以 8 6 3	0 0 6 , 0 2 1	満未 8 7 6 , 3 上以 9 3 8 , 1
	0 0 3 , 7 8	満未 9 3 8 , 1 上以 5 5 3 7	0 , 1 3 6 0 0	未 5 上 7 3 満 1 5 8 , 6 , 以 6
満上 7 1 3 8 4 6 未以	0 0 4 , 3 3 1	満未 8 7 6 , 3 上以 9 3 8 , 1		
	0 0 8 , 3 7 1	満未 6 1 5 , 5 上以 8 7 6 , 3	0 , 1 1 7 0 9	未 3 上 1 5 満 5 7 6 , 5 , 以 5
	0 0 1 , 0 0 2	満未 5 5 3 , 7 上以 6 1 5 , 5		
	0 , 2 1 2 0 7	0 , 上 5 7 未 7 1 5 , 滿 1 4 以 3	0 , 2 3 0 0 0	0 , 上 5 7 未 7 1 5 , 滿 1 4 以 3
1 8 4 以上	0 , 2 5 3 0 7	以 7 1 上 1 4 0 ,	0 , 2 4 0 0 7	以 7 1 上 1 4 , 0

機 給 過 ニ ビ   タ 気 排		ライボ		ニ ビ   タスガ		機 外 船	
き (個 円) に つ	ル メ 径 根 の車 ト和 の	き (個 円) に つ	ト 受 熱 面 積	き (個 円) に つ	ロ ワ ツ ト (最 大)	き (個 円) に つ	ロ ワ ツ (最 大)
5 4 0 , 8	7 0 未 満 0	6 1 0 3 0 0	満 5 0 未	0 0 1 , 2 7 0 0 5 , 3 9	満 未 6 . 3 7 満 未 4 8 1 上 以 6 . 3 7	0 9 0 , 8	未 3 2 0 0 , 7
0 9 0 , 8	未 0 7 0 満 以 1 上 0	9 2 0 6 0 0	0 上 5 未 1 0 満 0 以	0 0 0 , 3 2 1 0 0 0 , 5 5 1	満 未 8 6 3 上 以 4 8 1 満 未 5 . 5 3 7 上 以 8 6 3	7 1 0 6 0 , 0	満 . 以 3 4 上 . 未 7 7
4 1 0 5 0 , 0	未 . 以 0 満 1 上 5 0 1	0 4 0 4 0 0	満 5 以 1 0 上 0 未 1 0	0 0 5 , 7 2 2 0 0 7 , 4 5 3	満 未 9 3 8 , 1 上 以 5 . 5 3 7 満 未 8 7 6 , 3 上 以 9 3 8 , 1	8 2 0 0 0 , 0	8 以 7 未 上 . 満 1 4
4 2 0 9 0 , 0	5 0 5 0 未 . 以 満 4 上 1	7 5 0 3 0 0	満 3 以 1 0 上 5 未 2 0	0 , 4 0 7 0 5	未 5 上 7 3 満 1 5 8 , 6 , 以 6	4 2 0 4 0 , 0	未 上 1 満 3 8 7 以
0 4 0 4 0 , 0	未 0 5 0 満 . 以 6 上 4	0 8 0 , 0 0	3 2 5 3 0 0	0 , 5 7 3 0 3	未 3 上 1 5 満 5 7 6 , 5 , 以 5	3 4 0 0 0 , 0	満 . 上 3 6 7 7 未 3 以
5 5 0 3 0 , 0	満 . 以 0 9 上 未 0 6	5 0 0 1 0 2	未 滿 上 0 , 3 5 0 0	0 , 5 2 9 0 5	0 , 上 5 7 未 7 1 5 , 満 1 4 以 3	0 4 0 9 0 , 0	未 1 6 7 満 8 以 3 4 上
1 8 0 0 0 , 0	以 0 上 . 9	6	以上	0 , 6 0 0 0 3	以 7 1 上 1 4 0 , 0	4 6 0 3 0 , 0	以 1 上 8 4

のる付備船の以トメ三長  
もけえに船上ル〇さ

機 外 内 船		関 機 燃 内		関 機 気 蒸	
ロ ワ ツ ト (最 大)	き (個 円) に つ	ロ ワ ツ ト (最 大)	き (個 円) に つ	ロ ワ ツ ト (最 大)	
満 1 8 未	0 0 3 , 4 1	満 未 8 1	0 0 1 , 3 2	満 未 6 . 3 7	
	0 0 5 , 6 1	満 未 7 3 上 以 8 1	0 0 0 , 9 2	満 未 4 8 1 上 以 6 . 3 7	
7 1 未 8 満 以 上 3	0 0 7 , 2 2	満 未 6 . 3 7 上 以 7 3	0 0 9 , 9 3	満 未 8 6 3 上 以 4 8 1	
	0 0 6 , 9 2	満 未 4 8 1 上 以 6 . 3 7	0 0 2 , 9 4	満 未 5 . 5 3 7 上 以 8 6 3	
	0 0 8 , 1 4	満 未 8 6 3 上 以 4 8 1	0 0 7 , 6 6	満 未 9 3 8 , 1 上 以 5 . 5 3 7	
3 . 3 6 以 未 上 満 7	0 0 8 , 3 5	満 未 5 . 5 3 7 上 以 8 6 3	0 0 0 , 1 1 1	満 未 8 7 6 , 3 上 以 9 3 8 , 1	
	0 0 2 , 0 8	満 未 9 3 8 , 1 上 以 5 . 5 3 7	0 , 1 8 4 0 7	未 5 上 7 3 満 1 5 8 , 6 , 以 6	
	0 0 2 , 3 2 1	満 未 8 7 6 , 3 上 以 9 3 8 , 1			
満 上 7 1 3 8 4 6 未 以	0 0 6 , 0 6 1	満 未 6 1 5 , 5 上 以 8 7 6 , 3	0 , 1 7 6 0 5	未 3 上 1 5 満 5 7 6 , 5 , 以 5	
	0 0 8 , 4 8 1	満 未 5 5 3 , 7 上 以 6 1 5 , 5			
	0 , 2 6 0 0 9	0 , 上 5 7 未 7 1 5 , 満 1 4 以 3	0 , 1 0 8 0 5	0 , 上 5 7 未 7 1 5 , 満 1 4 以 3	
1 8 4 以 上	0 , 2 4 1 0 9	以 7 1 上 1 4 0 ,	0 , 1 7 9 0 1	以 7 1 上 1 4 , 0	

機 給 過 ニ ビ ト タ 気 排		ライ ボ		ニ ビ ト タ ス ガ				機 外 船		
き 1 (円) 個 に つ	ル メ 径 根 の 車 ト 和 の	外 羽 根 の 車 ト 和 の	き 1 (円) 個 に つ	ト ル (平 方 面 積)	受 熱 メ 面 積	き 1 (円) 個 に つ	口 出 ワ 力 ツ ト ( ヘ キ 大 き さ )	連 続 最 大 き 1 (円) 個 に つ	ロ 出 ワ 力 ツ ト ( ヘ キ 大 き さ )	連 続 最 大 き 1 (円) 個 に つ
0 4 , 0 , 3	7 0 未 満 0	9 1 0 1 0 0 ,	9 1 0 1 0 0 ,	満 5 0 未	0 0 7 ' 6 6	0 0 1 ' 6 8	満 未 6 3 7	0 8 , 0 8	未 満 7	3 0 8 , 0
0 8 , 0 , 9	未 満 0	0 7 0 以 上 0	6 2 0 4 0 0 ,	0 上 5 未 1 0 満 0 以	0 0 3 ' 3 1 1	0 0 8 ' 2 4 1	満 未 8 6 3 上 以 4 8 1	9 1 0 4 0 ,	満 4 上 未 7 7	以 3 2 2 , 2 0
6 1 , 0 3 , 0 ,	未 満 1	以 0 上 5	9 3 0 9 0 0 ,	満 5 以 1 0 上 0 未 1 0	0 0 9 ' 9 0 2	0 0 2 ' 8 2 3	満 未 9 3 8 1 上 以 5 5 3 7	8 1 0 8 0 ,	8 以 7 未 上 1 4	7 0 3 6 , 5 0
0 2 , 0 7 , 0 ,	5 0 5 0 未 満 4	以 0 上 1	2 4 0 9 0 0 ,	満 3 以 1 0 上 5 未 2 0	0 , 4 0 3 0 9		未 5 上 7 3 滿 1 5 8 , 6 , 以 6 0	2 2 0 2 0 ,	未 上 1 満 3 8 7 以	1 0 3 6 , 5 0
9 3 , 0 9 , 0 ,	未 満 6	0 5 0 以 上 4	0 7 3 , 7 , 0	3 2 5 3 0 0 未 滿 以上	0 , 4 9 9 0 3		未 3 上 1 5 滿 5 7 6 , 5 , 以 5 0	5 3 0 6 0 ,	満 6 7 7 未 3 以	3 0 4 4 , 2 0
0 4 , 0 9 , 0 ,	満 9 未 0	以 0 上 6	0 1 0 1 , 0 1	7 0 3 5	0 , 5 5 5 0 0		0 , 上 5 7 未 7 1 5 , 滿 1 4 以 3 0	7 4 0 4 0 ,	未 1 6 7 8 以 3 4 上	7 0 5 7 , 8 0
4 7 , 0 3 , 0 ,	以 0 上 9	0 上 9	1 , 0	0	0 , 5 0 5 0 8		以 7 1 上 1 4 0 , 0	3 5 0 8 , 0 , 0	以 1 上 8 4	1 8 0

熱材 冷却装置の管装置の防	査検備予る係に製造															骨船尾			体の船型			
	機送風			防火戸の動力開閉装置			不燃性材料			蓋板			舵			骨船尾			体の船型			
	(円)	1個につき	(メートル)	羽根車の外径	火災の危険の少ない家	防煙ダンパー	工具及び備品	防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	倉庫覆布、木製倉口蓋	板、舷窓その他管海官庁が指定する水密閉鎖	1式につき	(円)	1個につき	材	心材	1個につき	(円)	1個につき	(円)	1隻につき	1トール	
1個につき 900円	0 0	5 , 5	未満	0 · 6	1個につき	1個につき	1個につき	1個又は1枚につき	1個につき	1個又は1枚につき	8 , 700	50未満	臨検回数	1回につき	5 , 000	80未満	9 , 900	1 · 5未満	0 0 , 76	300未満	6 , 800	3未満
	7 , 700	0 · 9未満	6以上	0 · 6	1個につき	5 , 500	1 · 2 , 600円	1 · 3 , 200円	1 · 2 , 600円	1 · 3 , 200円	0 1 4 , 800	50以上1	1回につき	8 , 300	6 , 800	20未満1	0 1 3 , 60	1 · 5以上	9 , 100	300未満	1 · 3 , 500	3以上5未満
	0 1 3 , 40	1 · 2未満	9以上	1 · 0 · 9	1 · 0 · 9	1 · 0 · 9	1 · 0 · 9	2 · 650円	2 · 650円	2 · 650円	1 7 , 100	0未満1	1 · 0 · 0以上20	8 , 300	9 , 400	0未満1	1 8 , 800	1 · 5以上	0 1 2 , 00	700未満	0 1 2 , 00	5以上
	0 1 9 , 20	1 · 5未満	2以上	1 · 1 · 2	1 · 1 · 2	1 · 1 · 2	1 · 1 · 2	2 · 650円	2 · 650円	2 · 650円	2 2 , 400	200以上	200以上	8 , 300	2 2 , 800	180以上	2 5 , 700	1 · 700未満	0 1 3 , 00	1700未満	0 1 3 , 00	5以上
	0 2 5 , 10	1 · 5以上		1 · 5以上															0 1 4 , 60	1000以上	0 1 4 , 60	5以上

		機関 蒸気	料用船材体											
(円) 1個につき	(キロワット) 連続最大出力	ゴム布	維織スラガ			樹脂 プラスチック	材料 鋼材以外の金属	鋼材	フレームアレスター	高速排気装置	壁又は甲板の材料	居住区域内に設ける隔	表面仕上材	冷却装置の防熱材の防 湿用表面材又は接着剤
			マット	ツラブ	グロービン									
0 0 2 , 4 2	満未 6 ' 3 7	5 0 メートル又はその端数につき	5 0 メートル又はその端数につき	1 0 キロメートル又はその端数につき	1 トント又はその端数につき									
0 0 1 , 0 3	満未 4 8 1 上以 6 ' 3 7													
0 0 9 , 1 4	満未 8 6 3 上以 4 8 1													
0 0 2 , 1 5	満未 5 ' 5 3 7 上以 8 6 3													
0 0 9 , 8 6	満未 9 3 8 ' 1 上以 5 ' 5 3 7													
0 0 1 , 5 1 1	満未 8 7 6 ' 3 上以 9 3 8 ' 1													
0 , 1 9 5 0 2	未 5 上 7 3 満 1 5 8 , 6 , 以 6	1 , 1 0 0 0	5 6 0 円	1 , 1 6 0 円	1 , 1 5 0 円									
0 , 1 8 7 0 0	未 3 上 1 5 満 5 7 6 , 5 , 以 5	1 , 1 0 0 0												
0 , 1 1 9 0 1	0 , 上 5 7 未 7 1 5 , 満 1 4 以 3	0 , 0 1 0 1												
0 , 1 8 9 0 7	以 7 1 上 1 4 , 0 ,													

ビタガ ン   ス		機船外	外船機内	機内燃			
(キロワット) 連続最大出力	(円) 1個につき	(キロワット) 連続最大出力	(円) 1個につき	(キロワット) 連続最大出力	(円) 1個につき	(キロワット) 連続最大出力	(円) 1個につき
満未 6 ' 3 7	0 8 , 0 4	未 3 満 7	3 1 0 8 , 0 0	満 1 8 未	0 0 4 , 3 1		満未 8 1
満未 4 8 1 上以 6 ' 3 7					0 0 5 , 5 1		満未 7 3 上以 8 1
満未 8 6 3 上以 4 8 1	0 1 0 4 0	満 4 上 未 7 7	0 2 1 , 3 0	7 1 未 8 以上 3	0 0 1 , 1 2		満未 6 ' 3 7 上以 7 3
満未 5 ' 5 3 7 上以 8 6 3					0 0 4 , 7 2		満未 4 8 1 上以 6 ' 3 7
9 3 8 ' 1 上以 5 ' 5 3 7	6 1 0 7 0	8 以 7 未 上 満 1 4			0 0 9 , 8 3		満未 8 6 3 上以 4 8 1
満未 8 7 6 ' 3 上以 9 3 8 ' 1	0 3 0 7 0	未 上 1 満 3 8 7 以	0 3 5 , 3 0	3 3 6 以 未 7	0 0 9 , 9 4		満未 5 ' 5 3 7 上以 8 6 3
未 5 上 7 3 満 1 5 8 , 6 , 以 6	7 2 0 0 0				0 0 3 , 3 8		満未 9 3 8 ' 1 上以 5 ' 5 3 7
					0 0 4 , 7 2 1		満未 8 7 6 ' 3 上以 9 3 8 ' 1
未 3 上 1 5 満 5 7 6 , 5 , 以 5	0 3 0 4 0	満 上 3 6 7 7 未 3 以	0 4 0 2 2 , 3 0	滿上 7 1 3 8 4 6 未 以	0 0 7 , 5 6 1		満未 6 1 5 ' 5 上以 8 7 6 ' 3
					0 0 1 , 1 9 1		満未 5 5 3 ' 7 上以 6 1 5 ' 5
0 , 上 5 7 未 7 1 5 , 満 1 4 以 3	5 4 0 1 0	未 1 6 7 滿 8 以 3 4 上	0 5 0 4 4 , 1 8		0 , 2 7 1 0 6		0 , 上 5 7 未 7 1 5 , 満 1 4 以 3
以 7 1 上 1 4 , 0 , 0 4 0	0 5 0 4 0	以 1 上 8 4	5 0		0 , 2 6 2 0 6		以 7 1 上 1 4 , 0 , 0 6 0

△除 プ ポ ( プ ポ 油 壓 く を ン )			機 過 ビ タ 排 給 ン 丨 気		ラ ボ イ			
の も 式 動 復 往 気 蒸			方 定 1 時 メ ト 格 吐 出 量 ト ル (立 当 たり)	( 円 ) 1 個 に つ き	和 羽 根 (メートル) 車 の 外 径 の 1 個 に つ き	( 円 ) 1 個 に つ き	メ 受 熱 面 積 ー ト ル ( 平 方 メートル )	( 円 ) 1 個 に つ き
程 揚 全								
1 も 上 ル 丨 0 5 個 の 以 下 ト メ 0	( 円 ) き に 1 も 滿 ル 丨 0 5 つ 個 の 未 ト メ 0							
0 0 0 , 6	0 0 1 , 4	満 未 5	0 4 , 0	7 0 . 未 滿 0	0 1 , 0 3 0	満 5 0 未	0 0 9 , 8 6	
0 0 6 , 6	0 0 0 , 6	満 未 0 1 上 以 5	7				0 0 2 , 9 8	
0 0 7 , 7	0 0 6 , 6	満 未 5 2 上 以 0 1	0 9 , 0	未 0 7 0 . 滿 以 0	7 2 , 0 5 0	0 上 5 未 1 0 滿 0 以	0 0 4 , 7 1 1	
0 0 3 , 1 1	0 0 5 , 8	満 未 0 5 上 以 5 2	4	1 上 0			0 0 9 , 7 4 1	
4 1 0 4 0 ,	8 1 0 1 , 0 ,	0 上 5 未 1 0 滿 0 以	7 1 0 4 , 0 ,	未 以 0 . 1 上 . 5 0 1	0 4 , 0 2 0 , 0 ,	満 5 以 1 0 上 0 未 1 0	0 0 1 , 7 1 2 0 0 4 , 8 3 3	満 未
2 1 0 9 0 ,	0 1 0 5 , 0 ,	滿 5 以 1 0 上 0 未 2 0	0 2 0 8 , 0 ,	5 0 5 0 . 未 以 4 上 1	2 5 , 0 1 0 , 0 ,	滿 3 以 1 0 上 5 未 2 0	0 , 4 3 5 0 3	
7 2 0 4 0 ,	7 1 0 9 , 0 ,	満 0 以 2 0 上 5 未 5 0	0 4 0 2 , 0 ,	未 0 5 0 . 以 6 上 4	0 7 , 5 3 0 , 8 0 ,	3 2 5 3 0 未 滿 以上	0 , 5 1 0 0 9	
9 2 0 8 0 ,	7 2 0 4 , 0 ,	0 , 以 5 未 0 上 0 滿 0 1 0	0 5 0 1 , 0 ,	滿 以 0 . 9 上 . 未 0 6	0 1 , 0 ,	3 5 0 以上	0 , 5 7 6 0 7	
8 3 0 3 0 ,	9 2 0 8 , 0 ,	上 0 1 0 , 以 0	5 7 0 6 , 0 ,	以 0 . 上 . 9	1		0 , 5 2 7 0 5	

○除クタ貨容圧 くをン物器力		壓は プボ油 タモ油又ン圧							
(円) 1 個につ き	ル容 量 (リッ ト)	力圧用使高最				ル流1 量 (リット ルたりの 回転 当量)	のもの外以式動復往氣蒸		
		き1 個のもの につけ るの つ	上ス カメ ルガ 以バ	5 (円) に の つ	き1 個のもの につけ るの つ	満ス カメ ルガ 未バ	5 (円) に の つ	程揚全	
3, 250	50 未満	05 0 8	05 0 0	05 0 5	未0 満	005'4	000'3		
		08 0 3	06 0 6	未0 満上	001'5	000'6	005'4		
5, 900	55 00 未満 以上 2	11 01 0 0	09 0 3	21 未 満 上	005'8	11 01 0 0	007'6	09 0 4	
12, 700	02 未 満 0 以 上 50	41 04 0 0	81 01 0 0	52 未 満 上	21 04 0 0	21 09 0 0	81 01 0 0		
		21 09 0 0	01 05 0 0	満15 0 以上 未上	21 09 0 0	21 09 0 0	01 05 0 0		
19, 700	50 00 以上	42 02 0 0	21 09 0 0	未上1 満20 0 以	42 02 0 0	42 02 0 0	71 09 0 0		
		32 06 0 0	42 02 0 0	上2 0 以	32 06 0 0	32 06 0 0	42 02 0 0		

トピ又カンシナランシンシ ンスはバダリ、イダリ、リ		管海官署の機関 その他が指定するそ	ペブダナシイフオ ラロトイユト		ラロチビ可 ペブッ変		ラロチビ固 ペブッ定		空気圧縮機		除のる當に容 くをもす該器交 換力器交	
(円)	1個につき (メートル) シリンドラの径		(円)	1個につき (メートル) プロペラの径	(円)	1個につき (メートル) プロペラの径	(円)	1個につき (メートル) プロペラの径	(円)	1個につき (メートル) プロペラの径	(円)	1個につき レトル 熱面積(平方メ
840	0.25未満	臨検回数1回につき 300円	016, 90	1.0未満	015, 00	1.5未満	420	未満02	1個につき 10,100円	050, 8	5未満	050, 8
1100	0.25以上0.45		026, 30	1.1.50未満以上	022, 80	3.1.05未満以上	690	満以上02		8100, 0	25以上未	8100, 0
1550	0.45以上		38, 500	5.1.5以上2.	33, 700	5.3.05未満以上4.	030, 4	満以上05未15		0100, 0	0上25以	5200, 0
			51, 200	2.5以上	46, 000	4.5以上	500	3.1.05未満以上		025, 40	未満1500以上	025, 40
							8,	3.0以上		030, 40	以上1000	030, 40

装変又継弾機逆チラの軸 置速は手性、転、ツク系		翼ペブ ラロ		品のビタ 部ン丨		軸ンク クラ		
(円)	1個につき	ロワットの入力 (キ)	装置の入力 (キ)	1枚につき (メートル) プロペラの径	1個(タービン 羽根車の外径の 端数)につき (円)	羽根車(タービン 羽根車の外径の 端数)につき (円)	1個につき (円)	ト出力 (キロワッ ト)機関の連続最大
052,2	満未6.37	1, 300	1.5未満	530, 0	70未満0	058,3	満未81	
008,2	満未481上以6.37					052,4	満未73上以81	
054,3	満未863上以481	00	00	540, 3	未070以1上0	050,1	満上3677未3以	
056,4	満未5537上以863	1, 800	3.1.05未満以上	050, 1	未1以上501	050,5	未1678以34上	
060,5	未8上7 満3153 9,以5	2, 950	53未満0以上	090, 3	5050未4上1	060,2	満6以18上8未34	
090,3	未6上31 満739, 8,以8							
81020,	未5上73 満158, 6,以6	3, 950	4.5以上	81070, 6	未050以6上4	070,7	53以上36未578	
01050,	未3上15 満576, 5,以5			02080, 0	満9上未06	9100,0	未8上731539,以5	
71090,	上575, 以3			93040, 9	以上9	010050, 0	上319以8	



鎖 錨		装備											品 開ると必 駆を試水す		(円) 1個につき
つ き (円)	250メートル 又はその端数に つき	径 (ミリメートル)	船首方位制御方 式のもの	他のもの	航跡制御方式の もの	自動化船に備え 付けるもの	手動式以外の もの	手動式のもの	操舵装置	操舵装置	警報装置	浸水装置	遠隔操作装置の制御盤	管海官庁が指定するそ の他の機関部品	
001'5		満未03													53,0
007'7		満未04上以03													50,0
003'01		満未05上以04													54,0
008'21		満未06上以05													6,0
0105,0		未上6 満7 0以													08,0
709,0		未上7 満8 0以													31,0
6200,0		未上8 満9 0以													4,0
8202,0		0上9 未満0以													02,0
4205,0		以上1 00													42,0

だい救 か命	艇 救 命												索 銅 (ミリメートル) 又はその端数に つき(円)				
	式 小 型 救 命 船 舶 用 膨 脹	艇 命 艇	適 合 す る もの の 要 件 に	艇 命 救 式	給 式 救 命 艇	自 他の 空 気 自	適 合 す る もの の 要 件 に	艇 命 救 命 艇	圈 の 他 の 全 閉 囲	攜 助 艇 の 要 件 に	艇 命 救 命 艇	圈 の 他 の 部 分 閉	適 合 す る もの の 要 件 に	携 助 艇 の 要 件 に	非常用曳航設備	呼吸保護具	呼吸保護具
1個につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	1式につき	3,500	53,0	満20未
9,000円	64,700円	66,600円	59,900円	61,900円	58,000円	60,300円	56,800円	58,800円	56,800円	58,800円	56,800円	58,800円	56,800円	26,200	3,850	020以上3	
															4,400	4,400	45以上70未
															5,200	5,200	040以上5
															6,500	6,500	50以上



		剤消火				器消火													
		剤火消用器火消				火器の器消以消船		の消滅の他型消		の消滅の船用消		の消滅の自動拡散型粉末		の消滅の小型船舶用消		の消滅の消防器		の乗込装置	
		消は固定式又				も式簡易		のび持も式運		式移の動		式固の定		も式の動		の消滅の船用消		の消滅の自動拡散型粉末	
		消は移動式又				も式簡易		のび持も式運		式移の動		式固の定		も式の動		の消滅の船用消		の消滅の自動拡散型粉末	
固定式高膨脹剤又は泡消火装置に限る。)固定式消火装置用消火剤(ハロゲン化物は装	固定式鎮火性ガス消火装置用消火剤(ハロゲン化物は装	も式簡易	1個につき	も式簡易	1個につき	も式簡易	1個につき	も式簡易	1個につき	も式簡易	も式簡易	も式簡易	も式簡易	も式簡易	も式簡易	も式簡易	も式簡易	も式簡易	も式簡易
200リットル又はその端数につき 8,900円	60キログラム又はその端数につき 4,950円	5,800円	3,900円	6,400円	10,100円	12,800円	19,700円	35,00円	4,300円	4,700円	4,900円	15,100円	30,00円	100円	1,900円	2,200円	3,000円	1,500円	3,150円





1 臨検回数は、船舶検査官1人1日につき4時間を超えない臨検時間（コンテナの材料試験又は荷重試験に係る時間を除く。以下同じ。）をもつて1回とし、1日の臨検時間が4時間を超える場合は、これを2回として算出する。

2 臨時検査、臨時航行検査及び特別検査の手数料の額は、この表に定める額が当該船舶に係る定期検査の手数料の額に相当する額を超える場合は、当該定期検査の手数料の額に相当する額とする。

3 小型船舶の定期検査に要する手数料の額は、当該定期検査の手数料の額に1,700円を加算した額とする。

査 検 期 定

別表第1の2(第66条関係)

		査 検 間 中 種 一 第			
(円) 金額		船舶の長さ (メートル)	(円) 金額		船舶の長さ (メートル)
船 舶 旅 客 船 以 外 の	旅 客 船		旅 客 船 以 外 の	旅 客 船	
1'5	008'8	満未3	008'9	009'41	満未3
1'8	003'31	満未5上以3	000'51	003'22	満未5上以3
8'41	003'22	満未01上以5	004'22	006'23	満未01上以5
1'91	004'92	満未02上以01	008'82	009'44	満未02上以01
8'72	009'24	満未03上以02	006'14	005'16	満未03上以02
6'04	006'16	満未04上以03	006'85	004'68	満未04上以03
2'75	007'58	満未05上以04	008'08	000'811	満未05上以04
2'08	007'911	満未56上以05	007'011	000'261	満未56上以05
'501	009'751	満未08上以56	002'541	000'512	満未08上以56
'131	008'891	満未001上以08	007'081	002'962	満未001上以08
'361	002'442	満未021上以001	006'222	007'033	満未021上以001
'891	009'792	満未541上以021	002'962	008'204	満未541上以021
'132	004'353	満未081上以541	004'813	000'574	満未081上以541
'852	008'983	上以081	006'053	009'325	上以081

特は又査検行航時臨、査検時臨		査 検 間 中 種 三 第		査 検 間 中 種 二 第	
(円) 臨検回数 1回につき	船舶の長さ (メートル)	金額 (円)	船舶の長さ (メートル)	金額 (円)	船舶の長さ (メートル)
04,08	5未満	005'61	満未03	003'71	満未03 00
		007'91	満未04上以03	009'02	満未04上以03 00
05,05	満150以上未上	006'72	満未05上以04	003'92	満未05上以04 00
		006'34	満未56上以05	005'14	満未56上以05 00
06,05	未上1満200以	002'05	満未08上以56	005'45	満未08上以56 00
		007'26	満未001上以08	007'76	満未001上以08 00
08,02	未上2満500以	38030,	満2以10上0未10	280400,	満2以10上0未10 00
01,00	0500未以上1	890400,	満4以15上2未10	0'1400,	満4以15上2未10 006
00		0'13103	満8以10上4未15	0'12201	満8以10上4未15 007
02,05	10以上	0'10202	以1上80	0'13300	以1上80 009
		0'202	0	0'303	0 004

のる付備船の未トメ三長 もけえに船満ル〇さ						査検造製	査検別
関機燃内	関機気蒸			金額(円)	船舶の長さ(メートル)		
ロ出連ワ力続ツト(最大)	き1個(円)につ	ロ出連ワ力続ツト(最大)	ロ出連ワ力続ツト(最大)		ト	ル	
満未81	001'52		満未6'37	004'71		満未01	
3上以81	003'13	満未481上以6'37		001'02	満未02	上以01	
7上以73	007'34	満未863上以481		002'32	満未03	上以02	
以6'37	005'35	満未5'537上以863		009'75	満未04	上以03	
上以481	009'17	満未938'1上以5'537	006'041		満未05	上以04	
上以863	004'021	満未876'3上以938'1	001'142		満未56	上以05	
5'537	0'1	未5上73	006'023		満未08	上以56	
938'1	0'6	満158'					
	0'0	6'以6	002'834		満未001	上以08	
876'3	0'1	未3上15	009'616		満未021	上以001	
615'5	9'7	満576'					
	0'8	5'以5	004'539		満未541	上以021	
0'上57	0'2	0'上57					
未715'	1'0	未715'					
満14以3	0'0	満14以3					
以71	0'2	以71					
上14	2'0	上14					
0'	0'7	0'	0'3				

ンビ タスガ		機外船		機外内船			
き1個(円)につ	ロ出連ワ力続ツト(最大)	き1個(円)につ	ロ出連ワ力続ツト(最大)	き1個(円)につ	ロ出連ワ力続ツト(最大)	き1個(円)につ	
9'17	満未6'37	09'0	未3'0	62'0	満18'0	009'51	
3'39	満未481上以6'37	7'7	満7'0	7'0	未8'0	002'81	満未7
'221	満未863上以481	51'0	満4'0	02'4	71'0	007'42	満未6'3
'451	満未5'537上以863	06'0	未7'7	2'2	未8'0	009'13	満未481上
'722	満未938'1上以5'537	62'0	8以7'0	2'0	満以上3'0	007'54	満未863
'453	満未876'3上以938'1	0'0	未上1'0	04'0	3'3	003'85	満未5'537
0'487	未5上73'0	22'0	未上1'0	1'1	6以未上7'0	001'78	満未938'1上以
0'04	満158'0	04'0	満38'7	0'0	未满7'0	002'331	満未876'3上以
0'553	未3上15'0	14'0	満上3'0	04'8	満上7'1	006'371	満未615'5上以
0'03	満576'0	00'0	677'0	3'3	13'8	009'991	満未553'7上以
0'509	5'以5'0	0'0	未3以上4'0	4'0	8'4	0'2	
0'05				0'0	未以	9'2	
0'680	0'上57'0	84'0	未167'0	0'6	1'8	0'6	
0'02	未715'0	08'0	満8以3'0	2'2	4'4	3'3	
	満14以3'0	0'0	4以上4'0	0'0	以上4'0	0'7	

のる付備船の以トメ三長 もけえに船上ル〇さ			機給過ンビタ氣排		ライボ	
関機燃内	関機気蒸					
ロ出連 ワ力続 ツト(最 大キ)	き1 (円) 個につ	ロ出連 ワ力続 ツト(最 大キ)	き1 (円) 個につ	ルヘ外羽 メ径根 ーの車 ト和の	き1 (円) 個につ	ト(受 熱面 積)
満未81	009'22	満未6'37	040, 8	70 未 満0	41 03, 0	満5 0 未
73上以81	008'82	満未481上以6'37	090, 7	未070 満·以 1上0	72 06, 0	0上5 未10 満0以
6'37上以73	007'93	満未863上以481	210, 50	未·以0 満1上 501	84 03, 0	5以1 0上0 未10
81上以6'37	000'94	満未5'537上以863	210, 50	未·以0 満1上 501	84 03, 0	5以1 0上0 未10
863上以481	006'66	満未938'1上以5'537	210, 50	未·以0 満1上 501	84 03, 0	5以1 0上0 未10
537上以863	008'011	満未876'3上以938'1	210, 50	未·以0 満1上 501	84 03, 0	5以1 0上0 未10
1上以5'537	0'1 64 07	未5上73 満158, 6,以6	120, 90	5050 未·以 4上1	55 03, 0	3以1 0上5 未20
3上以938'1						
5上以876'3	0'1 56 05	未3上15 満576, 5,以5	740, 30	未050 ·以 6上4	080, 30	32 53 00
7上以615'5						
0,上57 未715, 満14以3	0'1 88 04	0,上57 未715, 満14以3	350, 0	满·以0 9上 未06	010, 20	35
以71 上14 0,	0'1 59 01	以71 上14 0,	970, 090	以上 9	04	以上

ンビタスガ			機外船		機外内船			
き1 (円) 個につ	ロ出連 ワ力続 ツト(最 大キ)	き1 (円) 個につ	ロ出連 ワ力続 ツト(最 大キ)	き1 (円) 個につ	ロ出連 ワ力続 ツト(最 大キ)	き1 (円) 個につ		
006'66	満未6'37	080, 7	未3· 満7	610, 80	満18 未	001'41		
000'68	満未481上以6'37					003'61		満未
1'311	満未863上以481	710, 40	満·以3· 4上 未77	022, 10	71未8 満以上 3	005'22		満未
006'241	満未5'537上以863					004'92		満未4
007'902	満未938'1上以5'537	610, 080	8以7· 未上 満14	036, 30	006'14			満未
000'823	満未876'3上以938'1					006'35		満未5
0'4 83 08	未5上73 満158, 6,以6	120, 020	未上1 満38 7以	336, 30	000'08	000'08		満未938'
0'4 79 03	未3上15 満576, 5,以5	330, 060	満·上3 677 未3以	044, 10	000'321	000'321		満未876'
0'5 45 00	0,上57 未715, 満14以3	540, 040	未167 満8以3 4上	044, 10	004'061	004'061		満未615'
0'5 85 07	以71 上14 0,	250, 080	以上 84	057, 60	006'481	006'481		満未553'



機船外	外船機内			機内燃	
(キロワット)	(キロワット)	(円) 1個につき	(円) 1個につき	(キロワット)	(円) 1個につき
連続最大出力	連続最大出力			連続最大出力	
未満7	0 1 0 8 , 0	満18未	0 0 1 , 3 1 0 0 3 , 5 1	満未8 1 満未7 3 上以8 1	0 0 0 , 4 2 0 0 9 , 9 2
満以3 4上 未7 7	0 2 1 , 1 0	7 1 未 満以上3	0 0 9 , 0 2 0 0 2 , 7 2 0 0 7 , 8 3	満未6 3 7 上以7 3 満未4 8 1 上以6 3 7 満未8 6 3 上以4 8 1	0 0 7 , 1 4 0 0 0 , 1 5 0 0 7 , 8 6
8以7 未上 満1 4	0 3 5 , 1 0	3 3 7 未 満以上7	0 0 7 , 9 4 0 0 1 , 3 8 0 0 2 , 7 2 1	満未5 5 3 7 上以8 6 3 満未9 3 8 , 1 上以5 5 3 7 満未8 7 6 , 3 上以9 3 8 , 1	0 0 8 , 4 1 1
満上3 6 7 7 未3以	0 4 2 , 1 0	満上7 1 3 8 4 6 未以	0 0 5 , 5 6 1 0 0 9 , 0 9 1 0 , 2 5 1 0 6	満未6 1 5 , 5 上以8 7 6 , 3 満未5 5 3 , 7 上以6 1 5 , 5 0 , 上5 7 未7 1 5 , 満1 4 以3	0 , 1 6 7 0 0
未1 6 7 満8以3 4上	0 5 4 , 1 0	1 8 4 以上	0 , 2 4 2 0 6	以7 1 上1 4 0 ,	0 , 1 6 9 0 7

除油圧ポンプ くをシ压ン	機過給器 タ排気	ラボイ		ビタガ ンス				
方格吐出量 (立の)	1時間当たり の外径の メートル	(円) 1個につき	和羽根 (メー トル)	(円) 1個につき	受熱面積 (平方 メートル)	(円) 1個につき	連続最大出力 (キロワット)	(円) 1個につき
満未5	0 4 , 0	7 0 未 満0	8 1 0 2 , 0	満5 0	0 0 7 , 8 6		満未6 3 7	0 8 , 0
満未0 1 上以5	6				0 0 0 , 9 8		満未4 8 1 上以6 3 7	3
満未5 2 上以0 1	0 9 , 0 0	未0 7 0 未 満1 0 以 1上0	5 2 0 5 , 0	0 上5 未1 0 未0 以	0 0 2 , 7 1 1		満未8 6 3 上以4 8 1	8 1 , 0 3
満未0 5 上以5 2	3				0 0 7 , 7 4 1		満未5 5 3 7 上以8 6 3	0 , 0
0上5 未1 0 満0 以	5 1 0 4 , 0 0	未·以0 満1 上· 5 0 1	8 4 0 1 , 0	満5 以1 0 上0 未1 0	0 0 9 , 6 1 2		満未9 3 8 , 1 上以5 5 3 7	4 1 , 0 7
					0 0 2 , 8 3 3		満未8 7 6 , 3 上以9 3 8 , 1	0 , 0
満5以1 0上0 未2 0	8 2 0 0 , 7 0	5 0 5 0 未·以0 満4 上1	0 5 0 1 , 0	満3 以1 0 上5 未2 0	0 , 4 1 5 0 3		未5上7 3 満1 5 8 , 6 , 以6	5 2 , 0 0
満0以2 0上5 未5 0	8 4 0 1 , 0 0	未0 5 0 満·以 6上4	0 7 6 , 0	3 2 5 3 0 0 未以	0 , 5 9 0 0 8		未3上1 5 満5 7 6 , 5 , 以5	8 3 , 0 3
0 , 以5 未0上0 満0 1 0	8 5 0 0 , 0 0	満·以0 9上 未0 6	6 0	0 1 0 1	0 , 5 5 6 0 7		0 , 上5 7 未7 1 5 , 満1 4 以3	3 4 , 0 1
上0 1 0 , 以0	3 7 0 0 , 0 0	以0 上 9	8	4 , 0	0 , 5 0 7 0 5		以7 1 上1 4 0 , 0	7 5 , 0 3



弾機逆チラの軸性、転、ツク系	翼ペプラロ		品のビタ部ン		軸シククラ		トピ又カンシナランシンシスはバダリ、イダリ	(円) 1個につき (メートル) シリンドラの径
	(円) 装置の入力 (キ)	(円) 1枚につき (メートル) プロペラの径	(円) 羽根にあつては 1個 (タービン端数)	(円) 和羽根車の外径の (メートル)	(円) 1個につき	(円) 上出機関の (キロワツ) 連続最大		
満未 6 . 3 7	1, 3 0 0	1. 5 未満	0 3 0 , 0	7 0 未満 0	0 0 8 , 3	満未 8 1		8 4 0
1上以 6 . 3 7					0 0 2 , 4	満未 7 3 上以 8 1		2 5 未満
6 3 上以 4 8 1			0 4 0 , 3	未 0 7 0 以 1 上 0	0 5 0 , 1	満 上 3 6 7 7 未 3 以		0 1 0 0
3 7 上以 8 6 3		1, 3 1 . 0 5 未満 以上	0 5 0 , 0	未 1 上 0 5 0 1	0 5 0 , 5	未 1 6 7 8 以 3 4 上		2 5 以上 0 4 5
未 8 上 7 満 3 1 5 3 9 , 以 5		2, 9 0 0	0 9 0 , 2	5 0 5 0 未 4 上 1	0 6 0 , 2	満 6 以 1 8 上 8 未 3 4		0 1 0 0
未 6 上 3 1 満 7 3 9 , 8 , 以 8			6 1 0 7 0 , 0	未 0 5 0 6 上 4	0 7 0 , 6	5 3 以 3 未 5 上 6 未 7 8		4 5
未 5 上 7 3 満 1 5 8 , 6 , 以 6			8 2 0 7 0 , 0	満 以 0 9 上 未 0 6	8 1 0 0 0 ,	未 8 上 7 満 3 1 5 3 9 , 以 5		0 5 0 0
未 3 上 1 5 満 5 7 6 , 5 , 以 5		3, 9 0 0	7 3 0 4 0 , 0	以 0 9 0 , 9	9 1 0 4 0 ,	上 3 1 , 9 , 以 8		4 5 以上
上 5 7 5 , 以 3								

装軸船装置封尾		装推縦装置進軸		置ブラトラ装イドウ		除軸シク達力の軸ペプ軸スス機逆軸中くをクラ軸伝動他そラロ、トラ、転、間		装変又継装置速は手	
(円) 1個につき	トル (ミリメー)	(円) 1個につき	トル (キロワツ)	(円) 1個につき	トル (キロワツ)	(円) 1個につき	トワヘ入軸キ系ソロ力の	(円) 1個につき	
5 2 0 , 0	未満 1 0 0 , 0	0 1 0 2 , 0	未満 1 8 4 , 7	満 1 8 未	0 2 0 , 3	2 0 未満 2	0 0 2 , 2		
							0 5 7 , 2	満未 4 8	
3 , 6 5 0	2 1 5 , 0 0 0 未満 以上	0 1 5 , 3 6 8 8 4 以上	5 , 4 0 0 未満 0	7 1 未 8 以上 3	3 , 0 0 0 0 ,	未上 0 2 5 2 1 以	0 5 4 , 3	満未 8	
							0 5 6 , 4	満未 5 5	
5 , 3 0 0	5 2 0 5 0 0 未満 以上	0 1 9 , 7 0	未満 7 3 6 5 8 以上	0 1 0 , 3 0 未満 7	3 3 7 6 以上 5 0	満上 0 1 5 5 1 未 以	0 6 0 , 4		
							0 9 0 , 2		
8 , 2 0 0	未 1 5 0 0 0 以 0 上	0 2 9 , 3 0	3 以 7 9 未 1 5 8 0	満上 7 1 3 8 4 6 未 以	5 , 7 0 0	3 1 7 5 未 以	7 1 0 2 ,		
							9 1 0 4 , 0		
0 1 2 , 7 0	以上 1 , 0 0 0 以 0 上	0 3 9 , 6 0	以上 1 , 8 3 9 4 0	3 1 6 8 8 4 未 以上	8 , 3 0 0	3 7 以上	5 1 0 9 , 0		

トメエゴ体弾 ンレムの性		弁呼自吸動		しは弁安 弁逃又全		クコ又く。を吸動び弁逃弁(弁 ツは除弁呼自及し、全		
トワ(大連機 キ出統関 ソロ力最の		ゴムホース 燃料油タンク 液量計測装置	内径 (ミリメー トル) 1個につき	力圧用使高最 き1個につき 1個のもの スカル以 上2メガバ		内径 (ミリメー トル) 1個につき	力圧用使高最 き1個につき 1個のもの スカル以 上2メガバ	
転大統の機 数回最連関				1個につき (円)	1個につき (円)	1個につき (円)	1個につき (円)	
0. 07 4未満	0. 07 4以上0. 2	1本につき 1個につき 180円 14,600円	1,900 1,500未満 5,100以上	1,500未満	5,100 780 1,050未満 3,150 1,700未満 6,300	780 1,050以上1 2,100未満 3,500 1,500未満 9,800	50 950 1,150 1,550 3,100 4,550	310 470 780 1,550 1,550 1,800
				1,500未満	5,100 780 1,050未満 3,150 1,700未満 6,300	50 950 1,150 1,550 3,100 4,550	310 470 780 1,550 1,550 1,800	
				1,500未満	5,100 780 1,050未満 3,150 1,700未満 6,300	50 950 1,150 1,550 3,100 4,550	310 470 780 1,550 1,550 1,800	
				1,500未満	5,100 780 1,050未満 3,150 1,700未満 6,300	50 950 1,150 1,550 3,100 4,550	310 470 780 1,550 1,550 1,800	
				1,500未満	5,100 780 1,050未満 3,150 1,700未満 6,300	50 950 1,150 1,550 3,100 4,550	310 470 780 1,550 1,550 1,800	
				1,500未満	5,100 780 1,050未満 3,150 1,700未満 6,300	50 950 1,150 1,550 3,100 4,550	310 470 780 1,550 1,550 1,800	

鎖 径 (ミリメート ル)	錨 その他のもの	装置操舵自動		装置操舵		装置警報浸水		遠隔操作装置の制御盤	遠隔制御装置の制御盤	管海官厅が指定するその他機関部品	品関ると必駆圧る定が官管の管船 部機す要を試水す指庁海他そ尾				
		式のもの 船首方 位制御方	航跡制御方式の もの	自動化船に備え 付けるもの	自動化船に備え 付けるもの	手動式のもの	手動式以外の もの				1個につき (円)	1個につき (円)	1個の重量 (キログラム)	1個につき (円)	1個につき 分(ヘ毎)
満未03											030	030	10	60	
04上以03											540	540	10	60	
05上以04											66	66	20	60	
06上以05											070	070	20	60	
未上6 満70 0以											210	210	50	120	
未上7 満80 0以											610	610	10	270	
未上8 満90 0以											720	720	10	270	
0上9 未10 満0以											220	220	10	270	
以上0 0											010	010	0	0	

艇 救命										索				
救式 総式 救命艇	自他の空気自	整助艇の要件に適合するもの	艇命 救型救命艇	聯合の他の全閉囲	聯合の他の要件に適合するもの	聯合の他の部分閉	聯合の他の要件に適合するもの	聯合の他の要件に適合するもの	聯合の他の要件に適合するもの	索	錆(ミリメートル)	錆(ミリメートル)	又はその端数につき(円)	又はその端数につき(円)
1隻につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	3,450	45未満	030,0	20未満	001,5
59, 700円	61, 700円	57, 700円	60, 100円	56, 600円	58, 600円	600円	600円	600円	600円	4,350	45以上70未満	3,800	020以上3	002,01
										4,350	45以上70未満	4,500	030以上4	904,0
										5,400	70以上	5,200	040以上5	420,0
										5,400	70以上	6,500	040以上5	622,0
										6,500	50以上	6,500	50以上	225,0

救命浮環の救命索	小型船舶用浮力補助具	小型船舶用浮輪又は小型船舶用救命胴衣	その他他の救命浮環又は救命胴衣	救助艇の船外機	艇 救 助		浮 救 命		だい救か命		艇命艇	艇命
					救助艇	救助艇	浮器	救命	艇型救命いかだ	他の他の膨脹式救命いかだ		
30メートル又はその端数につき	1個につき	1個につき	1個につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	1隻につき	1個につき	1個につき	1個につき	1隻につき
3,800円	1,800円	4,900円	4,350円	4,350円	6,200円	5,620円	6,030円	8,000円	8,900円	3,000円	14,300円	6,450円

信号 自己 煙	灯 点 自 火												耐暴露服	ツスンヨイシマ  ・シヨン・スーツ	救命胴衣の要件 に適合するもの その他のイマー シヨン・スーツ	
	火	点	自	火	船	船	室内	キヤノピー	遭難者	救命索	救命索	保温具				
發煙信号	小型船舶用自己	火	点	自	火	船	船	室内	キヤノピー	遭難者	救命索	救命索	保温具			
1個につき 2, 300円	1個につき 3, 850円	1個につき 6, 400円	1個につき 2, 650円	1個につき 4, 350円	1個につき 5, 300円	1個につき 16, 300円	1個につき 2, 300円	1個につき 5, 300円	1個につき 2, 300円	1個につき 4, 700円	1個につき 29, 800円	1個につき 4, 700円	1個につき 3, 350円	1個につき 10, 000円	1個につき 14, 800円	1個につき 15, 700円

剤消火		器消火										装置乗込		装置		ボートダビット			
ス固定式鎮火性ガス消火装置用消火器のもの	固定式又は移動式又は固定式又は持運用のもの	剤火消用器		火器		火器		火器		火器		非常ポンプ		乗込装置		その他		他の進水装置	
		式簡易のもの	式簡易のもの	式簡易のもの	式簡易のもの	式簡易のもの	式簡易のもの	式簡易のもの	式簡易のもの	式簡易のもの	式簡易のもの	式簡易のもの	式簡易のもの	式簡易のもの	式簡易のもの	式簡易のもの	式簡易のもの	式簡易のもの	
60キログラム又はその端数につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	
4,950円	5,800円	3,850円	6,400円	10,000円	12,700円	19,500円	25,000円	30,000円	4,250円	4,250円	5,000円	5,000円	10,000円	15,000円	22,000円	22,000円	30,000円	30,000円	



第一種船橋航海当直警報装置		第二種船橋航海当直警報装置	
		荷役ホース	シーランカー
		持運び式機械通風装置	その他管海官庁が指定する航海用具
		検出端部	指示警報部
位置知式ガス検知器		持運び式ガス検知管	持運び式ガス検知管
動機発電又電	甲板洗浄機	器具ガス検知	器具ガス検知
のもの型爆防	圧殻設備潜水	クレーン	クレーン
き1個につ	1個につき	クレーンの部品	クレーンの部品
き1個につ	1個につき	ウインチその他管海官	ウインチその他管海官
き1個につ	1個につき	厅が指定する揚貨装置	厅が指定する揚貨装置
き1個につ	1個につき	内蔵積(立方メートル)	内蔵積(立方メートル)
き1個につ	1個につき	最大潜水深度2	最大潜水深度2
き1個につ	1個につき	00メートル未満のもの	00メートル未満のもの
き1個につ	1個につき	1個	1個
き1個につ	1個につき	(円)	(円)
1'3	満未1	180,	131,
0'6	満未5上以1	300	400
0'8,0'6	満150以上未上		
0'1,0'1,0'0	未上1205以		
1'1,0'5,0'0	未上2550以		
7'1,0'9,0'0	未上5705以	238,	170,
7'2,0'3,0'0	0上7150以	600	600
6'2,0'6,0'0	以上100		

流量計 焼却炉	昇降機	定周波装置	防爆型の電気機器	く。をも型(防爆) 除の御	電は器変盤配又圧			
					(円) 1個につき	ワット)	(円) 1個につき	ア) ボルト又はアンペラ
1個につき 1個につき 1個につき 1個につき 1個につき 1個につき 1個につき 1個につき 1個につき 1個につき	1 5 0 0 0 0 0 0 0 0	1, 5 0 0 0 0 0 0 0 0	未満 3 5 6 8 9 7 0 0 0	0 0 5 , 1 0 5 8 , 3 0 0 1 , 5 0 0 5 , 6 0 0 4 , 8 0 0 2 , 9 7 1 0 1 0 , 3 , 8 0 0 0	満未 5	0 0 9 , 1	満未 1	0 5
					満未 0 1 上以 5	0 5 6 , 4	満未 5 上以 1	0 0
					満未 5 2 上以 0 1	0 0 0 , 7	満未 0 1 上以 5	
					満未 0 5 上以 5 2	0 0 3 , 9	満未 5 2 上以 0 1	
					満未 5 7 上以 0 5	0 0 6 , 1 1	満未 0 5 上以 5 2	
					満未 0 0 1 上以 5 7	0 0 1 , 5 1	満未 5 7 上以 0 5	
					満 5 以 1 0 上 0 未 2 0	0 0 5 , 9 1 0 0 7 , 2 2	満未 0 0 1 上以 5 7 満未 0 5 2 上以 0 0 1	
					満 0 以 2 0 上 5 未 5 0	6 3 0 1 , 0 ,	満 0 以 2 0 上 5 未 5 0	
					0 , 以 5 未 0 上 0 満 0 1 0	8 4 0 1 , 0 ,	0 , 以 5 未 0 上 0 満 0 1 0	
					上 0 1 0 , 以 0	5 4 0 7 , 0 ,	上 0 1 , 0 , 以 0	

査検造製 船体	備考 別表第2 (第66条関係)	査検備予る係に備整は又理修・造改														コナン フラットラック その他の型のもの	
		完全保護衣 救命衣	命用救作業 その他の作業用	命衣 胴衣の要件に適合するもの	命衣 小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの	命衣 その他の型のもの											
船舶の長さ(メートル)																	
満未01																	
2上以01																	
3上以02																	
4上以03																	
5上以04																	
6上以05																	
8上以56																	
1上以08																	
上以001																	
上以021																	
上以541																	
081																	

機関 内燃	蒸気				金額(円)
	機関 内燃	連続最大出力 ロワット(キロワット)	1個につき (円)	連続最大出力 (キロワット)	
満未81	001'32			満未6'37	007'51
満未73上以81	000'92			満未481上以6'37	003'81 満未0
満未6'37上以73	009'93			満未863上以481	003'12 満未0
満未481上以6'37	002'94			満未5'537上以863	001'85 満未0
満未863上以481	007'66	満未938'1上以5'537			008'041 満未0
5'537上以863	000'111	満未876'3上以938'1			003'142 満未5
938'1上以5'537	008'741	満未615'5上以876'3			008'023 満未0
876'3上以938'1	007'561	満未553'7上以615'5			004'834 満未00
615'5上以876'3	010805,		0457, 未満7以上3115		001'716 満未021
553'7上以615'5					006'539 満未541
17'41上以553'7	710901,		以71上140,	001'591'1	満未081
上以017'41				009'953'1	上以

ビタガ ン   ス		機船 外		外機 船内			
ロワ ッタ 連 続 最 大 出 力 (キ)	1個 につき (円)	ロワ ッタ 連 続 最 大 出 力 (キ)	1個 につき (円)	ロワ ッタ 連 続 最 大 出 力 (キ)	1個 につき (円)		
満未 6 . 3 7	0 0 8 , 8	満未 7 . 3	8 1 0 8 0 0	満 1 8 未	0 0 3 , 4 1		
満未 4 8 1 上以 6 . 3 7	0 0 9 , 4 1	満未 4 . 7 上以 7 . 3	8 1 0 8 0 0	未上 1 満 3 8 7 以	0 0 5 , 6 1		
満未 8 6 3 上以 4 8 1	8 1 0 8 0 0	8 以 7 未上 未滿 1 4	2 2 0 2 0 0	未上 1 満 7 3 7 以	0 0 7 , 2 2		
満未 5 5 3 7 上以 8 6 3	0 2 0 2 2	3 1 8 未滿 3 7 以上	0 3 0 6 5	未滿 7 3 3 7 以 6 以上	0 0 6 , 9 2		
満未 9 3 8 , 1 上以 5 . 5 3 7	0 3 0 6 5	未 7 3 満 3 7 以上	4 4 2 0 0 0	1 7 8 3 4 未滿 6 以上	0 0 8 , 1 4		
満未 8 7 6 , 3 上以 9 3 8 , 1	0 4 0 4 7	4 以 7 未滿 1 8 6 以上	5 7 8 0 0 0	1 8 4 以上	0 0 8 , 3 5	満未	
満未 6 1 5 , 5 上以 8 7 6 , 3	0 4 0 4 7	未 7 3 満 3 7 以上	4 4 2 0 0 0	0 0 2 , 0 8	満未		
満未 5 5 3 , 7 上以 6 1 5 , 5	0 4 0 4 7	4 以 7 未滿 1 8 6 以上	5 7 8 0 0 0	0 0 2 , 3 2 1	満未		
0 4 5 7 , 未 満 7 上 3 1 1 5	3 5 0 8 0 ,	以上 1 8 4 以上	0 0 8 , 4 8 1	0 0 6 , 0 6 1	満未		
以上 7 1 上 1 4 0 ,	3 5 0 8 0 ,	以上 1 8 4 以上	0 0 6 , 9 0 2	0 0 4 , 9 1 2	満未 0		

査検備予る係に造製									
材舵 又頭	舵	骨船 材尾	体の船小 舶型	機過ビタ排 給シノイ氣			ラボ イ		
ル 径 (ミリメ ート ル)	1個 につき (円)	1個 につき (円)	1個 につき (円)	1隻 につき (円)	ト ル ー ボスの径 (ミリメ ート ル)	1個 につき (円)	(メートル) 羽根車の外径の和	1個 につき (円)	1個 につき (円)
8 0 未 9 0 0	8, 未 9 0 0	1. 5 未 滿	未 3 滿 0 0	6, 3 0 0	3 未 滿	0 0 3 , 4	満未 7 0 . 0	9 1 0 1 0	満 5 0 未
						0 0 9 , 8	満未 1 . 0 上以 7 0 . 0	0 0 1 , 6 8	
						6 1 0 3 0 0	満 1 以 0 上 5 0 未 0 . 1	6 2 0 0 4 0 0	0 0 3 , 3 1 1
0 8 未 9 0 0	1, 1, 1 未 滿	未 滿 5 以 上 3	未 0 上 0 未 5 0	1 2, 6 0 0	3 以上 5 未 滿	0 2 0 7 0 0	4 以 0 上 5 0 未 0 . 5	0 3 0 0 9 9	0 0 9 , 9 0 2
						0 2 0 7 0 0	4 以 0 上 5 0 未 0 . 5	0 3 0 0 9 9	0 0 2 , 8 2 3
						0 3 0 9 9	6 以 0 上 5 0 未 0 . 5	0 4 0 0 9 2	0 0 0 , 9 3 4
8 1 未 9 0 0	1, 6, 9 未 滿	3 以 上 5 未 滿	0 7 0 0 0 0 未 滿 1, 1	1 7, 1 0 0	5 以上	0 3 0 9 9	6 以 0 上 5 0 未 0 . 5	0 4 0 0 9 2	0 0 9 , 3 9 4
						0 4 0 9 0	未 0 . 6 上 0 . 6 9 以	0 7 0 0 3 7	5 5 0 5 0 0
						4 7 0 3 0	以 0 . 上 0 . 9	0 1 0 0 1 0	0 5 0 0 8 ,
1 8 0 以 上 1	2 3, 4 0 0	5 以 上	上 1, 0 0 0 以						

		料用船材										心材	
		船体										艶	
ゴム布	維織スラガ	フレームアレスタ	鋼材	鋼材	冷却装置の管装置の防熱	冷却装置の管装置の防熱	機送風	蓋板	鋼製	心材	1個につき(円)		
	マット	クロス	ロービング	プラスチック樹脂	材料以外の金属	表面仕上材	冷却装置の防熱材の防湿	防火戸の動力開閉装置	倉口覆布、木製倉口蓋板、指定する水密閉鎖装置	心材	1個につき(円)		
50メートル又はその端数につき 1,000円	50メートル又はその端数につき 1,000円	10キロメートル又はその端数につき 1,400円	180リットル又はその端数につき 500円	1トン又はその端数につき 1,200円	1個につき 2,900円	1個につき 4,600円	1個につき 7,400円	1個につき 820円	1個未満 0.6	1個未満 0.6	50未満	4,450	
									1個未満 0.6	1個未満 0.6	50未満	5,900	
									1個未満 0.6	1個未満 0.6	50以上 10	8,500	
									1個未満 0.6	1個未満 0.6	100以上 2	11,700	
									1個未満 0.6	1個未満 0.6	200以上		

機内燃	機関	機蒸気
連続最大出力(キロワット)	1個につき(円)	連続最大出力(キロワット)
連続最大出力(キロワット)	1個につき(円)	連続最大出力(キロワット)
満18未	005'21	満未81
	003'41	満未73上以81
未上1387以	006'91	満未63上以73
	005'52	満未481上以637
未73.7以上6	001'63	満未863上以481
	005'64	満未5537上以863
1783.4未6以上	004'67	満未9381上以5537
	004'711	満未8763上以9381
	000'351	満未6155上以8763
184以上	002'671	満未5537上以6155
	007'991	満未01741上以5537
	001'902	上以01741

ラボイ		ビタガ ン   ス			機船外	
1個につき (円)	受熱面積 (平方メ	1個につき (円)	連続最大出力 (キ)	1個につき (円)	連続最大出力 (キ)	1個につき (円)
4 1 0 1 0 ,	満 5 0 0 未	0 0 6 , 3 6	満未 6 . 3 7	0 0 8 , 7	満未 7 . 3	4 1 0 6 0 ,
		0 0 0 , 2 8	満未 4 8 1 上以 6 . 3 7	0 0 0 , 3 1	満未 4 . 7 上以 7 . 3	
4 2 0 3 0 ,	0 上 5 未 1 0 満 0 以	0 0 9 , 7 0 1	満未 8 6 3 上以 4 8 1	4 1 0 6 0 ,	8 以 7 未上 · 満 1 4	3 1 0 9 0 ,
		0 0 0 , 6 3 1	満未 5 . 5 3 7 上以 8 6 3			
0 3 0 8 0 ,	未上 1 満 1 0 5 0 0 以	0 0 0 , 0 0 2	満未 9 3 8 , 1 上以 5 . 5 3 7	0 1 0 9, 3	3 1 7 8 未滿以上	0 3 0 1, 6
		0 0 7 , 2 1 3	満未 8 7 6 , 3 上以 9 3 8 , 1			
0 4 0 6 8 ,	未上 1 満 2 5 3 0 0 以	0 0 2 , 8 1 4	満未 6 1 5 , 5 上以 8 7 6 , 3	0 3 0 1, 6	未 7 3 満 3 7 以上	3 8, 3 0 0 ,
		0 0 5 , 0 7 4	満未 5 5 3 , 7 上以 6 1 5 , 5			
0 7 0 0 3 ,	未上 2 満 3 3 5 0 0 以	4 5 0 2 0 4 ,	0 4 , 5 7 未滿 7 上 3 1 1 5	0 3 0 8, 7	4 以 7 未上 3 満 1 8 6	4 9, 3 0 0 ,
7 1 0 0 0 5 ,	以上 3 上 5 0 0 0 5 ,	5 5 0 3 0 1 ,	以上 7 1 上 1 4 0 ,	4 5 0 0 0 ,	以上 1 上 8 4	9 0 0 0

くをん圧へボ ～除ブボ油ン			機過ビタ排 給ン   気		
式動復往氣蒸	のもの式動復往氣蒸	1個につき (円)	羽根車の外径の和 (メートル)		
式動復往氣蒸	式動復往氣蒸	1個につき (円)	1個につき (円)	1個につき (円)	1個につき (円)
程揚全	程揚全	1個につき (円)	1個につき (円)	1個につき (円)	1個につき (円)
1 の ルメ 5 個も未 1 0 に の 満 ト 0	つ 1 の ルメ 5 個も以 1 0 きに の 上 ト 0	つ 1 の ルメ 5 個も未 1 0 きに の 満 ト 0	1個につき (円)	1個につき (円)	1個につき (円)
0 5 6 , 2	0 0 5 , 5	0 0 7 , 3	満未 5	0 0 1 , 4	満未 7 0 . 0
0 5 0 , 4	0 0 1 , 6	0 0 5 , 5	満未 0 1 上以 5	0 0 4 , 8	満未 1 . 0 上以 7 0 . 0
0 0 6 , 4	0 0 0 , 7	0 0 1 , 6	満未 5 2 上以 0 1	0 1 0 3 0 ,	満 1 以 0 5 上 · 未 0 . 1
0 0 1 , 6	0 0 4 , 0 1	0 0 8 , 7	満未 0 5 上以 5 2		
0 0 5 , 8	0 0 2 , 3 1	0 0 7 , 0 1	満未 0 0 1 上以 0 5	0 2 0 5, 7	4 以 0 5 上 · 未 0 . 5
0 0 7 , 0 1	0 0 2 , 7 1	0 0 8 , 3 1	満未 0 5 2 上以 0 0 1		
0 1 0 3, 8	0 2 0 2, 5	0 1 0 7, 8	未上 2 満 5 5 0 0 0 以	0 3 0 8, 0	6 以 0 未上 4 0 . 5
0 1 0 7, 8	0 2 0 6, 5	0 2 0 2, 5	0 上 5 0 1, 0 未, 0 満 0 以	0 4 0 6, 6	未上 0 0 . 6 9 以
3 2 0 0 0 ,	2 3 0 1 0 ,	5 2 0 6 0 ,	上 0 1 0 , 以 0	9 6 0 9 0 ,	以 0 · 9

空気圧縮機	くももす該器力へ換熱除のる當に容圧器交		くをん物へ容圧除クタ貨器力		ト圧はブボ油タモ油又ン圧								
	1個につき(円)	ル面積冷却面積(平方メートル又は加熱)	1個につき(円)	容量(リットル)	力圧用使高最				量1回(リットル)当たりの流	のもの外以			
					(円)1個につき(円)もの以上パス	カカルメガバ	(円)1個につき(円)もの未満パス	5メガバ		(円)つ1個もの上ト	ルメト	500	(円)つき
1個につき 9,300円	050,4	5未満	2,950	50未満	004'5	056'4	006'7	001'6	004'5	056'4	050'4	056'4	
	710,00	満255以未上			21000,	080,			21未満以上	005'5	008'7		
	010,37	未1250以上			0103,	0100,	02	07	02未満以上	002'01	000'31		
	010,85	未上1500以	1,060	050未満以上	0107,	0103,	2	8	05未満以上	0107,	0200	0200	2
	020,31	0上501,0未満0以			0200,	0107,			2100未満以上	0200	03	0200	3
	920,70	上010,0以0	1,830	500以上	0204,	3200,	0040,	000,	上20以	02040,	0200	0200	

軸シングル クラ	スはバダリ、イダリ、ンシリ トピ又カンシナランシダリ	1個につき(円)	力機関の連続最大出 (キロワット)	1個につき(円)	1個につき(メートル)	シリンドラの径(メートル)	他の機関 管海官庁が指定するその 他の機関	ペプラナシイフ ラロイユトオ	ラロチビ可 ペプツ変	ラロチビ固定 ペプツ	
								1個につき(円)	1個につき(円)	1個につき(円)	
4 , 3	満未 8 1							15, 600	13, 700	15未満	390
8 , 3	満未 7 3 上以 8 1							24, 100	20, 700	15以上3.	650
7 , 4	満未 6 · 3 7 上以 7 3							35, 200	31, 100	30以上4.	030
0 , 5	満未 4 8 1 上以 6 · 3 7							46, 800	41, 800	45以上	070
0 5 0 , 7	未上 1 満 3 8 6 4 8 以							14, 500	14, 500	15以上	030
0 7 0 , 0	未 5 上 3 満 7 6 5 3 以							14, 500	14, 500	15以上	030
0 1 0 0, 0	9 1, 5 7 未滿 8 以 5 3 上							14, 400	14, 400	15以上	050
8 1 0 3 0 ,	上 3 1 9 , 以 8							14, 400	14, 400	15以上	070

ラ、機逆軸中 スス軸転、間		装変又継弾機逆チラの軸 速は手性、転、ツク系				翼ペブ ラロ	品のビタ 部ン丨			
ワ力軸 ジトキロ入	1個につき (円)	ワツト	装置の入力 (キロ)	1枚につき (円)	プロペラの径 (メ)	1個 (タービン羽 ビン1個分又はタ 根にあつてはタ の端数)	1個 (タービン羽 ビン1個分又はタ 根にあつてはタ の端数)	羽根車の外径の和 (メートル)		
続軸 最大連										
20未 満2	001,2	満未6'37	1,	1.	056,2	満未70'0	005			
	055,2	満未481上以6'37	150	5未満	008,3	満未1'0上以70'0	005			
1020未 満5上2	002,3	満未863上以481			540,	満1以上50未	000			
	052,4	満未5'537上以863	1,01.	5	080,	4以上50未	000			
5以上未 満1.5	000,6	満未938'1上以5'537	600	5以上3.	080,	4以上50未	000			
	005,8	満未876'3上以938'1	00	5以上3.	5	000,	1.5			
7未 満5以 上3	0101, 7	6583, 未満5以6 1上7	2,53. 700	未満0以上4.	0105, 9	6以上0未 満0.45				
	0103, 8	5765, 未満3以5 5上1	3,4.	4.	0205, 7	未上0.6 9以				
7以上	8107, 0	上57 5,以3	550	5以上	2302, 00	以上0 9				

弁安 又全	クコ又。除弁呼自及し、全へ弁 シはくを吸動び弁逃弁安		装軸船 置封尾		装置推縦 装置進軸		置プラトア 装イドウ		くをクラへ軸伝動他そラロ、ト 除軸シク 達力の軸ペプ軸	
ル内 径 (ミリメート ル)	力圧用使高最 (円) 1ものルメガ 2個につき 以上パス		ル内 径 (ミリメート ル)	1個につき (円)	ル内 径 (ミリメート ル)	1個につき (円)	力 (キロワット)	機 関の連続最 大出	1個につき (円)	力 (キロワット)
満50未	850	280	満50未	510,8	未満00	101,1	未満84	530,4	満18未	020,2
0上5未 満10以 0	510,0	420	0上5未 満10以 0	030,3	満5以1 0上0未20	510,4	満6以1 8上8未34	050,1	未上1387以	020,7
未上10未 満200以 0	010,0	700	未上10未 満200以 0	040,9	未上2500以 未満500以 0	010,8	未5上360以 780以	090,7	未737以上	540,2
020未 満0以 5	2,800	1,400	020未 満0以 5	7,600	0500未 満00未 満1	26,	未上75835 1300未 満19以	12,000	1784未 満6以上	5,200
500以 上	4,150	1,650	500以上	1,170	上1,000以 000以	36,000	上1,839以	16,400	6184未 満3以上3	7,600

他の機関部品 管海官庁が指定するその 品	品に関すると必駆が官管の管船 部機すを試水す指庁海他そ尾			トメエゴ体 ンレムの性			弁呼自動			し弁逃		
	1個につき (円)	グラム 1個の重量 (キロ)	1個につき (円)	ワ力統最 シト(大出連 機関の)			ゴムホース 燃料油タンク 液量計測装置	1個につき (円)	内径 (ミリメートル)	力圧用使高最		
				分)数大連機 回続機 (毎転最の)						1もの カカル 以上 のバ ス	2もの カカル 未満 のバ ス	1個につき (円)
1個につき 780円	007,2	満未01	60	0.074未満	1,750	150未満	1本につき 13,600円	2.074以上	5,10,7	5,10,7	5,10,7	7,20
	052,4	満未02上以01								5,20,1	5,20,1	5,10,0
	070,2	未上2 満50 0以								0,20,9	0,20,9	5,10,5
	010,0, 3	未滿0 以上0	110							5,800	5,800	2,900
	010,3, 5	未上1 満50 0以								9,000	9,000	3,850
	010,8, 9	0上5 01,0 未満0以	250							9,000	9,000	3,850
	220,3, 0	上01 0,以0										

呼吸保護具 非常用曳航設備	索			鎖			錨	装置操舵自動			装置操舵			装置警報浸水			遠隔操作装置の制御盤		
	索の外以		索鋼	索		鎖		その他のもの	船首方位制御方式	自動化船に備え付けるもの	手動式以外のもの	手動式のもの	装置操舵	警報盤	検知器	遠隔操作装置の制御盤	被制御体1個につき	被制御体1個につき	被制御体1個につき
	式につき	径 (ミリメートル)	ル (円)	径 (ミリメートル)	ル (円)	径 (ミリメートル)		はその端数につき	250メートル又はその端数につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき
1個につき 5,100円	1式につき 24,600円	3,100 ル (円)	45未満	520,	満20	056,4	満未03	30円を加算した額 0キログラムを超える100キログラムまで2,400円とし、200キログラム又はその端数につき600円	1個につき 4,950円	1個につき 20,500円	1個につき 700円	1個につき 400円	1個につき 6,800円	1個につき 400円	1個につき 9,600円	1個につき 9,000円	1個につき 1,700円	1個につき 9,300円	
				6	未	000,7	満未04上以03		1個につき 4,950円	1個につき 20,500円	1個につき 700円	1個につき 400円	1個につき 6,800円	1個につき 400円	1個につき 9,600円	1個につき 9,000円	1個につき 1,700円	1個につき 9,300円	
				030,	未上230	003,9	満未05上以04		1個につき 4,950円	1個につき 20,500円	1個につき 700円	1個につき 400円	1個につき 6,800円	1個につき 400円	1個につき 9,600円	1個につき 9,000円	1個につき 1,700円	1個につき 9,300円	
				4	0以	007,11	満未06上以05		1個につき 4,950円	1個につき 20,500円	1個につき 700円	1個につき 400円	1個につき 6,800円	1個につき 400円	1個につき 9,600円	1個につき 9,000円	1個につき 1,700円	1個につき 9,300円	
	2式につき 5,000円	3,900 ル (円)	45以上 70未満	540,	430 未満上	008,31	満未07上以06		1個につき 4,950円	1個につき 20,500円	1個につき 700円	1個につき 400円	1個につき 6,800円	1個につき 400円	1個につき 9,600円	1個につき 9,000円	1個につき 1,700円	1個につき 9,300円	
				0	以上	008,71	満未08上以07		1個につき 4,950円	1個につき 20,500円	1個につき 700円	1個につき 400円	1個につき 6,800円	1個につき 400円	1個につき 9,600円	1個につき 9,000円	1個につき 1,700円	1個につき 9,300円	
				4,	未満40 以上5	010,8, 6	980未満 以上		1個につき 4,950円	1個につき 20,500円	1個につき 700円	1個につき 400円	1個につき 6,800円	1個につき 400円	1個につき 9,600円	1個につき 9,000円	1個につき 1,700円	1個につき 9,300円	
				750	50以上	020,0, 7	未190以上 0以上		1個につき 4,950円	1個につき 20,500円	1個につき 700円	1個につき 400円	1個につき 6,800円	1個につき 400円	1個につき 9,600円	1個につき 9,000円	1個につき 1,700円	1個につき 9,300円	

灯火点火装置		救助艇の船外機		救助艇の高速救助艇		艇助	
用船舶型	小型	救助艇の船外機	救助艇の高速救助艇	艇助	高	膨脹型高速救助艇	
機関	機関	救助艇の船外機	救助艇の高速救助艇	艇助	高	膨脹型高速救助艇	
つり索の離脱装置	つり索の離脱装置	救助艇の船外機	救助艇の高速救助艇	艇助	高	膨脹型高速救助艇	
高压ガス容器の弁	高压ガス容器の弁	救助艇の船外機	救助艇の高速救助艇	艇助	高	膨脹型高速救助艇	
電池式以外のもの	電池式のもの	救助艇の船外機	救助艇の高速救助艇	艇助	高	膨脹型高速救助艇	
1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1隻につき	1隻につき
2,	350円	3,950円	4,800円	4,800円	5,700円	5,600円	5,600円

持運び式双方向無線電話装置、固定式双方向無線電話装置又は船舶航空機		探照灯		再帰反射材		進水		装置		進水		再帰反射材		探照灯		持運び式双方向無線電話装置、固定式双方向無線電話装置又は船舶航空機			
消火器		器火消		器火消		器火消		装置		進水		命浮器の進水装置		その他の進水装置		進水		再帰反射材	
消火器		剤火消		器火消		器火消		装置		進水		命浮器の進水装置		その他の進水装置		進水		再帰反射材	
固定式鎮火性ガス消火装置用消火器(ハロゲン化物に限る。)	固定式泡消火装置用	固定式又は移動式消火器	固定式又は移動式消火器	剤火消	消火器	器火消	器火消	装置	進水	進水	再帰反射材	探照灯	再帰反射材	探照灯	持運び式双方向無線電話装置、固定式双方向無線電話装置又は船舶航空機	持運び式双方向無線電話装置、固定式双方向無線電話装置又は船舶航空機			
固定式高消火剤又は固定式高消火剤(ハロゲン化物に限る。)	200リットル又はその端数につき	60キログラム又はその端数につき	1個につき	5,400円	1個につき	3,500円	1個につき	9,300円	1個につき	1,17,800円	1個につき	3,950円	1個につき	2,800円	1個につき	1,650円	1個につき	3,600円	
固定式高消火剤(ハロゲン化物に限る。)	200リットル又はその端数につき	60キログラム又はその端数につき	1個につき	5,400円	1個につき	3,500円	1個につき	9,300円	1個につき	1,17,800円	1個につき	3,950円	1個につき	2,800円	1個につき	1,650円	1個につき	3,600円	





命用作衣救業		テコナン	流量計	焼却炉	昇降機	定周波装置	防爆型の電気機器	除の爆くをも型防	器制御	電盤は器変配又圧		
命衣	その他の作業用救	その他の型のもの	のもの	のもの	のもの	のもの	のもの	のもの	のもの	トアンペア)	(円)	
1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	
4,350円	4,350円	4,32,550円	2,32,500円	1,23,500円	4,6,500円	4,6,500円	8,900円	8,900円	1,350円	0 5 3 , 1 0 0 5 , 3 0 5 6 , 4 0 0 9 , 5 0 0 7 , 7 0 0 5 , 8	満未 5 満未 0 1 上以 5 満未 5 2 上以 0 1 満未 0 5 上以 5 2 満未 5 7 上以 0 5 満未 0 0 1 上以 5 7	0 5 6 , 1 0 0 2 , 4 0 0 4 , 6 0 0 4 , 8 0 0 6 , 0 1 0 0 9 , 3 1
									3,450	0 0 7 , 0 1 0 0 9 , 3 1 0 1 0 7 , 8 8 1 0 9 ,	満未 0 5 2 上以 0 0 1 満未 0 0 5 上以 0 5 2 0 上 5 0 1, 0 未 滿 0 以 上 0 1 , 0 , 以 0	0 0 8 , 7 1 0 0 8 , 0 2 0 0 3 , 9 2 0 0 0 , 8 3 5 4 0 3 ,

外 船 内		機 内 燃			
1 個 につ き (円)	連 続 最 大 出 力 (キ)	1 個 につ き (円)	連 続 最 大 出 力 (キ)		
6 0 0 ,	満 8 未	0 0 1 , 4 1	満未 8 1	0 0 9 , 2 2	満未
		0 0 3 , 6 1	満未 7 3 上以 8 1	0 0 8 , 8 2	満未 4 8 1 上以
1 0 0 ,	未上 1 満 3 8 7 以	0 0 5 , 2 2	満未 6 3 7 上以 7 3	0 0 7 , 9 3	満未 8 6 3 上
		0 0 4 , 9 2	満未 4 8 1 上以 6 3 7	0 0 0 , 9 4	満未 5 5 3 7 上
0 0 3 ,	未 7 満 3 7 以 上	0 0 6 , 1 4	満未 8 6 3 上以 4 8 1	0 0 6 , 6 6	満未 9 3 8 , 1 上以 5
		0 0 6 , 3 5	満未 5 5 3 7 上以 8 6 3	0 0 8 , 0 1 1	満未 8 7 6 , 3 上以 9
4 4 ,	1 7 8 3 4 未 6 満 以 上	0 0 0 , 0 8	満未 9 3 8 , 1 上以 5 5 3 7	0 0 6 , 7 4 1	満未 6 1 5 , 5 上以 8
		0 0 0 , 3 2 1	満未 8 7 6 , 3 上以 9 3 8 , 1	0 0 5 , 5 6 1	満未 5 5 3 , 7 上以 6
		0 0 4 , 0 6 1	満未 6 1 5 , 5 上以 8 7 6 , 3	8 1 0 8 0 4	
5 7 ,	1 8 4 以 上	0 0 6 , 4 8 1	満未 5 5 3 , 7 上以 6 1 5 , 5	5 1 0 9 0 1	
		0 0 4 , 9 0 2	満未 0 1 7 , 4 1 上以 5 5 3 , 7		
		0 0 3 , 9 1 2	上以 0 1 7 , 4 1		

ビタ排 ン   気	ラボ イ	ビタガ ン   ス	機船 外
(羽根車の外径の和 (メートル)	1個につき (円)	1個につき (円)	1個につき (円)
70.0	710,1	満50未	006'66 満未6'37 007'8 満未7'3
70.0	000,1		000'68 満未481上以6'37 007'41 満未4'7上以7'3
満1以上 5未 0.1	420上5 04未10 00滿0以	001'311 満未863上以481 006'241 満未5'537上以863	61080, 8以7未上 14
4以上 5未 0.1	030未上1 09未10 01750以	007'902 満未938'1上以5'537 000'823 満未876'3上以938'1	02021, 318未上 77以上
6以上 未満 0.4	040未上1 09未25 0030以	008'834 満未615'5上以876'3 007'394 満未553'7上以615'5	03063, 未737以上 6
未上0. 69以	070未上2 03未33 550以	450500 0457, 以 未滿7上3 115	04045, 4以上73未 186
以上0. 9	810以上3 010以上5 000,0	850500 07,	25080, 以上184

査検備予る係に造製													機過給										
防煙ダンパー 材料	蓋板		倉口		鋼製		材		舵		骨船材		体の船尾		小型船								
	心材	は舵又頭	貨物タンク、船体プロツ	クその他の管海官庁が指	定する船体構造部材	1式につき	メートル	倉口の面積	(平方メートル)	1個につき	径(ミリメートル)	1個につき	積(平方メートル)	舵板の垂直な対称面に対する投影面	1個につき	(円)	ボスの径(ミリメートル)	1隻につき	(円)	船舶の長さ(メートル)	1個につき	(円)	
1個につき 1,700円	1個につき 1,750円	1個につき 2,250円	1個又は1枚につき 2,900円	1個又は1枚につき 2,900円	1個につき 2,500円	1個につき 1,000円	1個未満	50未満	7,700	4,400	80未満	8,800	1.5未満	1.5未満	0.6,0.7	300	300	6,200	3未満	052,4	満未	008,8	満未1.0上以
							12,900	50以上10	1,000	5,800	0未満	8,11,700	1.1未満	1.1未満	0.8,0.9	300	300	12,500	3以上5未満	41030,		026,8	
							15,100	100以上2	1,000	8,400	80未満	120以上1	1.2未満	1.2未満	1.1,2.00	300	300	16,900	5以上	048,8		039,7	
							20,100	200以上	1,000	1,1,600	180以上	23,300	2.3未満	2.3未満	1.2,700	0	0	16,900	5以上	27030,		203,0	

機船外		外船機内				機内燃
1個につき(円)	口ワット(連続最大出力)(キ)	1個につき(円)	口ワット(連続最大出力)(キ)	1個につき(円)	口ワット(連続最大出力)(キ)	
0 0 7 , 7	満未 7 ' 3	2 1 0 0 ,	満 1 8 未	0 0 3 ' 2 1		満未 8 1
0 0 8 , 2 1	満未 4 ' 7 上以 7 ' 3			0 0 1 ' 4 1		満未 7 3 上以 8 1
2 1 0 6 0 ,	8 以 7 未上 満 1 4	1 1 0 9 0 0 ,	未上 1 1 3 8 7 以	0 0 4 ' 9 1		満未 6 ' 3 7 上以 7 3
				0 0 4 ' 5 2		満未 4 8 1 上以 6 ' 3 7
0 1 0 9 , 1	3 1 7 8 未以 満上	0 3 0 1 4	未满 7 3 3 7 以上	0 0 9 ' 5 3		満未 8 6 3 上以 4 8 1
				0 0 3 ' 6 4		満未 5 ' 5 3 7 上以 8 6 3
0 3 0 1 , 4	未 7 3 満 3 7 以上	3 8 , 4 1 0 0	1 7 8 3 4 6 未满 以上	0 0 2 ' 6 7	満未 9 3 8 ' 1 上以 5 ' 5 3 7	0 0 6
				0 0 2 ' 7 1 1	満未 8 7 6 ' 3 上以 9 3 8 ' 1	0 0 7
0 3 0 8 , 5	4 以 7 未上 3 満 1 8 6			0 0 8 ' 2 5 1	満未 6 1 5 ' 5 上以 8 7 6 ' 3	
				4 9 , 1 8 4 7 0 0	0 0 0 ' 6 7 1	満未 5 5 3 ' 7 上以 6 1 5 ' 5
2 5 0 0 , 0	以上 1 上 8 4				0 0 5 ' 9 9 1	満未 0 1 7 ' 4 1 上以 5 5 3 ' 7
					0 0 9 ' 8 0 2	上以 0 1 7 ' 4 1

圧 ハ プ ポ ボ オ ナ	機 過 ビ タ 排 給 ニ ジ 気			ラ ボ イ			ビ タ ガ ン ニ ス		
ト ル （立 方 メ 定）	1 個 に つ き (円)	(羽 根 車 の 外 径 の 和 メートル)	1 個 に つ き (円)	ト ル （受 熱 面 積 平方メ	1 個 に つ き (円)	ト ル （連 続 最 大 出 力 キ ワ ッ ド）			
満 未 5	0 5 0 , 4	満 未 7 0 . 0	2 1 0 0 , 1	満 5 0 未	0 0 4 , 3 6	満 未 6 . 3 7			
1 上 以 5	0 0 4 , 8	満 未 1 . 0 上 以 7 0 . 0	0 0 9 , 1 8	満 未 4 8 1 上 以 6 . 3 7					
上 以 0 1	8 1 0 2 0 ,	満 1 以 0 5 上 . 未 0 . 1	3 2 0 0 , 3 0 ,	0 上 5 未 1 0 満 0 以	0 0 7 , 7 0 1	満 未 8 6 3 上 以 4 8 1			
上 以 5 2					0 0 8 , 5 3 1	満 未 5 . 5 3 7 上 以 8 6 3			
上 以 0 5	0 2 0 5 5	4 以 0 5 上 . 未 0 . 1 満 0 . 5	0 3 0 0 , 7 8	未 上 1 1 0 5 0 0 以	0 0 8 , 9 9 1	満 未 9 3 8 , 1 上 以 5 . 5 3 7			
以 0 0 1					0 0 5 , 2 1 3	満 未 8 7 6 , 3 上 以 9 3 8 , 1			
未 上 2 満 5 5 0 0 0 以	0 3 0 7 8	6 以 0 未 上 . 満 0 . 4 5	0 4 0 6 7	未 上 1 2 5 3 0 0 以	0 0 0 , 8 1 4	満 未 6 1 5 , 5 上 以 8 7 6 , 3			
0 上 5 0 1 , 0 未 滿 0 以	0 4 0 6 5	未 上 0 満 0 . 6 9 以	0 7 0 0 1	未 上 2 3 3 5 0 0 以	2 5 0 2 0 4 ,	0 4 , 5 7 , 未 滿 7 1 1 5			
上 0 1 0 , 以 0	7 6 0 9 ,	以上 . 9	5 1 0 0 0 5 ,	以上 3 5 0	3 5 0 3 0 1 ,	以上 7 1 1 4 , 0			

上圧はブボ油 タモ油又ン圧		くをン 除プ							
用使高最 もカ5 のルメ 未ガ 満バ のス	量1 回 リ ツ ト ル	のもの外以式動復往氣蒸			のもの式動復往氣蒸			程揚全	
		程揚全			程揚全				
		(円)つ1のルメ5 個も以10 きにの上ト0	(円)つ1のルメ5 個も未10 きにの満ト0	(円)つ1のルメ5 個も以10 きにの上ト0	(円)つ1のルメ5 個も未10 きにの満ト0	(円)つ1のルメ5 個も以10 きにの上ト0	(円)つ1のルメ5 個も未10 きにの満ト0		
6 , 4	満未5 0	0 5 0 , 4	0 0 6 , 2	0 0 5 , 5	0 5 6 , 3				
1 , 6	満未1 上以5 0	0 5 6 , 4	0 5 0 , 4	0 0 1 , 6	0 0 5 , 5	満未0			
0 8 0 , 5	2 1 未 満 以上	0 0 5 , 5	0 0 6 , 4	0 0 0 , 7	0 0 1 , 6	満未5 2			
		0 0 7 , 7	0 0 0 , 6	0 0 4 , 0 1	0 0 7 , 7	満未0 5			
0 1 0 0 , 6	未 満 以上	0 0 2 , 0 1	0 0 4 , 8	0 0 1 , 3 1	0 0 6 , 0 1	満未0 0 1			
	5	0 0 9 , 2 1	0 0 6 , 0 1	0 0 0 , 7 1	0 0 7 , 3 1	満未0 5 2 上			
0 1 0 3 , 7	0 5 未 満 以上	0 1 0 7 , 0	0 1 0 3 , 7	0 2 0 2 , 3	0 1 0 7 , 6				
0 1 0 7 , 0	2 1 0 0 未 満 以上	0 2 0 0 , 1	0 1 0 7 , 6	0 2 0 6 , 3	0 2 0 2 , 3				
1 2 0 0 , 0	上2 0 以	8 2 0 3 , 0	1 2 0 0 , 0	0 3 0 1 , 0	3 2 0 6 , 0				

他 管 海 官 庁 が 指 定 す る そ の 機 関	ペプダナシイフ ラロイユトオ		ラロチビ可 ペプッ変		ラロチビ固 ペプッ定		空 気 圧 縮 機	くをもす該器力へ換熱 く。除のる当に容圧器交			くをン物へ容圧 く。除クタ貨器力			力圧 (円) 1個につき
	1 個 につ き (円)	ト ル の 径 (メ)	1 個 につ き (円)	ト ル の 径 (メ)	1 個 につ き (円)	ト ル の 径 (メ)		1 個 につ き (円)	ル 面積 (平方メートル)	冷 却 面積 又は加 熱	1 個 につ き (円)	容 量 (リ ツ ト ル)		
臨 檢 回 数 1 回 に つ き	1 5 , 5 0 0	1 . 0 未 満	1 3 , 6 0 0	1 . 5 未 満	3 9 0	未 0 . 2	1 個 につ き	0 5 0 , 3	5 未 満	2 , 9 0 0	5 0 未 満	0 0 3 , 5 0 0	0 0 5 , 7 0 0	
					6 4 0	3 以 0 . 0	9 , 2 0 0	6 1 0 0 , 0	满 2 5 5 以 未 上	5 , 3 0 0	0 5 0 未 満	2 1 0 0 , 0 1 0 3 , 1		
1 4 , 3 0 0 円	2 4 , 0 0 0	5 未 0 以上 1 .	2 0 , 5 0 0	1 . 5 未 0 以上 3 .	5 1 0	未 上 0 . 0	0 1 0 3 , 6	未 1 2 5 0 以上	0 1 0 8 , 3	1 1 , 5 0 0	0 2 5 0 以上	0 1 0 7 , 0	0 2 0 0 , 1	
					5 0 0	未 0 . 5	0 2 0 3 , 0	0 2 0 5 0 以上	0 1 0 8 , 3	1 1 , 5 0 0	0 2 5 0 以上	0 1 0 7 , 0	0 2 0 0 , 1	
	3 5 , 2 0 0	5 未 5 以上 2 .	3 0 , 9 0 0	5 3 0	5 3 0	未 上 0 . 0	0 2 0 3 , 0	0 2 0 5 0 以上	7 2 0 7 , 0	1 8 , 2 0 0	8 2 0 3 以上	8 2 0 3 , 0		
	4 6 , 6 0 0	2 . 5 以上	4 1 , 7 0 0	4 . 5 以上	4 0	以 3 . 0	0 2 0 3 , 0	0 2 0 5 0 以上	7 2 0 7 , 0	1 8 , 2 0 0	8 2 0 3 以上	8 2 0 3 , 0		

品のビタ 部ン丨		軸シク クラ		ンスはバダリ、イダリ、ンシ トピ又カンシナランシダリ	
(円)	根にあつてはターピン羽 根車の外径の和 (メートル)	1個につき (円)	力機関 (キロワット)	1個につき (円)	シリンドラの径 (メートル)
0 0 6 , 2	満未 7 0 . 0	0 5 4 , 3	満未 8 1		7 6 0
0 5 7 , 3	満未 1 . 0 上以 7 0 . 0	0 0 8 , 3	満未 7 3 上以 8 1		0 . 2 5 未満
0 4 0 , 5	満 1 以上 . 5 上 . 未 0 . 1	0 0 7 , 4 0 0 0 , 5	満未 6 . 3 7 上以 7 3 満未 4 8 1 上以 6 . 3 7		
0 8 0 , 5	4 以上 0 . 5 上 0 . 1 未満 0 . 5	0 5 0 , 7	未上 1 满 3 8 6 4 8 以		1 , 0 0 0
0 1 0 5 , 7	6 以上 0 . 未上 0 . 4 未満 0 . 5	0 7 0 , 0	未 5 上 3 满 7 6 8 5 3 以		5 0 2 5 以上 0 . 4
0 2 0 5 , 5	未上 0 . 满 0 . 6 9 以	0 1 0 0 , 0	9 1 , 5 7 未满 8 以 3 5 3 上		1 , 4 0 0
0 3 0 2 0 ,	以上 0 . 上 . 9	7 1 0 3 0 ,	上 3 1 9 , 以 8		0 . 4 5 以上

ラトア イドウ		くをクラへ軸伝動他そラロ、トラ、機逆軸中 除軸シク 達力の軸ペプ軸スス軸転、間		装変又継弾機逆チラの軸 置速は手性、転、ツク系			翼ペプ ラロ	
1個につき (円)	力機関 (キロワット)	1個につき (円)	ワカ軸 ツト(キロ入)	1個につき (円)	装置の入力 (キロ)	ワット	1枚につき (円)	プロペラの径 (メートル)
5 3 0 , 4	満 1 8 未	0 2 0 , 2	2 0 未 满 2	0 5 0 , 2	満未 6 . 3 7	1 , 1 5 0	1 , 1 5 未満	1 . 5 未満
0 5 0 , 0	未上 1 满 3 8 0 7 以	0 2 0 , 7	1 0 2 0 未 满 5 上 2	0 0 2 , 3 0 0 2 , 4	満未 8 6 3 上以 4 8 1 満未 5 . 5 3 7 上以 8 6 3	1 , 0 6 0 0	0 1 未満 5 以上 3 .	0 1 未満 5 以上 3 .
0 9 0 , 6	未 7 3 满 3 7 以上 6 上	0 4 0 , 2	5 以上 0 未 满 1 . 5 1	0 0 9 , 5 0 0 5 , 8	満未 9 3 8 , 1 上以 5 . 5 3 7 満未 8 7 6 , 3 上以 9 3 8 , 1	2 , 2 7 0 0	5 3 未満 0 以上 4 .	5 3 未満 0 以上 4 .
1 1 , 9 0 0	1 7 8 3 4 未 6 满 以上	5 , 2 0 0	7 1 未 满 5 以上 3 .	0 1 0 1 , 6 0 1 0 3 , 7	6 5 , 8 3 , 未 满 5 以 6 1 上 7 5 7 , 6 5 , 未 满 3 以 5 5 上 1	3 , 3 5 0 0	4 . 5 以上	4 . 5 以上
1 6 , 2 0 0	6 1 8 8 未 4 满 以上 3	7 , 6 0 0	3 . 7 以上	6 1 0 7 0 ,	上 5 7 , 5 以 3	4 . 5 0 0	4 . 5 以上	4 . 5 以上

燃料油タンク 液量計測装置	弁呼自動	しは弁安弁逃又全						クコ又。除弁呼自及し、全へ弁ツはくを吸動び弁逃弁安			装軸船装置封尾		装置推進軸		機関の連続最大出力(キロワット)	
		力圧用使最高			内径(ミリメートル)(円)	力圧用使最高			内径(ミリメートル)(円)	1個につき(円)	内径(ミリメートル)(円)	1個につき(円)	内径(ミリメートル)(円)			
		1個のもの (円)	2個のもの (円)	1個のもの (円)		2個のもの (円)	1個のもの (円)	2個のもの (円)								
1個につき 780円 円	1個につき 1,750 円	1個につき 1,500未満	5,10, 7	7,10	満50未	8,40	2,80	満50未	5,10, 8	未満100	1,10, 0	未満184				
			0,20, 1	5,10, 0	0上5未 10以	5,10, 0	4,20	0上5未 10以	5,30, 2	満5以10上0 未20	4,10, 0	満6以18上8 未34				
			0,20, 9	5,10, 5	未上200 0以	5,10, 3	6,90	未上200 0以	5,40, 8	未満上250 0以	0,18, 2	未5上3678 53以				
		4,650 以上	5, 800	2, 900	0200 未満以上5	2, 750	1, 350	0200 未満以上5	7, 500	0,500 0未満1,	2,6, 900	未満1358 359以				
			9, 000	3, 850	500以上	4, 100	1, 600	500以上	1, 600	上1,000 0以	3,6, 400	上1, 839以				

その他のもの	操舵装置自動	操舵装置	警報装置	浸水検知器	遠隔操作装置の制御盤	遠隔操作装置の制御盤	管海官庁が指定するその他機関部品	品関ると必駆押る定が官管の管船部機す要を試水す指庁海他そ尾	トメエゴ体弾シレムの性				ゴムホース
									1個につき(円)	1個の重量(キロ)	1個につき(円)	1個の重量(キロ)	
									分	大回数(毎転)	連続機関の回転最	機関の連続最大出力(キロワット)	
1個につき 4,900 円	1個につき 1,750 円	1個につき 1,500未満	1,1 1個につき 1個につき 1個につき	1,1 1個につき 1個につき 1個につき	1 被制御体 1個につき	1 被制御体 1個につき	1 被制御体 1個につき	0,072 満未01	50	0,074 未満074	0,074 未満074	0,074 未満074	1本につき 1,300円
			2,1 1個につき 1個につき 1個につき	2,1 1個につき 1個につき 1個につき	2 1 1個につき	2 1 1個につき	2 1 1個につき	0,024 満未02上以01					
			6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	0,702 未上250 0以					
		4,650 以上	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	0,102 未満150 0以	110	2,0074 未満074	2,0074 未満074	2,0074 未満074	2,0074 未満074
			6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	0,134 未上150 0以					
			6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	0,187 未上150 0以	240	0,222 未満074 以上0	0,222 未満074 以上0	0,222 未満074 以上0	0,222 未満074 以上0

鎖 錠	艇命救索鋼										
	艇命救索鋼		索の外以索鋼		索鋼		索鋼		索鋼		
	艇命救索鋼	索の外以索鋼	索鋼	索鋼	索鋼	索鋼	索鋼	索鋼	索鋼	索鋼	
救命艇 その他の全閉錠型	救助艇の要件に適するもの	救助艇の要件に適するもの	救助艇の要件に適するもの	救助艇の要件に適するもの	救助艇の要件に適するもの	救助艇の要件に適するもの	救助艇の要件に適するもの	救助艇の要件に適するもの	救助艇の要件に適するもの	救助艇の要件に適するもの	
1隻につき 5,3,0,0,0円	1隻につき 5,5,3,0,0円	1隻につき 5,1,9,0,0円	1隻につき 5,3,8,0,0円	1隻につき 5,1,10,0,0円	1式につき 24,500円	3,050円	4,5未満	020,6	満20未	006,4	満未03
						3,900円	4,5以上70未満	040,0	未満300以	000,77	満未04上以03
						4,950円	4,700	4,700	4,700	002,00	満未05上以04
						4,950円	5,800	5,800	5,800	020,30	満未06上以05
						4,950円	4,950	4,950	4,950	020,30	満未07上以06
						4,950円	4,950	4,950	4,950	020,30	満未08上以07
						4,950円	4,950	4,950	4,950	020,30	90未滿以上
						4,950円	4,950	4,950	4,950	020,30	未滿190以上
						4,950円	4,950	4,950	4,950	020,30	100以上

胴 命 衣 命 は 環 命	救助艇の船外機	艇助救				浮器	救命	だかい命救				艇命救					
		艇助救速高		艇助救般一				だかい命救の他のそ		命いかだ		艇命救火耐		艇命救式給自空			
		複合型高速救助艇	固型高速救助艇	膨脹型高速救助艇	複合型一般救助艇			固型一般救助艇	膨脹型一般救助艇	その他の救命浮器	小型船舶用救命	小型船舶用救命	進水装置用膨脹式救	救命いかだ	救助艇の要件に適		
又は その他の救命胴衣	小型船舶用救命浮環	1個につき 5,7,0,0円	1個につき 3,9,0,0円	1個につき 5,7,4,0,0円	1個につき 5,1,5,0,0円	1個につき 5,2,7,0,0円	1個につき 5,1,4,0,0円	1個につき 5,1,2,0,0円	1個につき 6,0,0,0円	1個につき 8,0,0,0円	1個につき 1,1,6,0,0円	1個につき 1,3,1,0,0円	1個につき 1,3,1,0,0円	1個につき 8,0,0,0円	1隻につき 5,9,4,0,0円		
1個につき 5,7,0,0円	1個につき 3,9,0,0円	1個につき 5,7,4,0,0円	1個につき 5,1,5,0,0円	1個につき 5,2,7,0,0円	1個につき 5,1,4,0,0円	1個につき 5,1,2,0,0円	1個につき 6,0,0,0円	1個につき 8,0,0,0円	1個につき 1,1,6,0,0円	1個につき 1,3,1,0,0円	1個につき 1,3,1,0,0円	1個につき 8,0,0,0円	1個につき 5,9,4,0,0円	1隻につき 5,4,9,0,0円			







整は又理修・造改

備 に 係 る 予 備 検 査		備考 臨検回数は、船舶検査官1人1日につき4時間を超えない臨検時間をもつて1回とし、1日の臨検時間が4時間を超える場合は、これを2回として算出する。	
可変ピッチプロペラ	1個につき 9,500円	1個につき 800円	1枚につき 880円
ロペラ翼	1個につき 150円	1個につき 650円	1個につき 2,150円
プロペラ軸	1個につき 650円	1個につき 3,650円	1個につき 2,900円
軸系の逆転機又は変速装置	1個につき 3,650円	1個につき 2,150円	1個につき 880円
アウトドライブ装置	1個につき 2,150円	1個につき 650円	1個につき 880円
安全弁又は逃し弁	1個につき 650円	1個につき 3,650円	1個につき 880円
自動呼吸弁	1個につき 900円	1個につき 2,150円	1個につき 880円
コンテナ	1個につき 100円	1個につき 6,100円	1個につき 880円
船舶検査証書若しくは船舶検査手帳の書換え又は船舶検査証書の再交付	1通につき 4,350円	1通につき 4,350円	1通につき 4,350円
臨時変更証の再交付	1通につき 2,800円	1通につき 2,800円	1通につき 2,800円
船舶検査済票の再交付	1通につき 100円	1通につき 800円	1通につき 100円
臨時航行許可証の再交付	1通につき 800円	1通につき 2,800円	1通につき 800円
製造検査合格証明書の再交付	1通につき 550円	1通につき 2,800円	1通につき 550円
予備検査合格証明書の交付	1通につき 550円	1通につき 2,800円	1通につき 550円
予備検査合格証明書の再交付	1通につき 100円	1通につき 4,000円	1通につき 100円
小型船舶以外の船舶に係る船舶検査手帳の再交付	1通につき 2,150円	1通につき 5,500円	1通につき 2,150円
小型船舶に係る船舶検査手帳の再交付	1通につき 4,000円	1通につき 8,000円	1通につき 4,000円
第34条第1項の船舶に係る船舶検査証書(小型船舶)にあつては、船舶検査証書及び船舶検査済票)の交付	(小型船舶にあつては、5,500円)	(小型船舶にあつては、5,500円)	(小型船舶にあつては、5,500円)
第34条第1項の船舶に係る臨時航行許可証の交付	1通につき 800円	1通につき 2,800円	1通につき 800円
船舶検査手帳の書換え又は船舶検査証書若しくは船舶検査手帳の書換え又は船舶検査証書の再交付	1通につき 150円	1通につき 4,350円	1通につき 4,350円
船舶検査済票の再交付	1通につき 650円	1通につき 2,800円	1通につき 650円
臨時変更証の再交付	1通につき 650円	1通につき 2,800円	1通につき 650円
船舶検査証書の再交付	1通につき 950円	1通につき 2,800円	1通につき 950円
予備検査合格証明書の再交付	1通につき 150円	1通につき 4,350円	1通につき 150円
予備検査合格証明書の交付	1通につき 150円	1通につき 4,350円	1通につき 150円
小型船舶に係る船舶検査手帳の再交付	1通につき 300円	1通につき 800円	1通につき 300円
第34条第1項の船舶に係る船舶検査証書(小型船舶)にあつては、船舶検査証書及び船舶検査済票)の交付	(小型船舶にあつては、5,300円)	(小型船舶にあつては、5,300円)	(小型船舶にあつては、5,300円)
第34条第1項の船舶に係る臨時航行許可証の交付	1通につき 650円	1通につき 800円	1通につき 650円

(円)金額		(メートル)船舶の長さ	別表第4の2 (第66条関係)	(円)金額		(メートル)船舶の長さ
以船客旅	船客旅			船舶の外以船客旅	船客旅	
0 , 2 1	0 0 0 , 8 1	満未 3		0 0 1 , 2 1	0 0 1 , 8 1	満未 3
6 7 , 1	0 0 0 7 , 2	満未 5 上以 3		0 0 7 7 , 1	0 0 2 7 , 2	満未 5 上以 3
5 6 , 2	0 0 7 8 , 3	満未 0 1 上以 5		0 0 7 6 , 2	0 0 9 8 , 3	満未 0 1 上以 5
0 4 , 3	0 0 6 3 , 5	満未 0 2 上以 0 1		0 0 2 4 , 3	0 0 8 3 , 5	満未 0 2 上以 0 1
9 8 , 4	0 0 7 1 , 7	満未 0 3 上以 0 2		0 0 1 9 , 4	0 0 9 1 , 7	満未 0 3 上以 0 2
6 7 , 6	0 0 2 9 , 9	満未 0 4 上以 0 3		0 0 8 7 , 6	0 0 5 9 , 9	満未 0 4 上以 0 3
7 1 , 9	0 0 1 4 , 3 1	満未 0 5 上以 0 4		0 0 9 1 , 9	0 0 3 4 , 3 1	満未 0 5 上以 0 4
4 5 , 2 1	0 0 8 1 , 8 1	満未 5 6 上以 0 5		0 0 6 5 , 2 1	0 0 0 2 , 8 1	満未 5 6 上以 0 5
3 7 , 5 1	0 0 9 2 , 3 2	満未 0 8 上以 5 6		0 0 5 7 , 5 1	0 0 1 3 , 3 2	満未 0 8 上以 5 6
9 5 , 9 1	0 0 6 0 , 9 2	満未 0 0 1 上以 0 8		0 0 1 6 , 9 1	0 0 8 0 , 9 2	満未 0 0 1 上以 0 8
8 0 , 4 2	0 0 1 7 , 5 3	満未 0 2 1 上以 0 0 1		0 0 0 1 , 4 2	0 0 3 7 , 5 3	満未 0 2 1 上以 0 0 1
6 0 , 9 2	0 0 7 5 , 3 4	満未 5 4 1 上以 0 2 1		0 0 8 0 , 9 2	0 0 9 5 , 3 4	満未 5 4 1 上以 0 2 1
2 4 , 4 3	0 0 4 3 , 1 5	満未 0 8 1 上以 5 4 1		0 0 4 4 , 4 3	0 0 6 3 , 1 5	満未 0 8 1 上以 5 4 1
0 9 , 7 3	0 0 6 5 , 6 5	上以 0 8 1		0 0 2 9 , 7 3	0 0 8 5 , 6 5	上以 0 8 1

船 船 の 外
0 0
0 0
0 0
0 0
0 0
0 0
0 0
0 0
0 0
0 0
0 0
0 0
0 0
0 0
0 0
0 0
0 0
0 0
0 0
0 0
0 0
0 0

## 第1号様式（第4条関係）

第1号様式（第4条関係）（昭40運令38・全改、昭46運令48・昭49運令54・昭50運令47・平元運令24・平5運令33・平6運令14・平9運令63・令2國文令98・一部改正）

## 無線施設免除申請書

般

年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

下記の船舶について無線電信等の施設の免除を受けたいので、船舶安全法施行規則第4条第2項の規定により申請します。

船種及び船名	船舶番号、船籍港又は登録港の番号又は漁船登録番号
総トン数	用途
航行しようとする航路及び期間	
申請の理由	
備考	

第2号様式(第15条関係) (昭49運令34・昭50運令47・平元運令24・平9運令83・令2国交令98  
一部改正)

## 検査引継ぎ申請書

殿  
年月日

申請者の氏名又は名称及び住所

黄局において受検中の下記の船舶(物件)について検査の引継ぎを受けたいので、船舶安全法施行規則第15条第1項の規定により申請します。

船種及び船名 (物件の名称)	船舶番号、船舶検査要員の番号又は漁船登録番号(物件の製造番号)
検査の種類	
引継ぎ後検査を受けようとする期日	
引継ぎ後検査を受けようとする場所	
検査の引継ぎを受けようとする理由	
備考	

第4号様式(第31条関係) (昭49運令48・昭49運令34・昭50運令47・昭52運令28・平元運令24・  
平9運令33・平9運令83・平10国交令6・令2国交令98・一部改正)

## 船舶検査申請書

殿  
年月日

申請者の氏名又は名称及び住所

下記の船舶について、検査を受けたいので、船舶安全法施行規則第31条第1項の規定により申請します。

船舶所有者氏名又は名称及び住所			
船種及び船名		船舶番号、船舶検査要員番号又は漁船登録番号	
船籍港又は定係港	総トン数		
船舶の長さ	用途		
船質	国際航行に従事する船舶であるかどうかの別	船舶安全法第8条の船舶であるかどうかの別	
航行区域 (営業制限)			
最大搭載人員	旅客	船員	その他の乗船者
満載喫水線の位置		無線電信等の施設を要する船舶であるかどうかの別	
制限汽圧	揚貨装置の制限荷重、制限角度及び制限半径		
検査を受けようとする期日		検査を受けようとする場所	
備考			

- (注) 1 航行区域（從業制限）、最大搭載人員及び制限汽圧の欄には、はじめて定期検査を受ける場合又はすでに指定されたこれらの事項の変更を希望する場合は、申請者の希望するものを、すでに指定されたこれらの事項の変更を希望しない場合は、その旨を記載すること。
- 2 満載要水線の位置の欄には、はじめて満載要水線に関する検査を受ける場合又はすでに指定された満載要水線の位置の変更を希望する場合は、計画海水満載要水（帆船にあっては計画海水満載要水）及び計画最高区画満載要水（国際航海に從事しようとする旅客船の場合に限る）を、すでに指定された満載要水線の位置の変更を希望しない場合は、その旨を記載すること。
- 3 木材満載要水線の標示を希望する場合は、満載要水線の位置の欄にその旨を記載すること。
- 4 揚貨装置の制限荷重、制限角度及び制限半径の欄には、はじめて揚貨装置に関する検査を受ける場合又はすでに指定を受けた事項の変更を希望する場合は、申請者の希望するものを、すでに指定された事項の変更を希望しない場合は、その旨を記載すること。
- 5 コンテナの材料試験又は荷重試験を受ける場合は、備考欄に当該コンテナの數をフラットラック型のものとその他の型のものにわけて記載すること。

第5号様式（第31条関係）（昭60運令48・全改、昭50運令47・平元運令24・平9運令63・令2 国交令98・一部改正）

臨時航行検査申請書

年 月 日

殿

申請者の氏名又  
は名称及び住所

下記の船舶について臨時航行検査を受けたいので、船舶安全法施行規則第31条第2項の規定により申請します。

船舶所有者の氏名又は名称及び住所			
船舶種類及び船名		船舶番号、船舶種類及びの番号又は漁船登録番号	
総トン数又は船舶の長さ		主機の種類及び出力	
船 質		乗員の数又は貨物の量	
臨時航行しようとする期間、航路及び理由			
最近一年間に臨時航行検査を受けた日数			
備 考			

第6号様式(第31条関係) (昭46運令48・全改、昭50運令47・平元運令24・平9運令63・令2固文令98・一部改正)

## 製造検査申請書

年月日

殿

申請者の氏名又は名称及び住所

下記の船舶について製造検査を受けたいので、船舶安全法施行規則第31条第3項の規定により申請します。

注文者の氏名又は名称及び住所	
建造番号	主機の種類及び数
起工年月日	主機の計画出力
船種及び船質	制限汽圧
船舶の長さ及び総トン数	航行区域 (從業制限)
用途	国際航海上に従事するかどうかの別
検査を受けようとする期日	
検査を受けようとする場所	船体 機関
港務要水線の限度を予定するときは、オールの上面から測ったその限度	
備考	

(注) 予備検査を受けた物件を備え付ける場合は、その名称、型式及び数を備考欄に記載すること。

第7号様式(第31条関係) (昭46運令48・全改、昭50運令47・昭53運令61・平元運令24・平9運令63・令2固文令98・一部改正)

## 予備検査申請書

年月日

殿

申請者の氏名又は名称及び住所

下記の物件について予備検査を受けたいので、船舶安全法施行規則第31条第4項の規定により申請します。

検査を受けようとする事業場の名称及び所在地	
検査を受けようとする物件の名称、型式及び数	
検査を受けようとする期日	
製造又は改造、修理若しくは整備の別	
建造番号	
備考	

(注) 1 検査を受けようとする物件の名称、型式及び数の欄には、当該物件に応じ検査手数料の算出に必要な出力番号を記載すること。  
 2 改造、修理又は整備に係る予備検査を受ける物件にあっては、その略歴を備考欄に記載すること。

第8号様式（第33条関係）（平10年文令12・全改）  
 第33条関係

第8号様式（第33条関係）（平10年文令12・全改）  
 船舶検査証書

第 号

船種及び船名	
船舶番号、船舶検査番号 漁船登録番号	
船舶港又は定係港	
総トン数又は長さ 船舶の長さ	
用途	
船舶所有者	
有効期間	年 月 日まで
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。	
年 月 日	
管海官庁（氏名）印	
航行上の条件	
航行区域又は從業制限 (国際航海に從事する船舶) (にあっては、その旨)	
最大搭載人員	
制限汽圧	
満載喫水線の位置	
区画満載喫水線の位置	
木材満載喫水線の位置	
その他の航行上の条件	

第9号様式(第33条関係) (昭55運令18・全改、平元運令24・平9運令44・一部改正)

船舶検査証書

第 号

船種及び船名	船舶番号、船舶検査簿の番号又は漁船登録番号	船舶港又は定係港
総トン数又は船舶の長さ	用	途
航行区域にあつては従事する旨 該船舶		
最大とう載人員	旅客	
	船員	
	その他の乗船者	
	計	
制限汽圧		
その他の航行上の条件		

有効期間	年 月 日まで
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。	
年 月 日	
管海官庁(氏名)印	

第10号様式(第34条関係) (平10運令10・全改、平10運令48・令2國交令96・一部改正)

## 船舶検査証書交付申請書

殿  
年月日

申請者の氏名又は名称及び住所

下記の船舶の船舶検査証書(小型船舶の船舶検査証書及び船舶検査済票)について、その交付を受けたいので、船舶安全法施行規則第34条第1項の規定により申請します。

船舶所有者の氏名又は名称及び住所			
船種及び船名		船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	
船籍港又は定係港		用	途
総トン数又は船舶の長さ			
国際航海に從事する船舶であるかどうかの別			
航行区域 (從業制限)			
最大搭載人員	旅客	船員	その他の乗船者
油敷要水綱の位置		制限	汽圧
備考			

第12号様式(第35条、第46条関係) (平10國交令61・全改、令2國交令96・一部改正)

## 書換申請書

年月日

殿

申請者の氏名又は名称及び住所

下記の船舶の書換えを受けたいので、船舶安全法施行規則第 条第 項の規定により申請します。

船舶所有者の氏名 又は名称及び住所			
船種及び船名		船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	
船舶検査証書の番号		記載事項の変更が臨時的なものである場合はその期間	
書換えを受ける事項	新 けようとする事項		
備考			

第13号様式(第38条関係) (昭46運令48・全改、昭50運令47・平元運令24・平17運令53・一部改正)

		臨時変更証	第号
船舶検査証書の番号		船種及び船名	
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号		総トン数又は船舶の長さ	
航行区域 (從業制限) 臨			
時 変 ど う 更 載 人 員 事 員	旅 客		
	船 員		
	その他の乗 船者		
	計		
その他の 事項			
有効期間		年月日から	年月日まで
船舶安全法施行規則第38条第2項の規定により、書換えに代えて交付する。			
年月日			
管海官庁(氏名)印			

第14号様式(第39条関係) (昭46運令48・全改、昭50運令47・平元運令24・平19運令63・令2  
國交令98・一部改正)

船舶検査証書等再交付申請書

年月日

殿

申請者の氏名又  
は名称及び住所

下記の船舶のについて、その再交付を受けたので、船舶安全法  
施行規則第39条第1項の規定により申請します。

船舶所有者の氏名又 は名称及び住所			
船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は 漁船登録番号		
証書等の種類 及び番号		証書等の有効期間	
証書等の交付 年月日		証書等の交付者	
再交付を受け ようとする理 由			
備考			

第15号様式(第42条関係) (昭46運令48・全改、昭49運令34、昭50運令47、昭56運令12・昭58  
運令42・昭59運令18・平12運令39・平14運令79・平15運令66・一部改正)



## 備考

- 1 船舶検査済票の番号は、図示の例により表示するものとする。
  - (i) 「検査済」の文字の下の数字は、当該船舶検査済票に係る船舶が定期検査に合格した年を表わすものとする。
  - (ii) 構成する数字は、(i)又は(iii)により定めた番号とする。
    - (iii) 当該船舶が小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号)第3条による登録を受けている場合にあつては、船舶番号のアラビア数字とする。
    - (iv) (iii)以外の場合は、管海官庁又は小型船舶検査機関の事務所ごとに重複しない番号とする。
- 2 「国土交通省」の文字は、小型船舶検査機関が検査を行った場合は「日本小型船舶検査機関」とする。

第16号様式(第43条関係) (昭46運令48・全改、昭49運令47・平元運令24・一部改正)

## 臨時航行許可証

## 第 号

船舶及び船名		船舶所有者	
船舶番号又は漁船登録番号		総トン数又は船舶の長さ	
航路			
期間			
航行上の条件			
船舶安全法第9条第2項の規定により交付する。			
年 月 日			
管海官庁(氏)印			

第16号の2様式(第43条の2関係)(平10達令10・追加、令2國交令98・一部改正)

臨時航行許可証交付申請書

年月日

申請者の氏名又  
は名称及び住所下記の船舶の臨時航行許可証について、その交付を受けたいので、船舶安全法  
施行規則第43条の2第1項の規定により申請します。

船舶所有者の氏名又は名称及び住所			
船種及び船名		船舶番号、船舶検査簿の番号又は漁船登録番号	
総トン数又は船舶の長さ		どう載する旅客の数又は貨物の量	
臨時航行しようとする期間、航路及び理由			
最近一年間に臨時航行許可証の交付を受けて臨時航行した日数			
備考			

第17号様式(第45条関係)(昭66達令48・全改、昭67達令47・平元達令24・一部改正)

製造検査合格証明書

第 号

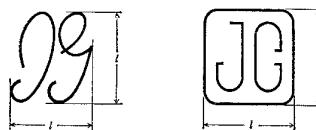
製造者の氏名又は名称及び住所						
製造をした事業場の名称及び所在地						
製造番号		検査番号				
船種及び船質		主機の種類及び数				
船舶の長さ及び計画総トン数		主機の計画出力				
用途		制限汽圧				
航行区域 (從業制限)		国際航行に従事するかどうかの別				
夏季滿載喫水(帆船となるものにあつては、海水満載喫水)及び最高区画満載喫水						
備考						
上記船舶は、船舶安全法第6条第1項(第2項)の規定による検査に合格したこととを証明する。						
年月日						
菅海官署(氏名)印						

第18号様式(第45条関係) (昭60運令48・全改、昭62運令47・平元運令24・一部改正)

## 予備検査合格証明書

第 号

物件の名称及び 型式	
検査申請者の氏 名又は名称及び 住所	
製造者氏名又 は名称	
製造番号	
検査番号	
備考	
上記物件は、船舶安全法第6条第3項の規定による検査に合格したこと を証明する。	
年 月 日	
管海官署(氏名)印	

第19号様式(第45条関係) (昭60運令48・全改、昭62運令47・昭63運令18・一部改正)  
(管海官署の証印) (小型船舶検査機関の証印)*l*は、4ミリメートル以上とする。

第19号の2様式  
(第45条関係)

第19号の2様式(第45条関係) (昭46運令34・追加、昭50運令47・昭53運令61・平元運令24  
・平5運令63・令2國交令88・一部改正)

予備検査合格証明書交付申請書

年 月 日

般

申請者の氏名又  
は名称及び住所

下記の物件について、予備検査合格証明書の交付を受けたいので、船舶安全法  
施行規則第45条第4項の規定により申請します。

物件の名称及び 型式	
製造者の氏名又 は名称	
製造(改造、修 繕又は整備)を した事業場の名 称及び所在地	
製造番号	
検査番号	
備考	

第20号様式  
(第45条関係)

第20号様式(第45条関係) (昭46運令48・全改、昭50運令47・昭53運令61・平元運令24・平9  
運令63・令2國交令88・一部改正)

製造検査又は予備検査合格証明書再交付申請書

年 月 日

般

申請者の氏名又  
は名称及び住所

下記の船舶(物件)の製造検査(予備検査)合格証明書について、その再交付  
を受けたいので、船舶安全法施行規則第45条第5項の規定により申請します。

船舶の長さ及び 幅(直線下ヶ敷 (物件の名称及 び型式))			
製造(改造、修 繕又は整備)を した事業場の名 称及び所在地			
建造番号 (製造番号)		検査番号	
製造検査(予備 検査)合格証明 書の番号及び交 付年月日			
再交付を受けよ うとする理由			
備考			

第21号様式（第46条関係）（平16年文令61・全改、平18年文令12・平20年文令100・一部改正）

1

船種及び船名

船舶番号・船舶検査済票  
の番号又は漁船登録番号

船 簿 港

船 舶 所 有 者

## 船 舶 檢 查 手 繪

年 月 日 交付  
管海官序 (氏 名) 印

管海官序 (氏名) 印

1

(1) 検査の時期及びその執行の記録

2

(2) 無線電信等の施設の免除に関する記事

2

(3) ドック入れ又は上架の記録

(注) 1 この記録は、船舶所有者が記載すること。  
2 この記録は、船底、かじ及びプロペラの検査を受けるためドック入り又は上架をした場合は、記載を要しない。  
3 船舶安全法第8条の船舶については、記載を要しない。

(五)

(4) 保守の記録				
時	期	船体の部分又は 物件の名称	保守の内容	備 考
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
<hr/>				
	年 月 日			

(注) 1 この記録は、船舶所有者が記載すること。

- この記録は、検査を受けた事項について変更をした場合又は変更が生じたため修理等をした場合にその内容を記載すること。ただし、当該変更について臨時検査を受けるべき事由が生じた場合は、記載を要しない。
  - 船舶安全法第8条の船舶の同法第2条第1項各号に掲げる事項については、記載を要しない。

(二)

(b) 船舶検査証書		第 号
総 ト ン 数 又 は さ 船 舶 の 長 さ		
用 途		
船 舶 所 有 者		
有 効 期 間	年 月 日まで	
航 行 上 の 条 件		
航行区域又は從業制限 (国際航海に從事する船舶) (にあっては、その旨)		
最 大 搭 載 人 員		
制 限 気 圧		
満 載 噫 水 線 の 位 置		
区画満載喫水線の位置		
木材満載喫水線の位置		
その他の航行上の条件		

(c) 積歴記録	
(i) 船舶の要目	
旗国	
船舶が初めて登録された日	
国際海事機関船舶識別番号	
船名	
船籍港	
船舶所有者(船舶所有者が複数存在する場合はすべての者)の氏名又は名称及び住所	
国際海事機関船舶所有者識別番号(船舶所有者が複数存在する場合はすべての者の番号)	
船舶借入人(船舶借入人が複数存在する場合はすべての者)の氏名又は名称及び住所	
1974年の海上における人命の安全のための国際船舶積荷規則第9章第1規則第2項に規定する船舶の名前及び住所並びに安全管理を実施する場所	
国際海事機関会社識別番号	
船級の登録を行つている機関	
1974年の海上における人命の安全のための国際船舶積荷規則第9章第1規則第2項に規定する船舶の名前及び住所並びに安全管理規則に規定する適合審査証書又は臨時適合審査を交付した機関及び当該交付に係る検査を実施した機関	
1974年の海上における人命の安全のための国際船舶積荷規則第9章第1規則第2項に規定する船舶の名前及び住所並びに安全管理規則に規定する安全管理証書又は臨時安全管理証書を交付した機関及び当該交付に係る検査を実施した機関	
1974年の海上における人命の安全のための国際船舶積荷規則第9章第1規則第2項に規定する船舶の名前及び住所並びに安全管理規則に規定する船舶保安証書又は臨時船舶保安証書を交付した機関及び当該交付に係る検査を実施した機関	
(c) 1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づく積歴記録 (注) 様式及び記載方法は、国際海事機関の定めるところによる。	

第21号の2様式(第46条関係) (平16国交令61・追加、平18国交令12・一部改正)

4

船種及び船名

船舶番号・船舶検査済票  
の番号又は漁船登録番号

### 船籍港又は定係港

船 舶 所 有 者

## 船 舶 檢 查 手 繩

年   月   日  交付  
每官序(氏      名) 印

管海官序 (氏名) 印

二

(1) 検査の時期及びその執行の記録

2

(2) 無線電信等の施設の免除に関する記事

2

(3) ドック入れ又は上架の記録

時	期	場	所	船底、かじ及びブロペラの状態
年				
月	日			
年				
月	日			
年				
月	日			
年				
月	日			
年				
月	日			
年				
月	日			

(注) 1 この記録は、船舶所有者が記載すること。  
2 この記録は、船底、かじ及びプロペラの検査を受けるためドック入り又は上架をした場合は、記載を要しない。  
3 船舶安全法第8条の船舶については、記載を要しない。

(五)

(4) 保守の記録		船体の部分又は 物件の名称	保守の内容	備 考
時 期				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
<hr/>				
月 日				
年 月 日				

(注) 1 この記録は、船舶所有者が記載すること。

- 2 この記録は、検査を受けた事項について変更をした場合又は変更が生じたため修理等をした場合にその内容を記載すること。ただし、当該変更について臨時検査を受けるべき事由が生じた場合は、記載を要しない。
  - 3 船舶安全法第8条の船舶の同法第2条第1項各号に掲げる事項については、記載を要しない。

(2)

(b) 船舶検査証書		第 号
総 ト ン 数 又 は 船 舶 の 長 さ		
用 途		
船 舶 所 有 者		
有 効 期 間	年 月 日まで	
航 行 上 の 条 件		
航行区域又は從業制限 (国際航海に從事する船舶) (にあっては、その旨)		
最大搭載人員		
制限汽圧		
満載喫水線の位置		
区画満載喫水線の位置		
木材満載喫水線の位置		
その他の航行上の条件		

第21号の3様式(第46条関係)(平成文令61・追加)  
(-)

船舶検査証の番号
船舶検査手帳
年 月 日 交付印 小型船舶検査機構又は管海官署

第21号の3様式  
(第46条関係)



第21号の4様式 (第46条の2関係) (平6運令14・追加、平9運令83・一部改正、平10運令  
令61・旧第21号の3様式様下、平24運令91・旧第21号の5様式様上・一部改正、令24運令  
98・一部改正)

## 有効期間延長申請書

年 月 日

般

申請者の氏名又  
は名称及び住所

下記の船舶の船舶検査証書について、船舶安全法施行規則第46条の2第2項  
(第3項)の規定により有効期間延長の期日の指定を受けたいので、同条  
第4項の規定により申請します。

船舶所有者の氏名 又は名称及び住所			
船種及び船名		船舶番号、船舶検 査登録番号又は 漁船登録番号	
船舶検査証書 の番号		船舶検査証書の有 効期間	
運航予定			
備考			

第21号の5様式 (第46条の4関係) (平24運令91・追加、令24運令98・一部改正)

## 中間検査期日指定申請書

般

年 月 日

申請者の氏名又  
は名称及び住所

下記の船舶について、船舶安全法施行規則第46条の4第1項の規定により中間検  
査の時期の指定を受けたいので、同条第2項において準用する同令第46条の2第4  
項により申請します。

船舶番号、船舶検 査登録番号又は 漁船登録番号			
時期の指定を 受けようとす る期間検査の 種類			
船舶検査証書 の有効期間			
運航予定			
備考			

第22号様式(第56条関係)(昭和運令48・昭50運令47・平元運令24・一部改正)

## 揚貨装置制限荷重等指定書

第 号

船名及び船舶番号

船舶所有者の氏名  
又は名称及び住所

種別並びにその位置 及び番号	荷重試験に おける最大 積み角度 (シーケンジングの旋回 半径)	試験荷重	制限荷重	制限角度 (制限半径)	備考
		トン	トン		

上記のとおり制限荷重及び制限角度(制限半径)を指定する。

年 月 日

管海官庁(氏)印

名)印

第22号の2様式(第56条の2関係)(昭52運令28・追加、平元運令24・一部改正)

## 昇降機制限荷重等指定書

第 号

船名及び船舶番号

船舶所有者の氏名  
又は名称及び住所

種別並びにその位置 及び番号	試験荷重	制限荷重	定員	備考
	キログラム	キログラム	人	

上記のとおり制限荷重及び定員を指定する。

年 月 日

管海官庁(氏)印

名)印

第22号の3様式  
(第56条の3関係)

第22号の3様式 (第56条の3関係) (昭55年令1・追加、平元令24・一部改正)

焼却炉制限温度指定書

第 号

船名及び船舶番号

船舶所有者氏名

又は名称及び住所

種別並びにその位置及び番号	試験温度	制限温度	備考
	攝氏度	攝氏度	

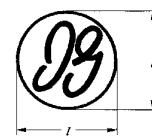
上記のとおり制限温度を指定する。

年 月 日

管海官署 (氏 名) 印

第22号の4様式  
(第56条の4関係)

第22号の4様式 (第56条の4関係) (平10年令6・改正)  
(管海官署の証印)



*l*は、6ミリメートル以上とする。

第22号の5様式(第56条の4関係)(平2006年6月・全般)

CSC SAFETY APPROVAL		
証印		
J- / / / /		
DATE MANUFACTURED		
IDENTIFICATION No.		
MAXIMUM OPERATING GROSS MASS	kg	lb
ALLOWABLE STACKING LOAD		
FOR 1.8g	kg	lb
TRANSVERSE RACKING TEST FORCE		
		newtons
ONE DOOR OFF:		
ALLOWABLE STACKING LOAD		
FOR 1.8g	kg	lb
TRANSVERSE RACKING TEST FORCE		
		newtons
FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE		

- (例) 1 安全承認板は、耐久性、耐食性及び耐火性を有する方形の板とすること。  
 2 縦は100ミリメートル以上、横は200ミリメートル以上とすること。  
 3 「CSC SAFETY APPROVAL」の文字の大きさは、それぞれ8ミリメートル以上。他の文字及び数字は、それぞれ5ミリメートル以上とすること。  
 4 船舶設備規則第13号表(7)又は(8)に定める荷重の大きさ以外の荷重の大きさにより端壁試験又は側壁試験を行つたコンテナにあつては、

「TRANSVERSE RACKING TEST FORCE  
newtons  
ONEDOOR OFF:  
ALLOWABLE STACKING LOAD  
FOR 1.8g kg lb  
TRANSVERSE RACKING TEST FORCE  
newtons」  
MAINTENANCE EXAMINATION DATE」の間に、それぞれ「END WALL STRENGTH」の文字及び第56条の4第1項の規定により指定された端壁

強度又は「SIDE WALL STRENGTH」の文字及び同項の規定により指定された側壁強度を標示すること。

- 5 「FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE」の下には、次回以降の保守点検を行うべき年月を標示できるように適当な余裕を設けること。



## (三)

(2) 搬貨装置(クレーン、ワインチ及びホイスト)の検査の記録

種別及び その位置 又は番号	制限荷重 等指定書 の番号	検査検査相点 年月日	当者名	検査検査相点 年月日	当者名	検査検査相点 年月日	当者名	検査検査相点 年月日	当者名	備考

(注) この表は、管海官庁又は船級協会が検査を行なつた場合に記載する。

## (四)

(3) 搬貨器具の1年ごとの精度点検の記録

種別及び搬貨器具使用開始の年 又は記号試験成績書の年	検査検査相点 年月日	当者名	検査検査相点 年月日	当者名	検査検査相点 年月日	当者名	備考

(注) 1 この表は、船舶安全法施行規則第60条の規定による点検を行なつた場合に記載すること。

2 備考欄には、商業した旨又は溶接による修繕等により搬貨器具試験成績書を再発行した旨を年月日とともに記載すること。

## (五)

(4) 搬貨器具の鍛鉄の記録

種別及び搬貨器具 又は其試験成績書の年 又は記号の番号	鍛鉄使用開始の年 月日	鍛鉄鍛鉄鍛 認者の名	鍛鉄鍛鉄鍛 認者の名	鍛鉄鍛鉄鍛 認者の名	鍛鉄鍛鉄鍛 認者の名	備考

(注) この表は、れん鉄製のチェーン、リング、フック、シャツクル又はスイベルについて鍛鉄を行なつた場合に記載すること。

第24号の2様式（第61条の2関係）(昭53年令81・追加)

（一）

船名
船舶番号
船舶港
船舶所有者の氏名 又は名称及び住所
昇降設備検査記録簿
昇降機番号・型式・要目

（二）

昇降設備の6月ごとの点検の記録					
種別並びにその位置及び番号	使用開始年の年月日	点検年月日	点検担当者の氏名	点検年月日	点検担当者の氏名
					備考欄

(注) 1 この表は、船舶安全法施行規則第60条の2の規定による点検を行つた場合に記載すること。  
 2 使用開始した場合、廃棄した場合及び昇降設備検査記録簿を再発行した場合は、それぞれその旨を年月日とともに備考欄に記載すること。

第24号の3様式（第61条の3関係）(昭53年令81・追加)

（一）

船名
船舶番号
船舶港
船舶所有者の氏名 又は名称及び住所
焼却設備検査記録簿
焼却炉番号・型式・要目

（二）

焼却炉の12月ごとの点検の記録					
種別並びにその位置及び番号	使用開始年の年月日	点検年月日	点検担当者の氏名	点検年月日	点検担当者の氏名
					備考欄

(注) 1 この表は、船舶安全法施行規則第60条の3の規定による点検を行つた場合に記載すること。  
 2 使用開始した場合、廃棄した場合及び焼却設備検査記録簿を再発行した場合は、それぞれその旨を年月日とともに備考欄に記載すること。

第24号の4様式(第65条関係)(平15年文令62・追加)

防汚方法に関する宣言書  
DECLARATION ON ANTI-FOULING SYSTEM  
船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約に基づいて作成した。

Drawn up under the  
International Convention on the Control of Harmful Anti-Fouling Systems on Ships

船舶の要目Particulars of ship

船名

Name of ship.....

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters.....

船籍港

Port of registry.....

長さ

Length.....

総ト�数

Gross tonnage.....

国際海事機関船舶識別番号(該当する場合)

IMO number (if applicable) .....

この船舶に用いられた防汚方法が上記の条約附属書1の規定に適合していることを  
宣言する。

I declare that the anti-fouling system used on this ship complies with Annex 1 of the  
Convention.

日

Date : .....

船舶所有者又は船舶所有者に

より認められた代理人の署名

Signature of owner or owner's authorized

agent : .....

## 施用された防汚方法の裏書

Endorsement of anti-fouling system(s) applied

## 防汚方法の種類及び施用の日

Type(s) of anti-fouling system(s) used and date(s) of application.....

日

Date : .....

船舶所有者又は船舶所有者により認められた代理人の署名

Signature of owner or owner's authorized agent : .....

## 防汚方法の種類及び施用の日

Type(s) of anti-fouling system(s) used and date(s) of application.....

日

Date : .....

船舶所有者又は船舶所有者により認められた代理人の署名

Signature of owner or owner's authorized agent : .....

## 防汚方法の種類及び施用の日

Type(s) of anti-fouling system(s) used and date(s) of application.....

日

Date : .....

船舶所有者又は船舶所有者により認められた代理人の署名

Signature of owner or owner's authorized agent : .....

(注) 日本語で記載する場合(署名を除く。)には、英語の訳文を付すこと。

第25号様式(第66条関係) (昭50運令47・平元運令24・平9運令83・令2国交令98一部改正)

手数料納付書

殿

年 月 日

申請者の氏名又  
は名称及び住所

下記の申請について手数料を納付します。

- 1 申請事項
- 2 金額
- 3 備考

